日本犯罪社会学会主催
2010 年度（財）社会安全研究財団助成事業
第 7 回　公開シンポジウム成果報告書

# 「有罪判決後の被告の人生」

## ―量刑のための知識―

電子版

2011 年 3 月 1 日発行

# 目 次


| | | |
|---|---|---|
| 刊行に寄せて | 河合幹雄 | …3 |
| はじめに | 矢島正見 | …4 |
| 企画趣旨 | 河合幹雄 | …5 |
| 【報告論文】 | | |
| 誰がどう更生させるのか ～現状を知ることから～ | 河合幹雄 | …6 |
| 裁判員裁判と量刑 ―刑事訴訟法学の立場から | 指宿 信 | …12 |
| 裁判員量刑検索システムについて | 高橋康明 | …19 |
| 刑事施設における処遇を中心に | 小柳 武 | …23 |
| 保護観察が付くとどうなるのか ～現状と課題～ | 生島 浩 | …31 |
| コメント1. | 大塚浩之 | …37 |
| コメント 2 | | |
| 市民の司法参加と修復的正義･司法 ――裁判員裁判を通して見えてきたもの―― | 細井洋子 | …38 |
| 質疑応答 | 小関慶太<br>犬山絵美 | …73 |
| 学会紹介･編集後記 | 小関慶太 | …86 |


※電子版と冊子版（非売品）では、ページ番号の一部が異なっています。

# 刊行に寄せて

日本犯罪社会学会渉外委員長
河合　幹雄（桐蔭横浜大学）

## 1. 謝辞

日本犯罪社会学会主催第７回公開シンポジウムの成果を、このように公表できる運びになりまして、真にありがたく存じます。

まず、毎年、公開シンポジウムのためにご助成をいただいている財団法人社会安全研究財団に深く感謝の意を表明したいと思います。

続きまして、ご後援をいただきました最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会ならびに世田谷区教育委員会にも、大変感謝いたします。

会場をご提供いただきました国士館大学にも厚く御礼申し上げます。

## 2. テーマ選定の経緯

思い起こせば2009年10月、第６回公開シンポジウムを北九州市立大学で実施し終えた直後に今回の企画はスタートしました。今年度の実行委員長は、わたくしが来年度の世界大会（国際犯罪学会第16回世界大会・神戸開催）を見越した上で渉外委員長と兼務した形で務めさせていただきました。実行委員には、日本犯罪社会学会の渉外委員会のメンバー（河合幹雄・高橋則夫・丸山泰弘・小関慶太）と企画調整委員会のメンバー（福島至・新恵理）に、国士館大学の加藤直隆会員にも加わっていただいた。真に心強いかぎりであった。

2009年５月より裁判員制度が始まり、本シンポジウム開催時には、開始から１年半がたとうとしています。裁判員裁判では、多様な議論が行われており性犯罪事件の裁判員の参加や死刑求刑事件など裁判員が判断に困惑してしまうケースもあります。そこで本年度のテーマとして、市民向けの公開講座として「有罪判決後の被告の人生～量刑のための知識」と題しまして、判決後の被告人が社会内処遇・施設内処遇においてどのような矯正教育が行われるのか。刑罰の執行が行われるのかを、わかりやすく説明を行う試みに挑みました。

# はじめに

日本犯罪社会学会会長
矢島　正見（中央大学）

日本犯罪社会学会では、研究成果の一端を市民の皆様に公開し、皆様のお役に立つことができればと、2004 年以来、年次大会の一環として開催校のご協力をいただき、毎年「公開シンポジウム」を開催してまいりました。

第1回(2004 年度)は「少年非行の最前線」と題して東京で開催し、第2回(2005 年度)は「犯罪と防犯」をテーマに大阪で開催し、第3回(2006 年度)は「幼少期の育ちと青少年の暴力－いま子育てを考える－」と題して東京で開催し、第4回(2007 年度)は「ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)」と題して京都で開催し、第5回(2008 年度)は「ファミリー・バイオレンスにどう対応するか」と題して東京で開催しました。第1回から第5回までの開催は東京圏と関西圏でしたが、第6回(2009 年度)の公開シンポジウムは舞台を九州圏に移し、「薬物犯罪の現状と課題－地域社会における多機関連携アプローチの取組み－」と題して北九州市で開催しました。

また、第4回の公開シンポジウムでは、その後、議論を発展させて、日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』(2009 年 1 月、現代人文社)が刊行され、第5回公開シンポジウムも同様に、日本犯罪社会学会編『公開シンポジウム　ファミリー・バイオレンスにどう対応するか』(2009 年 7 月、尚学社)が刊行され、そして第6回の公開シンポジウムでは、その成果報告書として『薬物犯罪の現状の課題－地域社会における多機関連携アプローチの取組み－』が 2010 年 3 月に刊行されました。

さて、本年度(2010 年度)の第7回は、舞台を東京に移し、2010 年 10 月 1 日（金）13 時 00 分から 16 時 30 分まで、国士舘大学世田谷キャンパス中央図書館棟地下多目的ホールにて、「有罪判決後の被告の人生～量刑のための知識」と題して、公開シンポジウムを開催いたしました。

問題提起者は河合幹雄氏（桐蔭横浜大学）、パネリストは指宿信氏（成城大学）、高橋康明氏（最高裁判所事務総局刑事局）、小柳武氏（常磐大学）、生島浩氏（福島大学）、コメンテーターは大塚浩之氏（読売新聞論説委員）、司会は細井洋子氏（東洋大学）、という豪華メンバーです。

本報告書はこの第7回シンポジウムの総括です。問題提起者と各パネリストによる5本の報告論文、コメンテーターと司会者のコメント文、コメンテーターから報告者に対しての質疑と応答、パネリスト間での討論、フロアーとの質疑応答と、当日のシンポジウムをさらに論理化・緻密化させ充実あるものに完成させた報告書となっております。86 頁の本報告書を片手にマーカーペンをもちながらじっくりと読んでいただければ幸いです。

# 企画趣旨

第 7 回公開シンポジウム実行委員長
河合　幹雄（桐蔭横浜大学）

本シンポジウムの趣旨説明として、最もわかりやすい話をすれば、裁判員制度が導入され、一般市民の皆様が量刑判断しなければならなくなった。そこで、日本犯罪社会学会としては、その量刑判断のために必要な知識を、皆様に提供するということになる。

しかし、この説明は、実は方向が逆さま向いている。本来、国民は、裁判員制度が導入されなくても、どの程度の犯罪を行ったならば、どの程度の刑罰に処すかと言う量刑基準を知っていなくてはならない。そもそも罪種（犯罪の種類）に対応した刑罰の程度は、法律専門用語を使えば罪刑法定主義により、法律で定められていなければならない。立法者である国民は、それを知っているどころか決定者のはずなのである。ところが、残念ながら、量刑基準を承知している国民は少ない。専門家のみが、それを知りコントロールしてきたのが実情である。この国民が知らない、あるいは、知らされていない状況を改善するために裁判員制度が導入されたという理解が本筋にあった理解である。

そういうわけで、本シンポジウムのタイトルは、裁判員制度における量刑判断ではなく、「有罪判決後の被告の人生　～量刑のための知識」である。裁判員対象事件より広く、全犯罪に対して、刑罰を受ける人について理解を深めようということである。

以上が原則論であるが、とはいっても、現実的に、本シンポジウムが裁判員に選ばれた皆さんのお役立てるとすれば、その意義もまた大きいと考えている。なお、死刑については、刑罰として極めて重要であることはいうまでもないが、質の違う論点が多く含まれるので、今回の議論の対象からはずしたい。

私の問題提起に続いて、パネリストの皆さんに、①裁判員制度と量刑について、②そこで使われている量刑データベースについて、③刑務所はどのような所でどのように運営されているか、④出所した人は、社会から受け入れられているのか、保護観察処分とはどのようなものかを、順次話していただく。

【報告論文 1】

# 「誰がどう更生させるのか　～現状を知ることから～」

桐蔭横浜大学教授・法社会学専攻
河合　幹雄

## はじめに

問題の原点は、捕まえた犯罪者をどうすればよいのかということである。理想を考えれば、罰を科さなければならないということと、更生させて二度と犯罪を起こさせないということが、目標としてあげられるであろう。ところが、厳しく罰するということを現行法制度の中で考えるならば、体罰ができない以上、長期に刑務所に入れるということになる。そして、長く刑務所に入れることは、長期に渡って社会から隔絶するのであるから、刑務所を出所後に社会適応することを困難にしてしまう。二十年など本当に長期になれば親もこの世にいなくなり友人関係どころか知り合いさせ探すのに苦労するようになってしまう。これが、自由刑に頼る現代の刑罰制度の持つジレンマである。

また、個人個人には、それぞれ異なった事情や条件がある。犯罪者が相手となれば、普通の人でない可能性は高く、かなりの特殊事情を、ひとつとは限らずに持っていることが多い。実行してしまった犯罪行為の種類だけから刑罰を決めるわけにはいかない。また、事後、反省しているかどうかということも考慮の対象となる。このことが意味するのは、犯罪の種類を細かく決めて自動的に刑罰が決まるような表を作って当てはめるようなことはできないということである。それだからこそ、一人一人の被告人のために、ひとつの裁判を開くということが制度として規定されている。決められたとおりに実施する行政の活動と比較して、この部分こそまさに、裁判つまり司法というものが行政と異なることを示している。職業裁判官であれども、適切な刑罰を選択する量刑の決定は、実にむずかしい仕事なのである。

この量刑を、裁判員として一般市民が担わなければならない。そのことを前提すれば、一般市民として何を知っておけばよいのか検討しなければならない。必要なのは、刑法の知識ではない。むしろ、犯罪者が刑罰を受け、そしてその後に、どのように生きていくのかについての知見こそ必要であろう。シンポジウムでは、裁判員制度の仕組みと開始一年間の状況の検討の後、刑務所での生活、出所後の生活について各報告者に報告していただく。以下、その前提としての知っておくべきより広範囲に刑事司法を一瞥した状況について私のほうからお話したい。

## 1.一般市民の認識とのズレ

最初に指摘しておかなければならないことは、一般市民の認識している刑罰と、実際の運用が大きくズレていることである。道徳教育次元で「泥棒すれば警察に捕まって刑務所に入れられる」という「常識」があるが、これは、真実からほど遠い。初犯なら単純に窃盗して実刑（刑務所に入れられる）になることはまずない。公式統計を紐解けば、年間検察官に送られる送検事件は、ここ 10 年の平均なら 200 万人程度あるが、そのうち刑務所入所者は約 3 万人と2%に届かない。少年院に入院する 5 千人を加えても大差ない。ほとんどは帰宅させてもらっているのである。日本の刑事司法

の運用方針は、まず、捕まえるが、その後、できるかぎり実刑は避けて、やむをえず実刑にする場合も、できるだけ早く出すというものであった。まず罰をという「市民感情」との差は大きい。

刑務所を出所してからの、いわゆる前科者がどうしているかといえば、一般市民は、普通、知り合いの中に前科者はひとりもいないし、近所にいるという噂も知らない。まさに、その存在を知らないという状況であろう。

このような認識のズレを、以下与える情報と分析によって、どのようなズレなのか理解してほしい。

## 2.世界の刑罰との比較

日本の刑罰がどうなっているのか理解するために、諸外国の刑罰と比較しておこう。日本の刑罰が「軽い」であろうことは、時折耳にする諸外国での判決と比較しても、なんとなく知られていると予測する。前述のように、滅多に実刑にせず刑期も短いのであるから、かなり大幅に「軽い」ということは事実である。ただし、世界中で死刑廃止が実現する中で、日本は、数少ない死刑執行が本当に行われる国であるというもうひとつ別の側面も持つ。死刑については、企画趣旨で述べたように今回は踏み込まないが、これは、刑罰が「軽い」ことと大いに関係があると私は考えている。これは、制度の精神として規定されているわけではなく、私の解釈であるが、一般市民に刑罰が実は「軽い」ことを知らしめないで、刑罰の威嚇効果を維持するために死刑の存置は、役立ってきたと思う。

一般人がどれほどの刑罰の重さを求めるのかということになると、これについては詳細な意識調査がある。国連が先進国に対して、ショーウンドーを壊して個人商店からテレビ一台が盗まれたといったような具体的な事例に対して、どのような罰を求めるかアンケートしたものである。これによると、日本人は、最も厳罰を求めるグループに属する。歴史を振り返ると、中世から、盗人死罪と言われ庶民は厳罰志向であったが、幕府は、お慈悲で許す撫民政策をとることが伝統であった。時折残酷な死刑を公開で執行し、残りは許してつかわすという江戸時代のやり方は、現代にも引き継がれているように思われる。

## 3.検挙率と重罰化

日本の刑罰が「軽い」ということをどのように理解するかについて、大切な手がかりをひとつあげておこう。犯罪者の視点に立てば、わかりやすいことであるが、刑罰の軽重の前に、捕まえられる可能性が高いかどうかがより重要である。検挙率が下がれば、犯罪者側にリスクと感じさせるためには、刑罰を重くせざるを得ない。この逆を考えれば、検挙率が高ければ、刑罰は軽くてもよいことになる。そうだとすれば、世界各国を比較すれば、最も検挙率が高く治安がよい日本において、諸外国よりも刑罰が軽いことは当然である。これにはもちろん例外もあって、シンガポールのように刑罰が重く治安がよい所もある。これは、国土の狭さなど他の要因によるものと考えられる。

## 4.社会的制裁

刑罰の軽重を考察する際に、もうひとつ考慮しなければならないことがある。社会的制裁のことである。よく判決にも、「社会的制裁を既に十分受けていることを考慮し」などという形でててくることも

あるが、刑罰として国家から強制されるもののほかに、社会内の人々から犯罪行為に対する制裁として科されるものがある。具体的には、会社から解雇されること、近所付き合いをしてもらえないことなどである。

この社会的制裁に関しては、日本社会ほど厳しい社会はない。前科者は、まともな企業では雇ってもらえず、いわゆる世間からは姿を消す。確かに、日本の刑期は短いが、出してもらっても、快適な居場所はどこにもないのである。結果的に、危険な仕事など、必要な仕事ではあるが、普通の人はそのような職業につきたがらないような職種にたずさわることになる。そこで命を落としても、それはむしろ、その後に再犯していないので立派に更生したことに統計上はなっている。職につけずに、いわゆる行き倒れになる人もいる。ホームレスとなり、そのような生活なら刑務所内のほうが、寝床もあれば食事もあり、まだ快適であるということで、再入所してくる者も多い、統計を見れば、リピーターの受刑者が受刑者全体の約半数を占めている。

このような社会的制裁は、犯罪者個人に限定されない。殺人事件のような大きな事件を起こすと、家族ごと地域社会から追い出されてしまうことも少なくない。

このような厳しい社会的制裁が、とりわけ刑務所出所後に待ち受けていることを無視して、日本の刑罰が「軽い」などと理解していたのではいけない。

## 5.犯罪実態の正確な知識

量刑に直接影響すること以外にも、承知しておくべきことがある。まず、基本情報としての治安状況である。1995 年の地下鉄サリン事件以降、マスコミの犯罪報道の量は大幅に増大し、その結果、日本の治安が著しく悪化しているとの誤解が国民に広がっている。しかし、安全と水はタダといわれ、安全神話が健在であった 1970 年代半ばと比較すれば、現在の犯罪発生数は、きわめて低い。たとえば、殺人事件で実際に殺されてしまった犠牲者の数を比較すれば、70 年代に1200人であったのが、現在では 600 人をきっている。詳しく論ずれば、70 年代には、拉致事件は存在しなかったとして統計にカウントされていないし、児童虐待による殺人も事故扱いになっていたのかカウントされていない。現在は、年間 30 人ぐらいの児童虐待の犠牲者がいることを考慮すれば、半減どころかさらに大幅に犠牲者数は減少している。(図表 1 参照)

## 6.犯罪被害者の実像

次にふれておかなければならないのは、犯罪被害者の実像である。量刑のさいに被害者の望みを重視しようという声は、高まっているかにみえる。しかし、無垢な被害者が殺人鬼のような犯人に殺害されるような事件は実は稀である。殺人に限定せずに、致死事件も含めて故意の犯罪によって生命が奪われた事件において、加害者と被害者の関係を調査すれば、子殺し、親殺し、配偶者間の夫殺し妻殺しという核家族間の事件が過半数である。殺された人の遺族が被害者として法廷にもメディアにも登場するが、現実の事件では、被害者遺族は、加害者本人であることが半分以上なのである。

さらに、残りの事件を検討すれば、いわゆる喧嘩が多く、被害者に大きな責任がある場合がほと

んどである。殺人の場合、被害者が、加害者をいじめていたり連日暴行したりしており、それに対する反撃として殺人が発生しているようなケースも多い。加害者は、自分が腕っ節が弱かったり、社会関係として被害者に虐げられているからこそ、反撃を畏れて殺しきってしまうわけである。知り合いでなかった事件は 1 割強で、そこから酒場で出会っての喧嘩をさしひけば、通り魔事件と呼ばれるような、被害者に落ち度がまったくないのに襲われた理不尽な事件は年間 10 件にも満たない。それほど珍しい事件であるが、メディアに登場するのはこのような事件の遺族である。なんの落ち度もなかったからこそメディアに登場できるのであるから当然である。これらの事例を見て、犯罪被害者像を描くと、それは実態から大きくずれている。

加害者と被害者の関係について、古いが 1977 年の調査結果を以下の図にまとめた。(図表 2 参照)

## 7.世論調査の理解

最後に世論調査について一言しておきたい。アンケート票による意識調査というものは実は、かなり複雑なもので、厳罰志向をたずねるといっても簡単に考えてしまうと落とし穴がたくさんある。

「凶悪事件には厳罰が必要ですか」と尋ねれば、ほとんどの回答者は賛成するが、これで厳罰が望まれているということはできない。厳罰の中身が特定できていないということもあるが、そもそも、「凶悪犯を更生させることが大切ですか」と質問しても同じくらい大多数の賛成がえられる。冒頭で説明したように、厳しさを長期に刑務所に入れるかどうかでしか実現できない場合、厳罰と更生は対立概念である。それなのに両方に賛成が多数となる。どちらか無理に選ばせる質問を立てれば決着がつくと考えるかもしれないが、ことは簡単ではない。「凶悪事犯に対して、厳罰と更生の両方が大切」という選択肢を作ると、皆がこれを選んでしまう。このように社会調査を実施し解釈するうえでのテクニカルな問題があり、調査票を綿密に作成し、結果を丁寧に解釈することが必要である。それなのに、残念ながら、マスコミ報道は、わかりやすい解釈を提示しようとするあまりに勘違いの解釈が示されていることが多い。たとえば、死刑賛成が八十数%といった見出しが躍るが、質問票を見れば、死刑に賛成と答えた人が 8 割以上なのではなく「死刑はやむをえない」という選択肢と賛成の選択肢を選んだ人が 8 割を超えるに過ぎない。これは大違いである。

民主主義の前提として、構成員が十分な情報を与えられていることが必須である。それなのに、犯罪状況はじめ実態についての正確な情報がないうえに、アンケート調査結果も、偏った報道がなされているのでは、討議民主主義が成立しない。マスコミには、是非これまでのやり方、つまり、特異な事件の大量報道ではなく、犯罪の全体像を伝えてほしい。

## 8.犯罪する前と後

最後の注意点である。罰の重さについて語るとき、犯罪をまだしていない状況と、してしまった後では異なる。親鸞の悪人往生説は有名であるが、これを最初に聞いたとき、違和感を抱いた人も多いのではないかと考える。悪いことをしてもよいとは何事だと考えられるからである。この違和感について考えてみると、まだ罪を犯していない状況を想定しており、だからこそ、これから悪いことを

してもよいかのように聞こえるのでおかしいと感じるのである。親鸞は、既に大罪を犯してしまった人物を面前に向き合い、それでも、その人を救済できるであろうかという難問に挑んでいた。それを理解すれば、いかなる大罪を犯した人でも、悔い改めれば救えるということを語っている文脈が理解できる。

裁判とは、まさに、犯罪をしてしまった人物を前に、その処断を決めるものである。犯罪する前は威嚇せねばならず、罰は重く規定したくなるが、実際に悪事をしてしまった人物をそれから、厳しく懲らしめてももう遅い。脅しを、本当に実行するというのは邪道で、脅しは脅しが効いて脅しの内容を実行させないですめば成功なのである。犯罪をする前の想定と比較して、後での決断は、刑罰がかなり軽くなって当然であろう。

アンケートに答える一般市民は、犯罪がまだ起きていない想定で答えているのではなかろうか。そして、裁判員は、犯罪が起きてしまった後の決断を任されている。このことも注意点である。

## むすび

裁判員となることは、一般市民にとって、重い荷物を背負わされた感覚であろう。しかし、裁判員を務めることは、経験してみれば、大きな充実感と、市民社会への信頼感を得ることができる貴重な体験である。単に、市民が量刑を通じて司法に精通するだけでなく、これを機会に、観客のように当事者意識もなく政治を眺める、いわゆるお任せ民主主義を卒業できれば、裁判員制度が導入された意義が本当にあると考える。

(参考文献)
河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』(岩波書店 2004 年)
河合幹雄『日本の殺人』(ちくま新書 2009 年)

(図表 1)

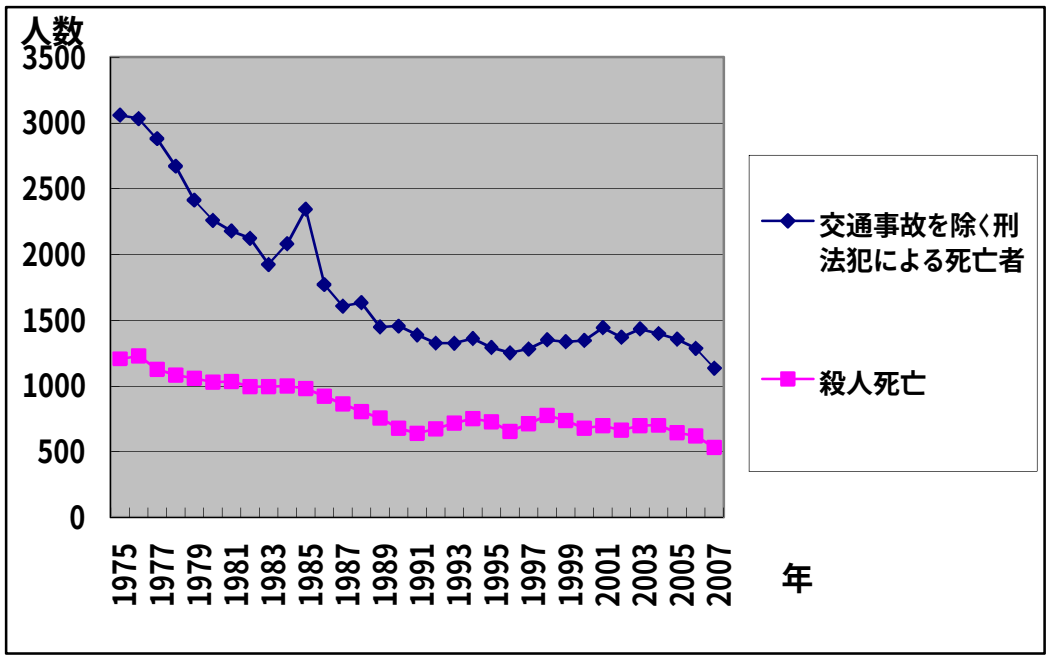


(図表 2) 加害者と被害者関係図

| 被害者は加害者の何にあたるか | | 被害者数 | 構成比率 |
|---|---|---|---|
| 親族 | 配偶者 | 159 | 11.0% |
| | 子 | 505 | 34.9% |
| | 父母 | 87 | 6.0% |
| | 孫 | 2 | 0.1% |
| | 祖父母 | 5 | 0.3% |
| | 兄弟姉妹 | 28 | 1.9% |
| | その他の親族 | 42 | 2.9% |
| | 小計 | **828** | **57.2%** |
| 非親族 | 同居人 | 31 | 2.1% |
| | 知人友人 | 273 | 18.9% |
| | 顔見知り | 155 | 10.7% |
| | 面識なし | 161 | 11.1% |
| | 小計 | **620** | **42.8%** |
| 計 | | 1448 | 100.0% |
| 不明 | | 79 | - |
| 合計 | | 1527 | - |

【報告論文 2】

# 裁判員裁判と量刑－刑事訴訟法学の立場から

成城大学教授･刑事訴訟法専攻
指宿　信

## はじめに－裁判員裁判の量刑

国民が刑事裁判に関与する制度は各国で見られるが、量刑判断に関与するのは英米系ではなく大陸系の国々で見られる。我が国も裁判員裁判の制度設計時に裁判員の選任については陪審型を採用したものの、事実認定に加えて量刑判断も任せるという大陸型を採用することになった。更に、その判断は全員一致ではなく特別多数決制（最低でも一名の裁判官の賛成が多数意見に要求される）を採用しているため、6名（市民）対3名（裁判官）という圧倒的な人数差にもかかわらず市民だけで量刑を決定することが出来ない仕組みが取り入れられている。量刑意見が分かれた場合、最も重い刑の意見（被告人に最も不利な意見）の人数を次に重い刑の意見の人数に加えて、その意見を主張したとみなす方法を採る。これは、後にみるように量刑相場を重く見る裁判官の量刑意見の比重を高めることを可能にしており、裁判員から反発を感じさせるひとつの要因になっているものとみられる。

本稿は、およそ一年半を経過した裁判員裁判の量刑動向と裁判員裁判の経験者（裁判員と裁判官の双方）によるコメントを素材としながら、我が国における裁判員量刑のインパクトを概観し、現時点で考えられる改革の方向性について筆者なりの考え方を示すことを目的としている。

## 1. 裁判員裁判の量刑動向について

裁判員裁判の開始前には厳罰化が警戒されたが、報道によれば現時点ではむしろ量刑面ではばらつきが大きく性犯罪で厳罰化が顕著である、とされるに止まっている。また、執行猶予に保護観察付きを選択する割合が高く、特別予防に関心が高いことが伝えられている。

そこで2009－2010年は、裁判員裁判と裁判官裁判が同種事件において同時におこなわれるという比較が容易な時期であったのでこの間の両者の量刑分布のデータを見ることにした。そうすると裁判員裁判は特定の罪種、とりわけ重い犯罪については重罰化傾向を示しているという結果が得られた。

具体的に犯罪種類別に量刑動向を見てみたい。たとえば表1の示す殺人事件については裁判員量刑のミッドレンジは懲役21～10年の63．5%だが、裁判官量刑だと懲役15～4年が66．1%となっているので裁判員裁判にやや重罰傾向が見られる。特に裁判員量刑では21～16年の28%が裁判官量刑の倍近くあるため、これが全体の重罰化を推進している。

【表1】裁判員裁判と裁判官裁判における殺人事件の量刑分布(%)

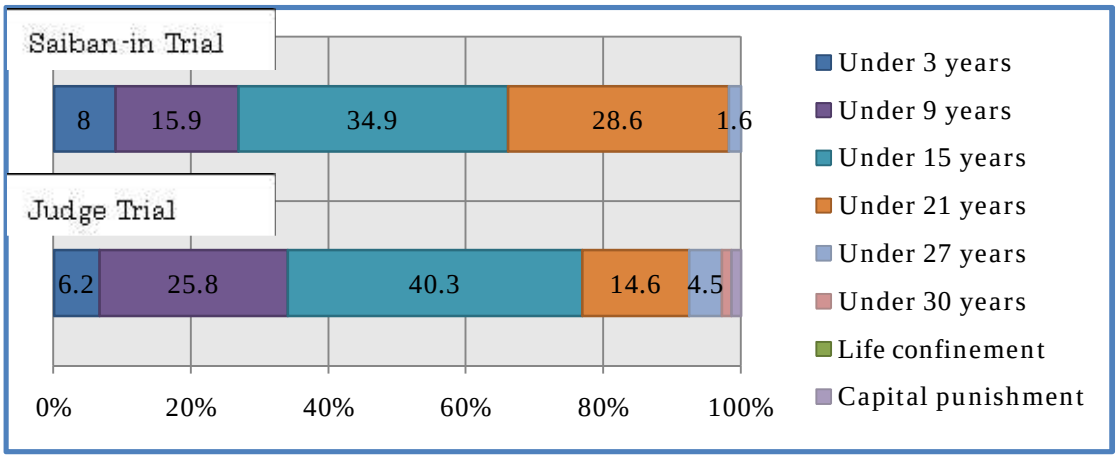


Makoto Ibusuki©2010

表2の傷害致死事案の場合には裁判員裁判の重罰化がやや伺える。ミッドレンジは懲役7～6年で33．3%になっているが、裁判官量刑であれば懲役5～4年で48%だ。もっとも、裁判官量刑は15～8年が23%、裁判員はこのクラスが15．2%であるので、裁判官裁判に比して平均値は高めに出たものの、重い量刑が比較的少ないという結果となっている。

【表2】裁判員裁判と裁判官裁判における傷害致死事件の量刑分布 (%)

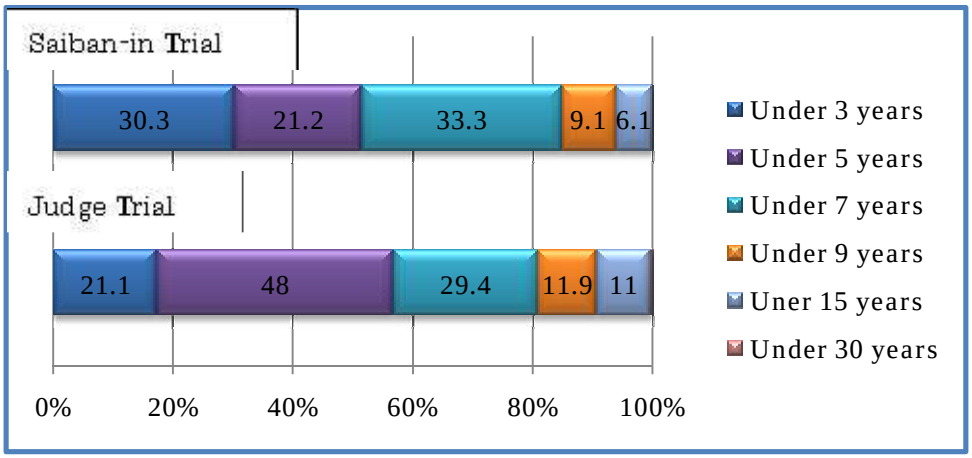


Makoto Ibusuki©2010

性犯罪については報道等でも指摘されているように重罰化の進行が顕著である。表3の強姦致傷事件における裁判員量刑のミッドレンジは懲役13～8年を示していてここで54．7%を占めているのに、裁判官量刑では懲役5～4が36．8%となっており、この格差は相当に大きい。

【表3】裁判員裁判と裁判官裁判における強姦致傷事件における量刑分布(%)

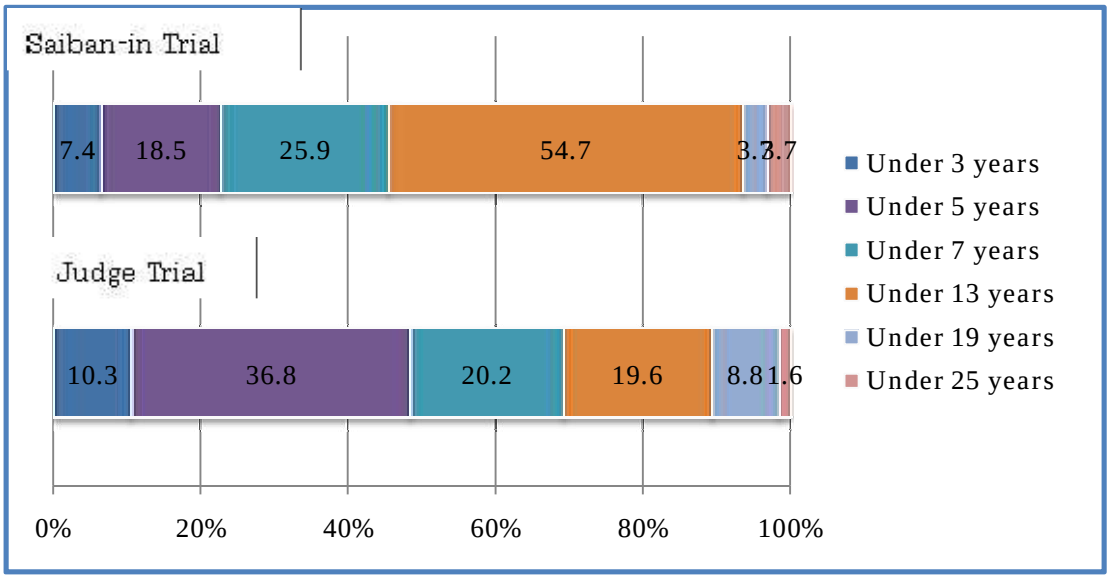


Makoto Ibusuki©2010

## 2. 裁判員の感想について

新聞記事に現れた記者会見での裁判員経験者たちの声を拾ってみると、裁判員たちが量刑参加にどのような感想を持っているかが率直に伝わってくる。まず、量刑判断参加への賛否について、裁判員たちの感想はまちまちで賛否が分かれているといえよう。とはいえ、事実認定はさておき、量刑については裁判官だけに委ねるべきとする声も少ない割合ではあるが発されている。

・「裁判長が初めから量刑の“落としどころ”を決めていた印象がある」(30代男性会社員、保護責任者遺棄致死)

・「極論すれば裁判員がいなくても同じ結論だと思った」(40代会社員、殺人)

・「感情に流されないか不安。量刑はプロに任せたい」(60 代主婦、殺人・窃盗)

などという制度批判の意見も見られた。

これに対して最も活発な意見が表明されたのは量刑相場についてである。

・「量刑基準 (分布) は、被害女性の立場等を考えると、やや軽すぎる。見直す必要がある」

・「被害は (心の) 一生の傷になることを考えると、今までの量刑は軽すぎた。判決は評価できます」(40代女性、強姦致傷事件)

・「(量刑判断の参考として評議で示された同種事件の一覧について) 過去の案件も大切だが、自分の意見を言えなくなる。これでは参加の意味がない」(女性、強姦致傷事件)

・「補充裁判員だった30代男性は「裁判員裁判で市民を使って (過去の事例を) 追認させようとしているのかと思わざるをえない」(30代補充裁判員、傷害致死事件)

・「裁判官に『違います』と言われ、自分の意志を貫けなかった。裁判員が参加する意味がないのではないか」(女性、強姦致傷事件)

・「過去の量刑と変わらないなら裁判員が入る意味がない」(43歳女性看護師、保護責任者遺棄致

死)

・「求刑を聞いて、そんなに軽いんだと驚いた。いきなり量刑を重くするのは難しいだろうが、徐々に国民目線を取り入れてほしい」(30代の女性裁判員、強姦致傷)

・「量刑分布の範囲を超えても問題ないと思った。裁判員制度は国民の意見を幅広く聞くことが目的なのだから」(30代会社員男性)

・「量刑の議論で、思っていたよりも刑が軽いと感じた。これでは犯罪に対する抑止力が弱すぎる」(50代会社員男性、強盗傷害)

・「被害者のことを考えると譲れない量刑があった。 しかし裁判官から被告の更生について説明され、過去(の事件)の量刑を示されると貫けなかった。後悔している」(女性、強姦致傷)

など、性犯罪を中心に過去の量刑相場ならびにそれを反映していると思われる量刑データベースによって算出され提示された量刑資料に対する反発が強く見られるのも特徴である。

## 3. 裁判官の感想について

これに対して裁判官たちの感想は制度に賛成の色合いがより強くでていて裁判員の関与に積極的な評価を示しているものが少なくない。裁判員と異なり裁判官は判決後の記者会見がおこなわれないため、高等裁判所単位で開催された意見交換会に関する資料から拾ってみた。

- 量刑について裁判員と話をして、被害弁償や前科がないことが被告人にとって有利なことか、当たり前ではないかという意見に接し、はっとするところがある。(名古屋)
- 覚せい剤の輸入については既遂だけれども、関税法上の観点では未遂という、既遂と未遂がずれる事件で、既遂とはいえ覚せい剤の拡散は防げたということで、私たち裁判官の場合は未遂の事情を量刑上重視して、量刑を下げる要因として使うこともあったが、これは被告人が努力した結果ではないので量刑を下げる要因にならないという感想を持つ方が多かった。これ1つだけではないが、私たちが当然のようにやっていることをもう一度考え直さなければならないと思っている。(大阪)
- 量刑事情について我々は[量刑事情となっているどの]ファクターを重くみたということが判決書に反映されるように工夫したところ、裁判員にもわかりやすいとの御意見をいただいたので, 今後も続けていきたい。(大阪)
- 裁判員の方々は、有罪無罪が争点となる場合でなくても、懲役何年にするのかということが, 被告人の人生を大きく左右する判断であると感じており、自分が量刑意見を言うことで、被告人の人生を左右してしまっていいのかという気持ちを、口に出さなくても、多かれ少なかれ持っておられると感じている。(大阪)
- 量刑が争点の事件しか経験していないが、量刑で考慮する要素1つ1つの事情をどの程度評価するかについてこれまでとは違った見方、視点を示され、自分が当たり前だと思っていたことと違うということがあったので新鮮な驚きだった。(東京)

このように、職業裁判官が当然の前提としている量刑事情に疑問が出されたり(初犯、未遂)、

様々な異なる観点の必要性を示唆したり、裁判員の参加がこれまでにない斬新なアプローチを取り込むことに貢献している側面が伺える。また、裁判員の参加にともなう困難についても量刑事情の判断方法の説明の有用性が指摘されているように克服の契機が伺える。
（裁判員制度に関する裁判官意見交換会における意見より（平成22年5月実施）
URL：
http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/saibanin_kondan/siryo_09/pdf/siryo_4.pdf;
http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyoukyou/nagoya1.pdf;
http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyoukyou/tokyo1.pdf;
http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyoukyou/osaka1.pdf

## 4. 被害者参加の影響

たとえば、報道によれば、「2009年に行われた裁判員裁判138件のうち、被害者参加制度が適用されたのは18件で、21人の被告に判決が言い渡された。実刑となった17人の量刑を検察側求刑と比較すると81・7％で、被害者参加がない裁判の平均（77・8％）と約4ポイントの差だった」（「被害者参加制度の裁判員裁判、厳罰化見られず」2010 年 1 月 5 日 6 時 14 分配信 読売新聞）と伝えられているように、被害者参加が裁判員裁判に重罰化傾向をもたらしているという実証的データは今のところみられない。しかし弁護人を経験した弁護士アンケートでは、被害者参加による情状弁護に心理的な抵抗が生まれたり、被害者遺族の感情的な態度に適切な対応ができないことなど、フラストレーションが少なくない。統計的なインパクトは明確に表れていないが、心理的なインパクトは相当大きいものと思われる。かりに情状弁護に萎縮効果が生まれているとすれば、一審での情状弁護が回避され、上訴審でのそうした弁護を「回復」しようという動きが出ることも考えられそうなれば一審弁護が平坦となり、公判の空洞化を招きかねないだろう。

## これからの課題

裁判員裁判の量刑実務という観点からすると、以下の四点が重要な課題となると思われる。第一は、量刑弁護の拡充と量刑手続の改正の検討、第二は死刑求刑事案における弁護活動の強化、第三が上訴審における裁判員裁判量刑評価のあり方、第四が量刑ガイドラインの必要性の検討、そして第五に更生に向けた刑事手続の再構築である。

第一は、裁判員裁判全般の問題でもあるが、ほとんどが自白事件であることに照らすと実質的に裁判員裁判は「量刑裁判」となっているのだから、弁護活動は量刑弁護を中心とせざるをえないのは当然であろう。これまでのわが国の刑事弁護では量刑弁護といえば情状事実につきいかに時間をかけて引き出すかが鍵であったところ（柳沼・渡辺「情状立証はどのように行うか」『刑事弁護の技術・上』650頁）、スピード重視の公判で同様の情状事実の収集はきわめて困難であることから、公判前整理手続の期間にいかに事実調査がおこなえるかが情状弁護の成否を分けよう。その点で一般民事事件の「片手間」にそうした調査をおこなう余裕はほとんどの弁護士には与えられていないと思える。となれば、制度改革として考えられるのは、米国型の公設弁護人事務所が大量の刑

事事件を引き受けるような方式を採用するか、答弁取引制度とアレインメント制度を導入して、自白事件における量刑手続を簡略化し量刑弁護の負担を回避する以外にないだろう。

第二は、死刑事件量刑問題である。この点については、既に別稿で詳しく述べているので（「裁判員裁判と死刑事件の弁護体制をめぐって」季刊刑事弁護59号（2009））ここでは詳述しない。しかし、裁判員裁判の量刑弁護問題でこの問題を回避することは出来ないし、前述した量刑手続を改正したとしても死刑事件について公判回避はありえないと思われる。端的には、弁護人の資格要件、量刑アドバイザー制度、必要的量刑考慮事項の制定、裁判員裁判官全員一致制度の導入、等が不可欠と思われる。

第三は、上訴審が今後どのように裁判員量刑を是正するか、という問題である。周知のように司法改革は上訴手続に修正を加えなかった。そのことは上訴手続が健全に営まれていることを意味するとまでは評価できないものと思われるが、それはそれとして、いわゆる量刑相場に合致しない裁判員量刑が上訴審で変更されることになれば、裁判員候補者の参加意欲を削ぐことになるばかりでなく、国民の刑罰感情との乖離が深刻な対立を迎えることになるだろう。しかしながら、だからと言って裁判員量刑を絶対視してしまうことは避けなければならない。たとえば、札幌高裁2010年9月2日判決（小川育央裁判長）は被害者感情の変化を理由として、懲役1年6月の実刑とした裁判員裁判の一審判決を破棄し、懲役2年執行猶予5年（一審求刑懲役4年）を言い渡している。これは、弁護側提出の書面で「できることなら執行猶予となり、（被告が）母親と一緒に生活できたらと望む」との被害者側の意見が表明されたためであり、情状弁護が控訴審で実ったケースであろう。また、強盗強姦および強姦未遂事案につき東京高裁2010年5月26日判決（中山隆夫裁判長）は裁判員量刑を破棄した初めての高裁判決として注目を集めたが、これについても、一審判決後に示談が成立したケースであり、「一審判決の時点で示談が成立していれば、より短い懲役刑が言い渡されたと考えられ、現時点では一審の量刑は重すぎる」と理由中述べられているように、情状事実に変化が見られたもので、裁判員量刑に正面から否が突きつけられたわけではない。判決も一般論として、「量刑についても国民の常識に根ざした感覚を反映させるのが裁判員制度の目的で、情状についても原則として一審で評価を受けるべきもの。一審判決後の示談成立を直ちに被告に有利な事情と扱うのは慎重にみる必要がある」と断っている。同種の判決は、6月24日大阪高裁（上垣猛裁判長）でも出され、裁判員裁判で懲役4年とした一審大阪地裁判決を破棄、懲役3年6月を言い渡している。

このように今後、スピード化が求められる一審裁判員裁判についてこのような上訴審での修正が増える可能性がある。

第四については立法課題であるが、経験のない裁判員に先例となるデータ（量刑データベース）を提示することで指針を与えようという現在のやり方はデータ収集の適正さに常に疑問の可能性があり、他事件との公平といった観点からもガイドラインの制定はひとつの解決策ではないかと思われる。

第五については、量刑のみに依存した更正を期待する司法制度からの脱却で、刑罰より被告人の「治療」を目的とする刑事司法の導入である。これは裁判員裁判だけの問題ではなく刑事司法

の抜本的な改革を伴う。「治療的司法」あるいは「問題解決型司法」と呼ばれる非当事者主義的、介入的司法システムだ。裁判員量刑の特徴のひとつとして保護観察付き執行猶予判決が多いことが指摘されているが、これは被告人の社会内での更正に期待する裁判員（共同体の市民）の意思の表れである。こうした傾向をより実効あるものにするためには、施設収容でもなく執行猶予でもない「治療プログラム」を伴う社会内処遇の新たなチャンネルが必要である。紙幅がないので詳細は雑誌に特集を組んだのでこれを参照していただきたい（特集「“治療的司法”への道――再犯を防ぐ弁護活動と取組み」季刊刑事弁護64号（2010））。

## おわりに－われわれ研究者にとっての「裁判員制度」

このように裁判員裁判の導入はひとつ量刑面に限ってもこれまでの戦後の司法制度におけるいかなる改正や改革よりも強固で深いインパクトを与えることになった。その最大の功績は、被告人の更正と共同体における犯罪と刑罰のあり方について市民が真剣に向き合うきっかけを提供した点にあるのではないか。そうであれば、今後の犯罪社会学が向かう方向性に大きな示唆を与えているはずだ。すなわち、専門家による専門家のための犯罪社会学から脱皮し、市民のための犯罪社会学という視座である。これについてはまた別の機会に論じたい。（参考文献として、石塚伸一『刑事政策のパラダイム転換―市民の、市民による、市民のための刑事政策』（現代人文社、1996））。

【報告論文 3】

# 裁判員量刑検索システムについて

最高裁判所事務総局刑事局
高橋　康明

## 第1　量刑検索システムの目的

裁判員量刑検索システム（以下「量刑検索システム」といいます。）は，裁判員裁判の量刑評議において，必要に応じて，裁判員に同種事例の大まかな量刑の傾向を視覚的に把握することができる資料を提供できるようにするため，平成20年4月1日から運用を開始したシステムです。

裁判員裁判では，量刑，つまり，刑についての判断に関しても国民の率直な視点や感覚が反映されることが前提となっています。しかし，日本の刑法等で定められている法定刑の幅はかなり広いものです。殺人罪を例にとると，有期懲役刑を選択した場合でも，下は5年から，上は20年までと，幅広に法定刑が定められています。一口に殺人罪と言っても，その中には，嬰児殺，無理心中，保険金殺人等，社会的に見ても非難の程度が異なる犯罪類型が混在しており，それぞれに応じて責任の程度も異なります。

実際の事件においては，検察官から具体的な求刑がなされますし，場合によっては，被害者参加人や弁護人からも刑について意見が述べられることがあります。しかし，これだけでは，裁判員が評議において具体的な量刑意見を述べることは難しいと思われます。
また，裁判員制度の下においても，同じような行為をした者に対しては同じような刑が科されるべきであるという意味において，公平性の要請もあります。

こうした事情を踏まえ，行為に相応した刑事責任という刑罰の本質を踏まえた議論を可能とし，効率的かつ充実した量刑評議を実現させることを目的として，必要に応じて，主として犯情に関わる基本的な量刑因子を入力して検索することにより，裁判員に同種事例の大まかな量刑傾向を視覚的に把握することができる資料を提供できるようにするため，量刑検索システムが導入されました。

## 第2　量刑検索システムの概要

### 1　量刑検索システムの仕組み

量刑検索システムは，最高裁判所内に設置したセンターサーバに対し，裁判員裁判を担当する地方裁判所本庁及び支部に設置されている端末から専用回線を介してこれにアクセスし，オンラインでデータの検索を行うという仕組みになっています。

評議の際には，必要に応じて，端末を操作することによりデータを検索し，その結果を見ることができます。

裁判員裁判対象事件を担当する検察官及び弁護人も裁判所の専用端末を操作して検索することができます。

### 2　データの登録罪名，検索等

量刑検索システムでは，第一審で有罪判決が言い渡された裁判員裁判対象事件（殺人，強盗致死傷，現住建造物等放火，身代金目的誘拐，危険運転致死等の一定の重大な犯罪）について，事案の概要のほか，動機，凶器の種類，被害の程度，共犯者関係，被告人から見た被害者の立場等の十数項目がデータとして入力されて蓄積されています。そして，これらの項目に対応する検索条件を入力することにより，適合する事例を検索して，その結果が示されることになります。

例えば，妻が刃物を用いて夫を殺害した事件で，同種事例の量刑の傾向を見たい場合は，処断罪を「殺人」とした上で，凶器の種類－「刃物類」，共犯者関係－「単独犯」，被告人から見た被害者の立場－「配偶者」等と検索条件を入力することにより，その条件に該当するデータが示されることになります。

検索の結果示されるデータは，大別して，量刑分布グラフ（別添資料参照。なお，この資料はあくまでも見本であり，何か特定の検索条件を入力した結果を示すものではありません。）と事例一覧表があります。

量刑分布グラフは，同種事例の大まかな量刑傾向を視覚的に把握することができる資料として，表部分とグラフ部分からなります。表部分は，判決の懲役年数を示した縦軸と，実刑・保護観察・執行猶予に分けられた横軸からなり，各交差欄に該当事例数が表示されます。また，グラフ部分は，表部分を棒グラフにしたものであって，事例数を示す棒の部分が実刑・保護観察・執行猶予で色分けされて表示されます。

これに対し，事例一覧表は，量刑分布グラフに示された個々の事例ごとに，検索条件事項のほか，事案の概要や特記事項等が表示され，該当する事例の内容について参照することができます。

### 3　データの登録件数

平成22年9月現在，約5700件のデータが登録されています。

## 第3　量刑検索システムの利用方法

### 1　量刑評議における量刑検索システムの利用

実際の裁判員裁判の量刑評議において，どのように量刑検索システムを利用するかは，個々の事件の評議の進行の仕方によっても異なるでしょうが，一つの例としては，次のような方法が考えられます。

まず，検察官の論告や弁護人の弁論を踏まえて裁判員と裁判官が意見を述べ合って議論し，動機，行為態様，結果等の主要な量刑事情について認定・評価します。その上で，量刑検索システムにその認定・評価の結果を入力して，量刑分布グラフを出力し，このグラフを参考に裁判員と裁判官が具体的な量刑意見を述べ合って議論していきます。

なお，量刑分布グラフは，あくまでも具体的な量刑意見を述べてもらうために責任の枠をおおまかに示した参考資料であり，グラフに示された量刑の幅に絶対的に縛られる必要はありません。このことは裁判官から裁判員に適切に説明がなされます。また，量刑分布グラフの内容について，量刑傾向について裁判員が概括的なイメージを持つことができる程度に，必要に応じて，上限あるいは下限付近に位置づけられている事案の特徴を，事例一覧表を用いて裁判官が簡潔に説明することがあります。

### 2　検察官，弁護人によるシステムの利用

量刑検索システムは，裁判員や裁判官のほか，裁判員裁判対象事件を担当する検察官及び弁護人も利用することができます。これは，裁判員が行為責任の原則に則った量刑評議を行うことを可能とするような量刑上の主張・立証をしてもらうためです。

(資料) 量刑分布

見本

(件数)

| 判決(懲役) | 実　刑 | 保護観察 | 執行猶予 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 3年以下 | 1 | 4 | 2 | 7 |
| 4年以下 | 7 | | | 7 |
| 5年以下 | 7 | | | 7 |
| 6年以下 | 3 | | | 3 |
| 7年以下 | 3 | | | 3 |
| 8年以下 | 3 | | | 3 |
| 9年以下 | | | | 0 |
| 10年以下 | 1 | | | 1 |
| 計 | 25 | 4 | 2 | 31 |

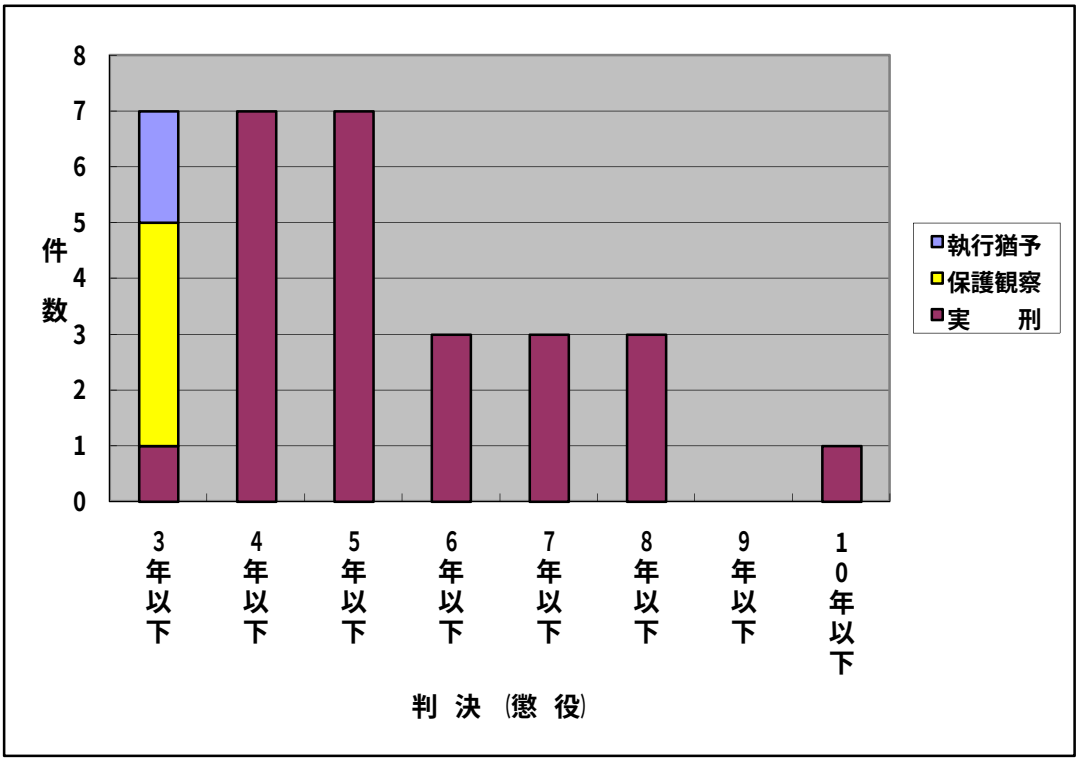

【報告論文 4】

# 刑事施設における処遇を中心に

常磐大学教授・元矯正職員
小柳　武

## 1　はじめに

多くの刑事ドラマや推理小説においては，犯人が逮捕されるまでの推移が主たる内容となっており，その後，どのような判決を受け，どのように実刑判決が執行されるかについては，十分な情報を提供していない。

逮捕後の情報の少なさに関連していると思われるが，刑務所で刑に服すことによって，いわば身を清め，罪を償い，すべてから解放され，新たな人生を歩むことができると考える受刑者が多く，国民もまた多少なりともそのように考える傾向があるように思われる。

しかしながら，実際には，裁判所が言い渡した刑期を全うしても，失った信用を取り戻し，刑務所に入所する前の環境を改善し，就職し，住居を確保するなど，新たな人生を歩むことは極めて困難である。また，刑に服しただけでは被害弁償や，被害者との関係などが改善されることにはならず，生涯にわたって困難な生活が続くことになる。

罪を犯し，実刑判決を受けることは，こうした重荷を背負って生涯を歩き続けることにほかならない。本人にとっても，家族にとっても，社会にとっても重大である。

ここでは，実刑判決後の状況の一端としての受刑者の特質と処遇に焦点を当て述べる。

## 2　日本の矯正施設

我が国の矯正施設は，法務省矯正局が管轄する施設であり，刑事施設及び少年施設に大別される。このうち，刑事施設は，刑務所，少年刑務所及び拘置所に分かれ，少年施設には，少年院と少年鑑別所がある。このほかに，現在収容人員はいないが，売春防止法による補導処分を受けた女性を収容する婦人補導院がある。これらの施設は，国立の施設であるが，刑事施設のうち，4か所がＰＦＩ（Private Financial Initiative）方式と呼ばれる施設であり，民間機関による教育・処遇が実施されている。

この矯正施設のうち，刑務所及び少年刑務所は，主として受刑者を収容し，処遇を実施する施設であり，拘置所は，刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設である。

施設で勤務する職員は，原則として法務省の国家公務員であるが，最近では，民間機関との連携が進み，警備を担当する職員を含めて公務員以外の人々も多く勤務し，様々な業種に就いている。

平成 22 年7月1日現在の施設数は，刑務所 62，少年刑務所7，拘置所8，少年院 51，少年鑑別所 51，婦人補導院1である。

## 3　刑事施設の収容状況と受刑者の特質

刑事施設の収容状況は，犯罪の認知件数に遅れて連動しており，新受刑者（※1）数，年末収容人員ともに平成 18 年にピークを迎え，ほぼすべての刑事施設で収容定員を超えている（刑法犯の認知件数は，平成14年がピークである。図1参照）。この収容定員を超える受刑者数は，女子施設を中心に現在でも続いており，処遇にも多大な影響を及ぼしている。例えば，刑務所の新築・増築を余儀なくされたほか，2段ベッドの設置，個室に2名の収容，炊事設備の拡張など，各施設の実情に応じた多くの対策を講じることになった。

ところで，我が国の刑事司法制度において，犯罪者として認知された者が，刑務所まで辿り着くまでには，警察，検察，裁判の過程を経ることになる。この各過程で，それぞれの犯罪等に対応する処分（※2）が決定し，最終的に刑務所に入所する犯罪者は，検察庁新規受理人員の約2％に過ぎない。その意味で言えば，犯罪者として認知された者が受刑者になるのは，極めて稀なケースと言えよう。こうしたことを念頭において，以下，受刑者の特質について概観する。

年齢は，男女とも 30 歳代が最も多く，次いで 40 歳代，50 歳代となっている。最近の特徴として，我が国の高齢化に伴って，受刑者もまた高齢化していることが指摘される。特に，60 歳以上の受刑者が男女ともに増加が著しく，新受刑者では男子で 14%，女子では 18%を占めている。これらの高齢受刑者は，すでに親族が死亡している者も多く，出所後に引き受ける人がいないケースや，居住すべき場所のない人も多い。高齢であるために就職も困難であるほか，生活習慣病に罹患しているなど，心身共に多大な問題を抱えており，健全な社会復帰を困難にしている。

罪名別人員は，窃盗，覚せい剤取締法違反（以下，「覚せい剤」とする。）が，男女ともに多いのが特徴である。以前は窃盗と覚せい剤が拮抗していたが，最近は不況の影響もあって，窃盗の増加が目立っている。しかし，女子においては，現在も覚せい剤が最も多い罪名である。因みに，裁判員裁判の対象となる罪名では，殺人が1%，強盗が4%である。

次に刑期を見ると（図2参照），次第に長期刑を言い渡される受刑者が増加していることが指摘される。厳罰化傾向が顕著で，平成 15 年以降は毎年，3年を超える刑期を言い渡される受刑者が2割付また，仮釈放になる受刑者が減少していることもあって，刑務所に収容される期間が長期化していることが近年の高収容率の背景になっていると考えられる。

受刑者の入所度数は(図3参照)，各年とも初入者が多いが，最近の5年間を見ると，初入者の割合が減少していることが指摘される。

## 4　受刑者の処遇

受刑者は，通常，午前 6 時 30 分に起床し，午後9時に就寝する（※3）。午前 8 時から午後4時半まで，休憩，昼食をはさんで労働することになるが，教育活動に参加する場合は，労働時間が短縮される。日用品，食事はすべて給与されるほか，一定の日用品については，購入することも許可されている。入浴は，夏期は週3回，冬期は週2回である（※4）。面会は，親族のほか改善更生に資すると認められる者等を対象に許可される。書籍，日用品等は，本人の管理責任のもとに一定量が自由に所持できる。夕食後は自由時間で，通信教育，各種クラブ活動，集会活動，テレビ視聴，

読書などをして過ごすことになる。

次に，受刑者処遇の基本について記す。

裁判で実刑判決が言い渡されると，通常，拘置所から刑の執行のため刑務所に移ることになる。処遇が実施される刑務所は，受刑者個々人の性，国籍・言語能力，年齢，刑名・刑期，犯罪傾向，精神・身体状況などを考慮し，それぞれの受刑者にふさわしい施設が決定される。このための調査は，心理学，教育学，社会学などの専門家又は相応の知識・経験のある職員によって実施されている。

刑務所に移送されると，直ちに「刑執行開始時の教育」（※5）が始まり，その後「中間期教育」，「釈放前教育」を経て釈放に至る。

我が国の受刑者処遇の基本は，「作業」「教科指導」「改善指導」によって構成されている(図4参照)。従来は，とかく作業・保安が重視され，十分な教育時間が確保されていなかったり，作業時間を確保するあまり，教育活動は夜間に実施されることもあった。現在は，随時実施されている教育に加えて、月に2回教育時間が必要的に確保され，作業を中止して一斉に教育時間としている。また，従来，意欲のない受刑者は教育を受けることを拒否することもあったが，改善指導が必要な受刑者については，受講を義務付けており，受刑者が正当な理由なく拒否した場合は，遵守事項違反として懲罰の対象となっている。

受刑者処遇の3本柱のうち，作業は，「一般作業」と「職業訓練」に分かれ，職業訓練を通じて国家資格を付与するなど，釈放後の職業生活のために各種の訓練等を実施している。

教科指導は，「補習教科指導」と「特別教科指導」に分かれ，補習教科指導は，主として義務教育未修了者及び修了者に対して，補習的に実施されている。特別教科指導は，学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対して，その学力に応じて高校程度又は大学受験のための学習を実施している。

改善指導は，「一般改善指導」及び「特別改善指導」に分かれる。この改善指導が，最も重要なので，少し詳細に述べることにする。

受刑者処遇の基本は，個々の受刑者の特質，能力，犯罪性等に応じて処遇の個別化を図りつつ，改善更生の必要性を自覚させ，主体的な努力を促し，社会生活に適応する能力を育成することにある。改善指導は，こうした基本に則り，受刑者に対して，犯罪の責任を自覚させ，改善すべき目標を明確にし，健全な社会復帰のための知識及び生活態度を習得させるための指導である。

一般改善指導は，すべての受刑者を対象として実施される。指導目標は，以下のとおりである。①被害者感情を理解させ，罪障感を養うこと，②規則正しい生活習慣や健全な思え方を付与し，心身の健康の増進を図ること，③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ，社会適応に必要なスキルを身につけさせること。

一般改善指導は，すべての受刑者を対象としているので，被害者のいない犯罪により入所した受刑者にも，被害者感情を理解させる指導をしているが，これは，犯罪被害者等基本法第 20 条「国民の理解の増進」に基づいて，国民の一人である受刑者に犯罪被害者についての理解を求めるものと考えられる。

具体的な指導方法は，面接，講話，体育，各種行事，相談活動などである。最近は各施設とも，外部協力者を確保し，専門的な指導を実施しているほか，犯罪被害者及び遺族などをゲストスピーカーとして招聘して，教育内容を充実させている。

特別改善指導は，以下の6類型に分かれる。①「薬物依存離脱指導」，②「暴力団離脱指導暴力団」，③「性犯罪再犯防止指導」，④「被害者の視点を取り入れた教育」，⑤「交通安全指導」，⑥「就労支援指導」である。

「薬物依存離脱指導」は，麻薬，覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者を対象とし，薬物の害悪と依存性を認識させるとともに，薬物依存に至った自己の問題性を理解させ，再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えさせることを目的に実施されている。

最近は，認知行動療法などを取り入れた教育なども実施されている。多くは小集団を編成し，受刑者が自己の体験を語るなど，自発的に参加することが求められている。また，各地のダルク（※6）の回復者も外部協力者として参加している施設が増えている。

「暴力団離脱指導」は，暴力団員を対象に離脱に関して指導するものである。暴力団構成員の中には離脱を希望している者がおり，これらの受刑者に対しては，各地の警察と連携し，出所後確実に離脱することが可能なように様々な相談活動をしている。こうした指導を通じて，暴力団の反社会性を認識させるとともに，暴力団員となった自己の問題性を理解させ，所属していた暴力団からの絶縁の意思を固めさせることを目標としている。

「性犯罪再犯防止指導」は，性犯罪者を対象に，性犯罪の問題性を理解させ，再犯をしないための具体的な方法を習得させるための指導をしている。具体的には，カナダでの先行例を参考にした処遇プログラムを策定し，個々の受刑者について，性犯罪の背景となっている問題点，要因等を幅広く検討し，問題の所在を明らかにし，再犯を防ぐための生活の在り方，手段などを考えさせるなどの指導をしている。この指導は，近年最も重要視されているものであり，専門家が対象者の問題性を分析・判定し，必要の程度に応じた指導を集中的に実施している。全国で8か所を重点指導施設に指定し，そこでは最長100時間を超えるプログラムが実施されているほか，指導に適した設備も備えられている。

「被害者の視点を取り入れた教育」は，生命又は身体を害する犯罪をした受刑者を対象に，自己の犯罪の大きさや被害者及びその遺族の心情を認識させ，被害者に誠意をもって対応するための具体的な方法を考えさせる指導である。受刑者の多くは，受刑生活によって罪を償えると考えており，被害者のことについては認識が極めて不十分であるが，こうした受刑者に対して，被害者に対する慰謝の必要性，具体的な償いの方法などを考えさせ，出所後に実行させることが目標である。最近では，ほぼすべての施設において，被害者やその遺族がゲストスピーカーとして講演活動や，グループワークに参加して効果的な教育が実践されている。

また，被害者等の意見をも取り入れて作成したDVDなど，視聴覚資材も開発・使用されている。「交通安全指導」は，飲酒運転などにより危険運転致死傷等の罪を犯した者について，安全な運転について指導しているものである。特に，交通規則を遵守することの重要性を認識させるとともに，事故の責任や事故に至った問題性を理解させ，人命尊重の精神を身につけることを目標としてい

る。

「就労支援指導」は，就労生活に必要な基本的スキルとマナーの習得等を図り，出所後の安定した就労に資することを目的とするものである。特に，社会復帰後の就職活動の在り方，就職後の職場での円滑な人間関係を保ち，仕事を継続させ，職場に適応できるように指導している。最近では，SST(Social Skill Training)等を採り入れ，職場において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方を指導するほか，採用面接の受け方，履歴書の書き方，職場でのマナーに関する指導などを実施している。また，地元のハローワーク職員との連携を保ちながら，専門家による職業紹介，ハローワークでの求職の手続きなど効果的な指導を試みている。

図5は，平成 21 年に出所した受刑者の特別改善指導を受講した者の比率である。

薬物乱用防止指導が最も多く，次いで暴力団離脱指導，交通安全指導，就労支援指導となっている。

ところで，法務省では，出所したすべての受刑者について，再入状況を6年間追跡調査をしている。図6は，各年の出所後6年間の再入状況を見たものである。逐年出所する受刑者数は増加しているが，逆に再入率はわずかながら減少傾向を示している。図には記載していないが，仮釈放者と満期釈放者には大きな開きがあり，仮釈放者においては 30%台，満期釈放者においては 60%台を占めている。こうしたことを考えると，再入率の減少傾向は，矯正施設における改善指導の効果だけではなく，保護観察における指導の効果であるとも推測される。

## 5　おわりに

裁判員裁判が始まって1年が経過しようとしている。国民が，裁判を通じて刑事司法制度に関心を持つことは喜ばしいことだと思う。それによって，多くの改善が期待されるからである。

受刑者処遇は，名古屋刑務所事件を契機に大きな転換期を迎え，新法のもとに開かれた処遇，被害者をも考慮した処遇が展開されている。緒に就いたばかりであるが，外部の専門家，被害者及びその遺族，ダルクなど多くの協力者の支援を得て確実な歩を進めているように思う。

既述したように，受刑者は認知された全犯罪者のわずか2%に過ぎない。犯罪性の進んだ者ばかりであり，社会復帰は極めて困難が予想される。しかし，6年間に再入する受刑者は，半数に満たない。多くの困難を超えて，健全な社会復帰を果たすことを，元矯正職員として願わずにはいられない。

(註)

※1…新受刑者とは，裁判が確定し，その執行のために新たに刑務所に入所した受刑者を指す。

※2…検察においては不起訴処分，裁判における執行猶予，罰金など，懲役刑に代わる処分がそれぞれの過程で決定されることになる。

※3…起床，就寝時間は，季節や休日，祝日，大晦日などによって異なる。また，通信教育を受けていること，受験勉強中であることなどの事情により，就寝時間が延長されることがある。

※4…季節のほかに，就業している作業内容によっても異なる。汚染作業などに就いている場合は，毎日シャワーを浴びるなどの工夫をしている。

※5…刑執行開始時の教育は，通常，2週間にわたって実施され，基本的な規則，権利･義務，日常生活の在り方，医療，教育，作業などの詳細について指導される。
※6…ダルクは，Drug Addiction Rehabilitation Center(DARC)の頭文字をとった呼称である。薬物乱用からの回復を目指して，各地に設立されている。

（資料）

図1　新受刑者数と女子比の推移　（平成元年～21年）

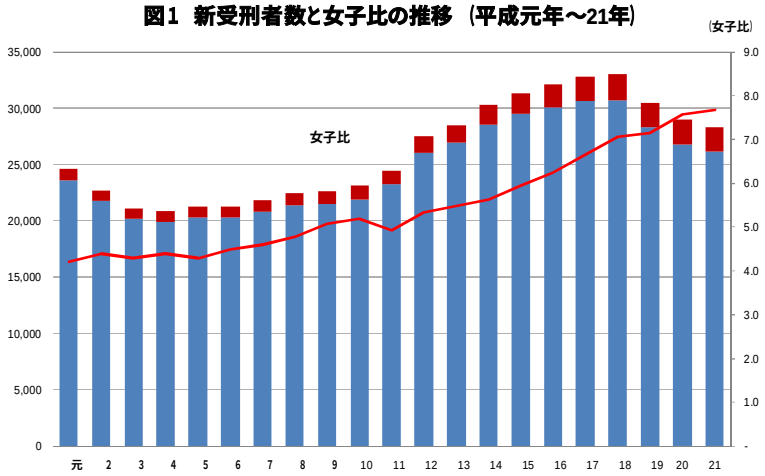


図２　新受刑者の刑期（平成元年～21年）

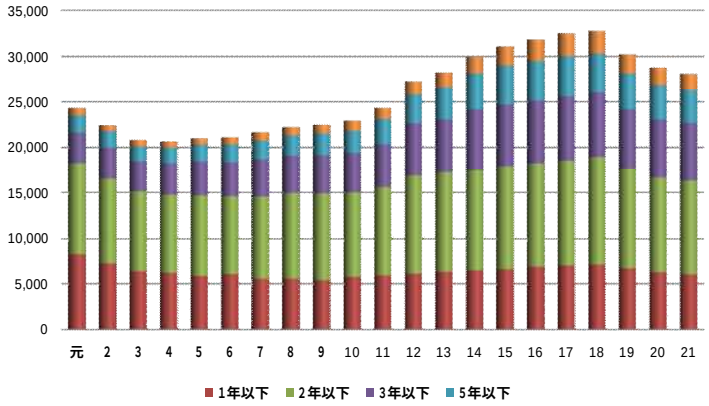


図3　新受刑者の入所度数

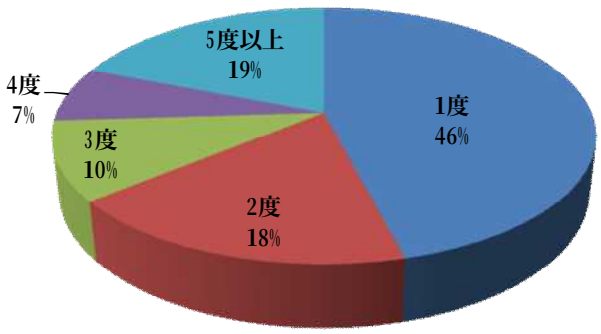

## 図４　矯正処遇の三本柱

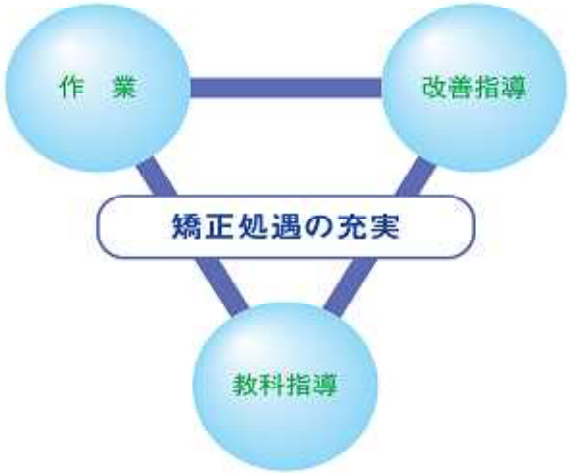


| 種　　類 | 内　　容 | | 符　　号 |
|---|---|---|---|
| 作業 | 一般作業 | | Ｖ０ |
| | 職業訓練 | | Ｖ１ |
| 改善指導 | 一般改善指導 | | Ｒ０ |
| | 特別改善指導 | 薬物依存離脱指導 | Ｒ１ |
| | | 暴力団離脱指導 | Ｒ２ |
| | | 性犯罪再犯防止指導 | Ｒ３ |
| | | 被害者の視点を取り入れた教育 | Ｒ４ |
| | | 交通安全指導 | Ｒ５ |
| | | 就労支援指導 | Ｒ６ |
| 教科指導 | 補習教科指導 | | Ｅ１ |
| | 特別教科指導 | | Ｅ２ |

## 図５　特別改善指導別出所受刑者(平成21年)

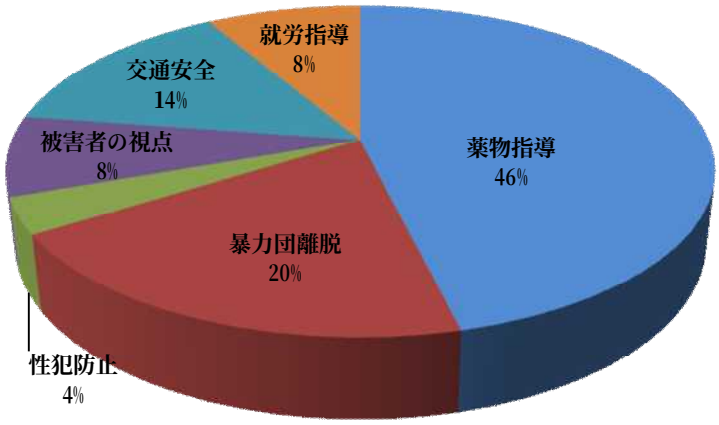

**図６ 出所後６年以内に再入所した者の推移**

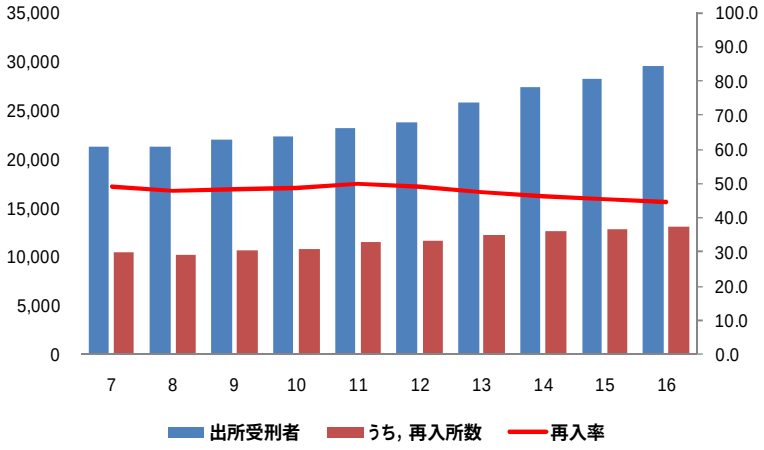

【報告論文 5】

# 保護観察が付くとどうなるのか
## ～現状と課題～

福島大学教授・元保護観察官
生島　浩

## 1. はじめに

筆者は、保護観察官として20年余り勤務した後に、大学院教員として犯罪心理臨床を講じている。その臨床経験をもとに、「保護観察が付くとどうなるのか」をテーマに、保護観察の現状と課題について述べる。特に、大学附属の小・中学校の近隣に建設された「福島自立更生促進センター」開所反対運動に直面したことから、排除型社会を危惧する犯罪臨床の専門家としての役割・責務についても言及したい。

## 2. 保護観察とは

社会内処遇である保護観察がつく形式には2種類ある。一つは刑期より少し早めに刑務所を出てくる「仮釈放者」に対するものであり、残りの刑期の間に受ける処分としての保護観察である。現在、この仮釈放者の割合は受刑者の約5割となっている。そしてもう一つは、執行猶予者に対しての保護観察である。執行猶予が付くのは有期刑の約6割ほどであるが、さらにその中の約8%の者が保護観察付執行猶予とされている。したがって、残りの約92%は単純執行猶予となっている。

保護観察の一番の特徴は遵守事項がつくことである。その中でも中核となる遵守事項の内容は、住所が決められることと、保護観察所の保護観察官あるいは保護司の指導を受けるということである。これらは仮釈放の条件であるため、違反した者は刑務所に戻る、あるいは執行猶予が取り消されて刑務所へ入ることとなる。犯罪者にとって決してたやすいことではないが、立ち直りのポイントとなるのは、再犯なく「普通に」生きるということであると考えられる。

## 3. 保護観察の機能

保護観察の機能として期待されるところは、大きく2つある。一つは監視（モニター）機能である。刑務所に行かせる必要はないけれども、再犯が心配される者に対して、保護観察所及び保護観察官あるいは保護司による監視が付けられるのである。最近では覚醒剤や性犯罪・暴力防止に対して、欧米で実施されている認知行動療法に基づいたプログラムが我が国でも組織的に展開されている。もう一つは、本来の保護観察の翻訳である、リハビリテーション rehabilitation（立ち直り）である。その中身の中核が地域生活支援であり、地域生活ができるように住居の設定や就労の支援をはじめとして、日常の立ち居振る舞いに関わる生活指導を行うことが、社会内処遇としての保護観察の役割である。その他に、特に身内での殺人などでは居場所としての家族関係の調整が必要とされるだろうし、社会との関係としては被害者との折り合いをつけるために、謝罪や贖罪の介添え役が期待されていると思われる。そこには、被害弁償をきちんと行ったかという指導もあるだろうし、

被害者の命日に仏壇に手を合わせるということもあるかもしれない。

## 4. 犯罪からの立ち直りには

筆者が強調したい点は、犯罪者の立ち直りには、物理的な家庭や職場といった「居場所」があることもさることながら、「居場所感」の回復がポイントであるということである。基本的に、犯罪や非行に走った人々は、虐待を受けたり学校や家庭から除け者にされたりなど、社会での疎外感を強く抱いてきた人々である。そのような人たちには、「いてもいいんだよ」「普通にしていてもいいんだよ」という「居場所感」を味わってもらわなければ再犯は防げない。社会から受け入れられていることを、理屈ではなくて体感してもらうことが、すなわち「心理・社会的支援」こそが立ち直りにとって非常に大事なのである。

日本では保護司による更生保護制度が、その機能として成功していたと言える。保護司には主婦の方々がいたり、地方では元教員が多かったり、仏教など宗教関係の人々などがいるが、多くは自宅において対象者の接遇を行ってきた。肌寒い時期には温かいお茶を出したり、疲れている時には甘いお菓子を出したりしているのかもしれない。保護司がいない時にはその家族が出てきて声をかけたり、雑談をしたりということもある。刑務所あるいは少年院を出てきた、ひょっとすると強盗や殺人といった重い罪を犯した「リスクある」人かもしれない者にとって、地域で受け入れられるということは、前述した保護司の対応により、更生保護を理屈ではなく体感する経験であることを強調したい。こうしたシステムは維持されなければならないが、現況では保護司制度は重大な危機を迎えている。近年では保護司が自宅で会うことはリスクがあるとして、区役所や地区センターなど公的な場所を借りて面接をするという形も現れているのである。最近、保護司の自宅が対象者に放火されるという不幸な事件があったが、保護司の自宅における接遇という基本形を守っていかなければならないと強く思う。もちろん、この事件もそうだが、精神障害など専門的な接遇が必要な対象者は、保護司ではなく保護観察官が直接担当するといった、リスク・アセスメントに基づいた的確なケースマネジメントがなされる必要があることは言うまでもない。

## 5. 裁判員裁判が始まり、「保護観察付き」への期待

裁判官裁判では約4割弱ほどであった保護観察付き執行猶予であるが、裁判員裁判では約6割になっているとの報道がなされた。また、死刑との対比から無期懲役に対する関心が持たれている。評論家からは無期懲役になっても15年で出てくると言われているが、現実には30年以上は服役しており、近年の無期刑の仮釈放者数は1年に1名または0名の年も少なくない。さらに、服役後の仮釈放にも保護観察がつくということにも社会の耳目が集まっている。釈放後5年以内の刑務所への累積再入率は、満期釈放で55．1%、仮釈放で32．2%となっている。仮釈放者は選ばれた者であるから当然であるかもしれないが、仮釈放者の方が再犯率は大分低いという結果が出ていることは確かである。

## 6. 保護観察の「効果」は

犯罪白書から統計的な数字を紹介する。刑務所への仮釈放者の再入率は、出所の年では1.9%、1年目では13.3%、5年目では38.1%となっている。また、仮釈放者の保護観察期間中における再処分率は0.7%であり、うち実刑となったは0.4%である。これが仮釈放の保護観察効果といえるかどうか、受刑者全体から半分にまで絞り込んだ結果であるから、再犯が少ないのは選定の効用も大きいのだろう。逆に保護観察付き執行猶予がどの程度再犯率があるかというと、意外と高く、保護観察期間中に執行猶予で再処分を受けるのは34.2%、そのうち刑務所に3割も行くということで、一見効果がないように思われるかもしれない。これは保護観察付執行猶予になる人は、犯罪性は進んでいるが実刑にするのではなく、もう一度だけ社会でのチャンスを与えてやろうという、かなりリスクの高い人にも保護観察付きにしている現状がある。いずれも、保護観察が効果あるものになるには、「選定」が的確になされることが肝要であることを強調しておきたい。

## 7. 裁判員裁判の判決書の量刑の理由

裁判員裁判の判決書の量刑の理由をみると、保護観察を付ける理由として

1) 性犯罪処遇のプログラムを受けさせる
2) ギャンブルによる浪費を防ぐため
3) 身寄りのない被告人の援助
4) しょく罪に努めさせる

などと記述されているものがある。多種多様な期待があるようだが、実際に裁判員は保護観察について短時間でどのように説明されているのか、ということが疑問である。というのは、この「業界」は裁判所だけではなく、どこでも「成功例を直接は知らない」という構造的な欠陥があるからである。自分のところでうまくいった事例はそこ止まりで、他の専門機関にいくのは失敗事例だけである。例えば、刑務所は、保護観察付き執行猶予の失敗事例しか入所しない。裁判員裁判では、裁判官・検察官・弁護士が短時間に保護観察の機能と限界をきちんと説明できているのか、使われる立場からすると関心があるところである。

## 8. 立ち直らせる（リカバリー）実現のためには何が必要か

立ち直させるためには、「刑事・司法システム」で「黒」と烙印された者をいったん施設収容するなどした後に、時間をかけて薄墨化する「ぼかし機能」リというかカバリー機能が不可欠であると筆者は考えている。具体的には、社会の受け入れの核となる「家族調整」、受け入れ先のない者の「保護施設」提供、そして最近問題力が入れられている就職のための社会的技能訓練（SST：ソーシャル・スキルズ・トレーニング）などがある。

そのぼかし機能が働くためには、いくつかの条件があり、「やったことは仕方ないが…」という赦免や、「しっかり反省して…」という懺悔、「これからは生まれ変わって」という甦り、「罪を憎んで人を憎まず」という行為と行為者の分離が挙げられる。何より、時の経過の認容と見守るという「社会のまなざし」が不可欠である。しかし現実的には社会のまなざしは非常に厳しい。

その特徴的な出来事として、国立の自立更生促進センター、民間の更生保護施設が受け入れがたい仮釈放者の更生施設に対する反対運動がある。北九州では既に運営が始まっているが、福島に開設しようとして、大きな反対運動が起きた。反対運動を押し切り、今年の８月に開所して、今３ 人入所したが、一部ではあるが非常に激しい地域住民の反対が今もある。施設の必要性は分かるが「ここにはいらない」、子どもへのリスクを回避しろという「親心」から、リスクゼロを保障しろという。しかし実際にできることは、的確な誠意ある説明しかない。当然、入所者の情報公開要求が出てくるであろう。

この反対運動が起こる前は、福島刑務所があることは知っていても、刑期を終えて出所してくる者が毎日かなりの人数地域で生活しているという実態には思い至っていなかったというのが現実である。まずは、このような刑事司法のシステムを承知して、立ち直りを目指す人々に関わることが大事、仮釈放制度について知ることが大事、しかし、関わった、知った以上はある種の責任が伴うのである。再犯をさせることのないように社会へ受け入れる責任が国民にある、というのは言い過ぎであろうか。裁判員制度は、広く国民に司法制度、さらには、犯罪者への矯正・保護制度にも関心を喚起させたという意義は大きいと思う。

## 9. 犯罪臨床の専門家としての役割、責務

犯罪臨床の専門家としての役割、責務は当然重い。刑事司法システムに国民が関与することになり、前述した自立更生促進センター開所反対運動など様々な国への「不信」が噴き出しており、犯罪への「不安」が強い現在、そういった「情動」を取り扱うのが臨床心理学である。福島の反対運動、その中心は、近隣の学校に通う児童生徒の保護者の「親心」にあるが、背景にはモンスターペアレントと同根の子育て不安があると筆者は分析している。

変えられない「事実」ではなく、家族の「諸事情」の折り合いをつけるのが、筆者のもうひとつの専攻である家族臨床の仕事である。犯罪臨床の知見と家族臨床の手法を活かした地域支援が、筆者の果たすべき責務であると痛感している。

## 10. 保護観察の課題

保護観察の課題は少なくない。まず、判決書から読みとれる保護観察に期待された機能の多くは、犯罪者に認められる「諸事情」の改善・解消である。家庭や職場など様々な生活環境の調整が不可欠であるが、そのためには、「諸事情」を判決前に詳細に把握する社会調査が実施されていなくてはならない。従来、保護観察付き執行猶予判決が予想され、保護観察における住居の確保など生活環境調整が必要な事案は、事前にそのあらましが保護観察所に伝えられることもあった。しかしながら、裁判員裁判ではその種の事前の情報提供は困難であろう。家庭裁判所に家庭裁判所調査官がいるように、地方裁判所にも地方裁判所調査官を新設し、必要な情報を集め、保護観察所にその情報提供をしていく、というシステムが当然なくてはいけないと考えている。何より、一般市民である裁判員は、犯罪に至った「諸事情」を警察官や検察官、弁護士が現在提供しているもの以上に知りたいであろう。欧米では、成人裁判所にも配属されている保護観察官が判決前調

査を担当しており、我が国でも同様のシステム構築が喫緊の課題と考えている。

また、専門職としての保護観察官の養成が必要である。児童相談所で専門家が養成されておらず、虐待への対応に様々な問題が起きているのと同じ状況が保護観察所にもある。未だ警察官や少年院教官のような独自の採用試験が実施されておらず、きちっとした専門官制が敷かれていないことが大きな構造的欠陥といえる。性犯罪, 覚せい剤事案など様々な専門的な処遇プログラムが開発されてはいるが、それを形式的ではなくきちんと質的にも高いレベルで実施する力量がどの保護観察官にもあるのか。さらには、家庭内殺人とか介護に関わる事案、高齢者犯罪、精神障害・発達障害に関わる事案、加えて、対応の難しい家族への専門的支援が必要な事案など、保護観察官の専門性の向上が早急に図られなければならない。

## 11. 犯罪性に加えて、知的障害、高齢等の「併存障害」への対応

今一番大きい問題は、犯罪性というハンディキャップに加えて、知的障害や高齢化などの、いわゆる「併存障害」を持った対象者への対応である。現在、刑務所、更生保護施設に社会福祉士が配置をされ始めているが、高齢者や罪を犯した知的障害者への刑事司法と福祉臨床との役割分担ではなく、緊密な連携・協働が不可欠である。

各都道府県に、地域生活定着支援センターが厚生労働省の予算措置は図られたが、実際は半分ほどしか設置されていないのが現状である。福島をはじめ未設置の地域がないように、設立とその後の運営に関してのサポートも我々犯罪臨床の専門家の仕事である。また、刑務所から出所した人だけではなくて、様々な形での就労支援事業が展開され始めている。企業の社会的責任に目がいくようになったことにも後押しされて、トライアル雇用が毎月 4 万円3ケ月間なされたり、身元保証が1年間であったりという内容で、犯罪者の就労支援が少しずつ進められているが、この経済不況のもとで不十分であることはいうまでもない。

## 12. 排除型社会の危惧

家族内殺人は増えているわけではないが、社会的に騒がれている。しかし、犯罪に至るストーリーとしては読みやすいので再犯の抑止は難しくなく、大きな問題ではないと筆者は考えている。一番の問題は、ストーリーが読みにくい、無差別殺傷事件といった事案である。また、薬物事犯や性犯罪など、「治らない」と思われている事件、それから、精神障害者の、一般的には「どうにもならない」と思われている事件が多く報道され、こういうものが理にかなわず、リスク回避ができないことへのいらだちや不安が増大しているのではないかと危惧する。そういうことから、「排除型社会」というのが到来しているのではないかと考えている。これらの犯罪に対する故無き不安を軽減するためにも、ストーリーの読み取りにくい事案を説き明かす責任が犯罪臨床の専門家にはあると痛感している。特に、原因論ばかりでなく、立ち直りの要因にまで踏み込んだ物言いができる専門家とならなくてはいけない。

## 13. おわりに

筆者の犯罪臨床、家族臨床の経験から、とにかく病因を見出して、一生懸命リスクを探し出し、葛藤を回避するアプローチからは、有用な支援は生まれないと考える。生きていく上で不都合・不具合は当然あるが、それにきちんと直面化する、例えば、家族に問題があれば家族ときちんとガタガタするということが肝要である。

最後に強調したいのは、犯罪者の立ち直りは、有用な介入、処遇プログラムを受ければその効果で再犯がなくなるといった、直線的な因果律・プロセスをたどるのではなく、螺旋形で、箱根登山鉄道のスイッチバックのような、行ったり来たりの経過を辿るもので"紆余曲折"というか、ときに再犯もあるのが現実である。時間がクスリとなり、人との出会いが勘所となるプロセスであり、「そういえばあの人も落ち着いてきた」といったものであることが、最新の臨床研究の成果から明らかとなっている。

最後に、これまで述べてきたような犯罪からの立ち直りに関する「諸事情」に配意し、ご清聴いただいたことに感謝申し上げます。

【コメント 1】

読売新聞社論説委員
大塚　浩之

大きな事件が起きて、容疑者が逮捕、起訴され、公判が開かれる。我々メディアは、その裁判の経過を取材し、記事にする。国民は、その記事を新聞で読んだり、テレビのニュースで見たりすることにより、判決確定までの情報を比較的容易に得ることができるだろう。

一方で、裁判が確定した後のことを、我々が記事として発信する機会は、決して多くはない。無論、記者によっては、刑務所の処遇の実態や、更生保護の現状などについての取材に取り組んでいる。だが、その取材結果がストレートニュースとして報じられることは、日々の裁判記事の分量に比べれば、格段に少ない。それはまぎれのない事実といえる。

つまり、国民は、被告の判決確定後の情報になかなか接する機会がないということだ。

だが、裁判員裁判が始まって、状況は大きく変わった。被告は有罪か無罪か。有罪であれば、量刑はどうするか。その難しい判断に一般市民が直接、かかわるようになった。

先ごろ、裁判員裁判で初めて死刑判決が言い渡された。マージャン店経営を巡るトラブルを抱えた知人の依頼を受け、無職の男が、面識のない2人を殺害した事件の判決だった。裁判長が判決を言い渡す瞬間、女性の裁判員は涙を浮かべながら被告を見つめていた。男性の裁判員は、判決後の記者会見で死刑判決にかかわった感想を問われ、「すごく悩んだ。思い出すと涙が出そうになる。それで察して下さい」と語った。裁判員たちが、苦悩した末に重い判断に至ったことがうかがえた。

こうしたニュースに触れると、我々が直に刑事司法にタッチする時代になったのだと実感させられる。人を裁くことが他人事でなくなったのだ。まさに、河合幹雄先生が指摘している「お任せ民主主義の終焉」である。

そういう時代であるからこそ、まず大切なのは、国民一人一人が刑事司法の現状を理解することだろう。「有罪判決後の被告の人生」。今回の公開シンポジウムのメーンタイトルは、情報のエアポケットというべき部分に光を当てた、時宜にかなったテーマだったと思う。

私はコメンテーターとして、一般市民の視点から、各先生方に質問をさせていただいた。その具体的内容は、質疑応答の項にあるため、ここでは省くが、指宿信先生の量刑分析や性犯罪裁判に関する考え方、小柳武先生が説明した受刑者処遇の現状、生島浩先生が指摘した更生保護の問題点など、いずれも、大変示唆に富む内容であった。最高裁刑事局の高橋康明・第二課長の説明により、量刑検索システムの重要性も再認識できた。

私にとって、今回のシンポジウムは、今後、記事を書くうえでの大きな財産となった。シンポジウムを聴いた人たちにとっても、刑事司法の現状を理解し、問題点を整理するための貴重な場になったと思う。

【コメント 2】

# 市民の司法参加と修復的正義・司法
## ――裁判員裁判を通して見えてきたもの――

東洋大学教授・犯罪社会学専攻
細井　洋子

## はじめに――裁判員裁判を、修復的正義・司法の観点から捉える

わが国に裁判員裁判が実際に始まってからほぼ 1 年半が経過した。この間、全国の地方裁判所で 2010 年 7 月までに合計 930 件の裁判が行われた。開始前の掛け声や大きな期待・不安の中で、司法の改革への一歩は始まったのである。裁判員裁判が今後どのような発展をとげていくかについては今後、いろいろな立場から検証されるであろう。本稿では、社会学の立場から、修復的正義という思想の上に、裁判員裁判のもつ可能性と限界を明らかにしたい。修復的正義についての初期の議論は、とりわけ司法に関しては、「パラダイム転換」とよばれたように、これまでの司法に変わる「新しい司法」として登場した。裁判所で判決を受けることに象徴されるこれまでの司法は、多くの問題を抱え、国家の安全と秩序を守る上でも、また当事者である犯罪者・被害者にとっても、有効なものではないとして、修復的司法とは相容れないものであり、全面的・部分的に変革を求めることを第一に考えてきた。しかし、修復的正義・司法という考え方が導入されておよそ 20 年を経た頃から、修復的司法と現行の司法は相互に相容れないものであるとの考え方は後退し、両者の相違を明らかにした上で、修復的正義・司法という考え方が現行の司法を補完し、時には現行の司法を質的に変えていくことを含みつつ、両者の並存を模索する動きが主流となってきた。両者の関わりを、具体的にどのように進めるかについては、現在、世界の各国・各地で展開されている状況からして、さまざまな「形態」があり、それぞれに独自な正義・司法を持続可能なものとして固めつつあるところである。

近代化が進む中で、一つの国が、地域が、全体をまとめ、全体の平和と構成員の安寧を守るために種々の方法を駆使してきた。秩序を崩壊させる「悪事」(wrongdoings) に対して、その認識や対応 (reaction) については、デュルケムの名を出すまでもなく社会学において長い間追求してきた問題意識である。その際に、社会学は常に、その時代の人々 (近代市民) の動向に最大の関心を払ってきた。後期近代社会に入って、民主主義への志向はますます強まり、社会を構成する個々人の「発言」と「思考」はこれまで以上に強く求められるようになってきた。その中で、学級崩壊しないために、全体を統治するガバナンスとしての国家政府の力は大きくならざるを得ないが、同時に、それに対して「アクセル・ブレーキ」を踏む市民の力は、以前にも増して大きな鍵を握ることになる。悪事に対する「公式的な統制：フォーマル・コントロール」と「非公式的な統制：インフォーマル・コントロール」である。それぞれは、その機能を果たすことが求められる。

本稿では、現行の司法を「公式的な司法」とし、それに対して修復的司法を「非公式的な司法」

とし、以下、先ずは非公式的な司法としての「修復的司法」について、その背後にある思想としての「修復的正義」についてその概要を説明し、続いて修復的司法を考える上でのいくつかのキー・ポイントを示し、それらを踏まえて本題の「裁判員裁判から裁判員は何を考えたか」について、新聞に掲載された裁判員の声に耳を傾けてまとめ、最後に修復的正義という考え方の上に立って、今後展開されるだろう裁判員裁判の行方を概観する。それは市民が「裁判員裁判」という司法装置に参加することによって、今日の社会がどのように市民社会としての熟度を高めていけるか、を客観的に考える好機であると考えるからである。

## 1. 非公式的司法と公式的司法の相克

80 年代以降、欧米の各国において、犯罪情勢は厳しさを増し、対策に頭を痛めていた。刑事政策の転換を求める空気も世論に後押しされ日増しに強くなってきた。その中で、国民の政府・国に対する信頼は揺らぎ、打つ手がない中で、新たな政策への可能性を求める声が出てきた。その間に進められた政府・国主導の「厳罰政策」や「社会復帰政策」は一般予防においても特別予防においても期待された程の効果を得られなかった。

90 年代の中ごろに、イギリスでは刑事司法の周辺に民事の調停をめぐる運動がどこからともなく各地で起きた。その動きをいち早く察知し、研究者の目で「全国的な流れ」にもっていったのがライト（Wright, M.）とマーシャル（Marshall,T.）である。かれらは、研究室で研究を重ねるだけでなく、各地を飛び回り、犯罪への懲罰的でない新しい対応のあり方を求め、具体的な実践活動への参加を呼びかけると同時に、数々の助言を与えてきた。これは市民中心の対処法であり、犯罪の発生に直接・間接に関った人たち（被害者、加害者、コミュニティの人など）が責任の主体となる「均衡アプローチ：balanced approach」と呼ばれ、後の修復的司法の根幹をなすものであった。

イギリスの発展と相前後して、オーストラリアとニュージーランドでは独自な文化的背景を背にして、もう一つの司法を模索してきた。アボリジニやマオリといった原住民と白人との折り合いをつけるために、彼等なりの犯罪・非行などへの対処法を見出していた。それは白人中心の国家主導の刑事司法体系とは別に、かれらの生活につながる、日常的な紛争解決の手法として伝統的に用いていたものを洗練させて「家族的集団会議：family group conferencing」としてスタートさせたのである。ニュージーランドでは、1989 年に「児童、青年およびその家族に関する法：The Children, Young Persons and Their Families Act」として制定され、今日に至っている。一方、オーストラリアでは州ごとに独自の文化的、歴史的遺産を尊重し、連邦政府全体の動向を見ながらも州単位で実践を重ねてきた。筆者は 1998 年の 10 月～1999 年 3 月の 6 ヶ月間、首都のキャンベラで試行していた RISE(ReIntegrative Shaming Experiments)に参与観察する機会をもち、連日連邦警察の一角で実施されていたプログラムに触れた。一定の成果を見て、これまでの「犯罪法」を補佐する形で非公式的司法としての「犯罪人法」（修復的司法・法）が暫定的に制定された。残念ながらその後の経緯についての詳細は把握していない（細井他：2006）。

## 2. 修復的正義という考え方――
## 「現行の司法」と「修復的司法」を包摂するものとして

クリスティは、近代の刑事裁判は、紛争や犯罪、争いを、犯罪に直接関係する人々やコミュニティから実際上奪い取っていると主張する（Christie,1977）。かれによれば、現代の刑事司法では犯罪で最も影響を受ける当事者などが二つの点で疎外されている。一つは司法が専門化された結果、弁護士と国家（検察官）が代理をする中核の当事者となり、被告人と被害者双方の利益を担うようになったこと、二つは、国家が被害者の代理となりすぎたために、被害者が刑事過程の境界に追いやられていることである。後者は、正義が主として国家を代理として実現されるために、被害者の被害経験は国家利益の影に隠れてしまうほど、被害者はなおざりにされているということである。

クリスティはさらに、刑事司法の専門化によって、国家が個人の紛争を段階的に「奪取する」過程を紹介し、刑事裁判と新たな 3 段階の公判過程の確立に焦点を当てることで、被害者中心の司法の可能性を示唆する。①（現行法と同様に）法が犯されたか否か、もしそうならば誰によってか、②被害者に関する詳細が明らかにされる。被告人の有罪が確定された後に、加害者やコミュニティ、国家が被害者に対して何が出来るかを考え、最後に③加害者への刑罰と加害者の諸事情に焦点を当てる、とするものである。これは被害者を法廷の中心においたという意味では新しい示唆であるが、これは厳密な意味では「修復的」ではないが、修復的正義の考え方の一つとして評価される。

被害者に配慮した司法としてベルギーの「刑事事案における調停過程の規定」（1994）＊ が注目されたが、ワルグレイブは、この法の下での調停は「被害者の境界化」であり、「被害者の視点が刑事司法の中に安易に組み込まれた場合に発生する危険の典型となる」として批判した（Walgrave,2000:256）。同じような批判はフランスの調停推進策の実践にも当てはまる（Crawford, 2000）。ベルギーと同様に、加害者、被害者そしてコミュニティに利するようにと善意から考案されたものの、結果的には優勢な主流の刑事司法イデオロギーの中に呑み込まれてしまったのである。

クリスティの被害者を中心とした司法への提唱は、現行の司法の枠のなかに紛争関係者を位置付けるものであり、修復的正義の考え方を具体化しようとの試みであるが、しかし当事者司法を謳う「修復的正義」とは大きくかけ離れたものであり、その後注目をあびることはなかった。またワルグレイブも述べているように、現行司法との安易なドッキングは、その後の修復的司法の発展に警鐘をならすことになった。一方、修復的司法の一形態としてニュージーランドから生まれた「家族的集団会議：family group conferencing」は、実際には何が「修復的」なのかについて、全体観的な解釈を推し進めているように思われる。これは紛争解決において、紛争の当事者（被害者・加害者）にとどまらず、それから直接・間接に影響を受けた広い「コミュニティ」（近隣住民、同僚、行政の関係者）を取り込んでいるという点にある。ここで重要なことは、誰が加害者か、誰が被害者か、の線引きは法的基準によって厳格に行われたとしても、擬似法廷（会議）に登場するのは、「孤立した被害者」と「孤立した加害者」ではなく、紛争・犯罪に関った人たちのひとりとして捉えられ、かれらを市民社会の構成員として位置づける色彩が強いことである。

このような状況の中で、たとえばマーシャルは、修復的司法の挑戦とは、刑事司法における大規

模なパラダイム転換の確立にあるのではなく、むしろ現行司法形態の一部の行き過ぎや怠慢に対する実践的対応にあるとした（Marshall,1997:14）。ゼアは、現行の司法を「応報的司法」と呼び、それと修復的司法との対比をレンズにたとえて描写したように、応報的司法は犯罪を国家に対する侵害（法益侵害）とみなし、一方修復的司法はそれを個人に対する侵害とみなした。これらの二つの司法の統合は、犯罪を国家と個人の双方に対する違反と見ることになる。つまり、犯罪を現行の法規範に反する行為とみなすだけでなく、生身の個人に害を及ぼす行為とみなすことによって、修復的司法は現行の司法に対してある意味において象徴的な断片的な改革として考えることが妥当であるように思う。

## 3. 修復的正義・司法の二つの位相

非公式的司法としての修復的正義についてはこれまでにさまざまな議論がなされてきた。2010年にホイルによってまとめられた4巻に上る「Restorative Justice」は、79本の論文を整理し、これまでに何が論じられてきたか、何が課題であるか、について体系的にまとめたものであり、現段階で知りうる最適な書物であるといえよう。それを参考にしながら、本稿では、修復的正義がもつ二つの位相について注目したい。「プロセス」と「価値」である。言い換えれば、何が修復的正義であるか、を判断する際に、「プロセス」の概念を前面に出すか、それとも「価値」の概念を重視するかによって異なる。修復的正義の議論がはじまってから、「プロセス」は何よりも重要な概念として修復的正義の中核をなしていた。これによると、修復的正義は、生じた害によって影響を受けたすべての当時者（stakeholders）――加害者・家族、被害者・家族、コミュニティ、警察などの政府関係者が一同に会し、相互にやり取りをする中で参加者が何がしかの影響を他者から影響を受け、加害者は自らの行為の意味をその相互作用の中から得、それに気づいた段階で自らの言葉でその思いを他者に伝え、また被害者も事件当時の恐怖や驚き、苦痛などを率直に話す中で、自分の苦しみや悲しみを客観視しながら自らの「被害経験」を新たのものにして行くことによって、最後には双方共に何らかの「力」を得るプロセスである。

プロセスに対して「価値」概念を重視する立場がある。これは現行の「応報的司法」に対するものであり、前者が「罰を科すことによって、苦痛を与える」のに対して、「癒しをもたらす」ことを目指す。刑罰という苦痛をもって犯罪の害に反応することは否定される。

「価値」と「プロセス」のどちらを重視するかによって、研究者が用いる概念や論理の展開も異なり、先述したようにこの 20 数年間に数多くの論稿が発表されてきたのである。しかし、実践の場では、両者は厳密に区別されるものではなく、二つの位相が複雑に絡み合っていく。たとえば VOM（victim offender mediation）は、プロセスとしては被害者と加害者のみが関るという意味で十分な意味において修復的とは言えないが、しかし、目指すところは、相手を罰するのではなく、あくまで「相互に和解すること」であるとすれば、価値的には修復的であるといえる。他方、児童虐待の案件で、両親や児童施設の関係者などが「カンファレンス」をもち、話し合いを重ねてきたが、そこで出された「結論」が、児童を「厳しくしつけるために体罰を日常化する」「施設に監禁する」などの結論に達した場合に、それは果たして修復的といえるだろうか。

## 4. 修復的正義・司法の実践を考える上での二軸：「統制」と「支援」

一般に、社会で発生した悪事や犯罪に対して、人々は一定の反応を示す。それが国・政府のレベルでみると、それは刑事政策といわれるものである。一定の理念で体系的・組織的に犯罪に向き合うわけである。わが国をはじめとする世界の各国の刑事政策の流れを見れば、長い間、きわめて厳格な政策を取ったかと思えば、ある時期に急に寛大な対応をするなど、「厳格」と「許容」の間を振り子のように大きく揺れてきた。そのような平面軸での往来に対して、マコールド（McCold）とワクテル（Wachtel）は、悪事に対する人々の反応をより柔軟に捉えるために「統制：コントロール」軸と「支援：サポート」軸を交差させることによって立体的な政策の理念型を考えた（図1）。統制とは、他者の行為を制止し規制を加えるものである。明確な当為の提示や行動基準の執拗な執行は、統制の度合いが強いといえる。逆にあいまいな行動基準や他者の行動に対するゆるい対応は、統制の度合いが弱いといえる。一方、支援とは、行為に対してというよりも、行為者の人間主体に焦点を当てたもので個人を育て元気付けようとして何らかのサービスを提供することである。個人の福祉や安寧のために種々のサービスや援助を積極的に提供する場合は、支援の度合いが高いといえよう。逆に当事者からの多くのニーズがありながらも、かれらを励まし、かれらに適正なサービスを提供できない場合は支援の度合いが低いとされる。二つの軸を交差させることによって4つのセルが出来るが、マコールドらはそれぞれを「懲罰的」、「許容的」、「無関心的」、「修復的」と呼んだ。

マコールドらが考える「修復的」な空間は、何よりもプロセスを重視し、当事者が事件の影響を相互に話し合い、今後の道を考えるというもので、「共同で問題解決に当たる：with」ことが重視される。その際にも、悪事に対する「否認」の意思表示は相互に行われなければならない。

図1　社会的反作用の 4 類型（統制×支援）

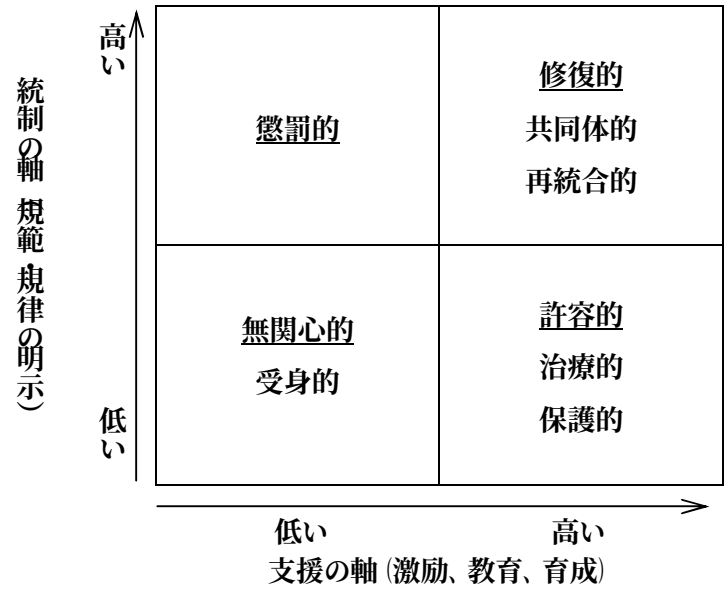

## 5. 修復的レンズを通してみた裁判員裁判－裁判員の声を通して

冒頭でもふれたように、裁判員裁判は、開始されてから１年半を経た。3年後に改正することを前提に、各方面において制度自体を検討する準備が進められている。本稿では、裁判員裁判の制度としての是非を問うことではなく、裁判員裁判が司法に市民感覚を取り入れることを目指して発足したことを受けて、市民の声に忠実に耳を傾けてみたい。かれらが「選ばれた市民」として国民としての義務を半ば強引に引き受けさせられ、参加を余儀なくされた状況ではあるものの、昭和初期の陪審制以降、わが国において 60 何年ぶりに開始された市民による司法の一角を担うことになった市民が、裁判員として現実に裁判を経験する中で、事件とどのように向き合ったのか、被告人をどのように理解し、質問をし、また被害者の心情を受け取ったのか、かれらの意思が「評議」という場で十分に反映されたのか等についてそれぞれのケースから読み解くことを目指した。しかし、筆者が個々のケースから学ぶといっても限界がある。唯一、資料として入手できるものは、裁判終了後に記者クラブが主体的に行う「記者会見」の様子を伝え、加えて傍聴した記者が法廷で聞き取った裁判官･裁判員の発言や弁護士の意見などを紹介した新聞記事である。しかもすべての様子が新聞に掲載されるとは限らない。今回は時間的な制約もあり、限られた情報網に頼らざるを得なかったが、今後機会があればさらに広く資料を集めたいと考えている。

裁判員裁判は、わが国において、裁判員法に基づいた公式的司法であり、その運用はまさに「法と証拠に基づいて適正に行われている」わけで、裁判員も裁判官と共にルールに則って粛々と与えられた任務を果たしていると信じている。しかし、実際に関って行く中で、裁判員が感じたことや疑問に思ったことは、公式的司法の周辺に追いやられて切り捨てられるものではなく、それこそが非公式的司法としてそれなりの機能を果たすことが期待されるもので、今後{評議}の部分も含めて、より多くの情報がわれわれに伝えられることを待ちたい。現段階では、裁判員が記者会見で吐露する発言の中に、非公式的な司法としての修復的正義が散見されることに注目し、裁判員裁判を通して見られる公式的司法と非公式的司法の補完関係の「将来像」を描いてみたい。以下、筆者が任意に集めたケース毎の資料(末尾に掲載)に目を通した中で垣間見えてきたいくつかの点を列挙する。

(1) 法廷の中で、被告が主体的･非主体的に謝罪する場面があるが、裁判員の中には「被害者への謝罪」がなされていないことを指摘するものがいた。裁判官･裁判員に対して、あるいは世間一般に対してよりも、まずは被害者にその気持ちを向けるべきだとする意見は、頷ける。

(2) 刑罰を加えることは大きく裁判官に指示されながら「粛々と行う」が、同時に被告人が今後どのような人生を送るだろうか、更生できるだろうか、といったところに目を向ける裁判員が目立つ。それは必ずしもこれまでのように量刑を考慮する「情状」としてではなく、量刑と切り離して「一人の人間としての再起」に思いをはせるのかもしれない。

(3) 量刑を「評議する」際に、本来は過去の判例や「量刑基準を示す表」を参考に話し合われるのであるが、そこにおいても被告と裁判員の「人生としての相似性」(自らの家

族と被告人、被告人の親と自分自身、自らの娘と被害者など）に情緒的な関係性が滲み出ている。

(4) 被告が法廷に現れず、検察官、弁護士などが「代理供述」をした場合に、裁判員は「被告人の表情や言動」から文言（謝罪や更生への意志）を読み取ることが出来ないために、言葉の意味や被告の真意が伝わらなかったことを残念に思っていることを伝えている。法廷を、理想的ではないにしろ、一つの「対話のプロセス」を推進する「集団力学」の場と考えれば、そこでのやりとりは、裁判員も含めた当事者にとって貴重な機会になると思う。

(5) 裁判員全体としては「量刑」を決めることに多くの関心とエネルギーを注いでいることが読み取れるが、中には被告人が施設内処遇を終えた後に、社会にもどることへの市民としての支援体制の不足を嘆く声が聞かれる。

(6) 「何か支援をしてあげられれば‥‥」と裁判員が思うケースは、家族内の犯罪の場合が多かった。一方が障害や病を抱えている場合に、他方が家族としての精一杯のケアをしたにもかかわらず、最悪の結末をむかえてしまったケースに対しては、「自分もいつそのような状況におかれるかわからない」といった心境も手伝って、より一層「支援の努力」を自らにも求めているように思う。

(7) 少年に対しては、行為の結果の重大性に目を向け、少年と成人をわけて「対応する」ことの必要性を認める傾向はやや低いように思う。刑事司法の専門家は、「少年法」の理念が頭に叩き込まれているせいか、少年に対する処遇を切り離して考えることに慣れているが、一般の市民はその区分けに対してそれ程の意味を感じていないように思う。それでも中には少年の成育期における「親子の関係」や「学校での出来事」などを情報として与えられれば、その点も考慮して「量刑を決める評議」に入らなければならないことを感じたと述べる裁判員もいた。

(8) プライバシーの問題であるが、裁判員が「被害者と面識がある」場合は、選定の段階で考慮されているようであるが、他方被告と近隣関係にある場合に、裁判員としては「難しかった。できれば避けたかった」と述べているが、この点は今後の検討事項になるように思う。確かに一方では裁判員にとっても、被告人にとっても、プライバシーの点からは回避することも一理あるが、すでに見たようにオーストラリアやニュージーランドの「家族的集団会議」では、そこに参加する人たちは、当事者をよく知っている人たちが優先され、かれらが犯罪者のその後の生活を見守って行く人たちであるとして積極的に関わりを推進している。

(9) 裁判員裁判の影響であるのかはっきりはわからないが、裁判官による判決の際の「判決理由」や判決後に行う「説諭」・「メッセージ」の中に、被告に対して「裁判に当たったものが皆で考えたこと」として伝える例が目立つ。被告は職業的な裁判官だけでなく、同じ市民の仲間から発せられたメッセージをどのように受け取ったか、是非知りたいところである。

(10)　裁判員は、量刑の判断を、これまでの量刑基準に大きく従いつつも、被告が「反省し」「社会人として再び地域社会にもどる」上で相当な年数を計算し妥当なものとしている点は注目される

## 6. 今後の課題

わが国においては、刑事政策全般において欧米の各国に見られたように、司法の行き詰まりや大きな揺れやブレは相対的に少ない上に、犯罪率に関しても国民の多くが危ぶむほどの上昇傾向もみられないことから、司法への市民の参加を市民の側から強く求める気運はこれまでに強いものとしては見られなかった。その中で、裁判員裁判は、導入の経緯は必ずしも透明度の高いものではないが、導入された段階で、一般の人たちはそれなりに関心をもち、発足したからには意義のある装置として展開してほしいと多くの人たちは願望しているように思う。裁判員裁判が今後どのような方向に進み、軌道修正が行われて行くかはわからないが、筆者は、今回のシンポジウムを契機にして、これまで従事してきた「修復的正義・司法」と底辺に相通じるものを感じるようになった。それは現段階で断定できるものではなく、修復的正義といったレンズを通して「このように見ることができる」ことを示し、その点を拡大できれば、裁判員裁判の今後の展開の可能性の一つを見つけることになるのではないかと思い、大胆にもコメントとして一文にまとめたのである。今後、裁判員裁判の成り行きを見ながら、市民が何を、どのような方向に考えて行こうとしているのか、について誠実に見守って行きたいと考える。欧米で始められた修復的正義・司法の思想は、市民の手による一つの「運動」であり、それが発展するか後退するかはまさに市民の手によるのである。日本という固有の歴史と文化を持った国が、市民と共にどのような社会を築いて行くかということもあわせて考えていければと思う。

＊　最高年以下の禁固刑を受ける可能性のある事件で、もし加害者が被害回復あるいは弁償、社会奉仕などの償いを受け入れるならば、検察官は公訴を取り下げることが出来るというものである。

＜資料＞

## 新聞記事による裁判員裁判における裁判員の発言集

＊全国読売新聞の記事「裁判員法廷から」をベースとした
＊発言内容によりケースとその中の発言部分を抽出した
＊原則的に発言内容はそのまま引用し、裁判員の属性表現は編集した

＜ケース1＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年11月16日:横浜地裁: 同17日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 強盗殺人、殺人、覚せい剤取締法違反(営利目的密輸入):<br>被告 無職(男性32歳) |
| 判 決 | 死刑<br>「犯行は執ようかつ残虐で冷酷極まりない。酌むべき事情を最大限考慮しても、極刑を回避する事情は見いだせなかった」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(男性50歳代 1名会見) |
| 判決を終えての感想 | 「検察官や弁護人の意見を聞き、被告の人間性を見ていく中ですごく悩んだ。(審理の中で)何も涙を流し、今でも思い出すと涙が出そうになる」 |
| 審理の過程で被告の変化をどう感じていたか | ・「最初は『俺は悪いことをしたんだ。だから殺せ』と突っ張っている印象を受けた。しかし、(遺族の悲痛な声を聞いた被告が)目を赤くしているのを見て、被告の心情が変化しているのはよく分かった」 |
| 証拠調べでは、切断遺体の写真なども目の当たりにしたが | ・「目にした瞬間、『これは何なのか』と思うほど見るに堪えないものだった。見たのは数秒間で、別に見なくても良いのではないかと思った」 |
| 判決の朗読後、裁判長が被告に控訴を勧めたが | ・「被告は『生きて被害者の命日には花を手向けたい』などと言うようになった。被告の立場から考えると、私ならすぐに控訴をお願いするだろう。自分が被告に何か言えるとすれば、『控訴してください』という言葉になるだろう」 |
| 死刑が求刑される重大事件の裁判に一般市民が参加したことをどう思うか | ・「裁判員制度が始まった時は、私のような素人は進行の邪魔になると思ったが、今は大いに意義があったと考えている。検察官、弁護人の話をちゃんと聞いて、公平に量刑を考えた。不謹慎な言い方だが、やって良かったと思う」 |
| 多数決で死刑が選択できることをどう思うか | ・「評議の内容は言えないが、考えのプロセスは永山基準(最高裁が示した死刑選択基準)を根拠にした」 |
| 8月にはメディアに刑場が公開されたが、死刑に対する情報や知識は十分だと思うか | ・「今の状態でよいと思う。あまりに公開の部分を広くする必要はないのでは」 |
| 評議の中で、ほかの人の意見を聞いて考えが揺れ動くことはあったか | ・「自分の中で(考えが)まとまっていなかったのかも知れない。どういう形で話し合ったかは明かせないが、事件を通じて色々と考えさせられた」 |
| 判決を終えての感想 | 「検察官や弁護人の意見を聞き、被告の人間性を見ていく中ですごく悩んだ。(審理の中で)何回も涙を流し、今でも思い出すと涙が出そうになる」 |

＜ケース2＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年10月22日:福井地裁: 同23日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 現住建造物等放火未遂と住居侵入:被告 無職(女性56歳) |
| 判 決 | 懲役3年、保護観察付き執行猶予5年<br>「町内会費流用の発覚を免れるための放火は浅はかで身勝手だが、家族の手を借りて立ち直る可能性がある」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(男性2名) |

| | |
|---|---|
| 裁判の感想 | ・「裁判官には、生い立ちも職業も違う6人の意見を幅広く聞いてもらい、良い結論が導き出せた」と振り返った。会社員(男性40歳代)<br>・「裁判員になってすぐ公判が始まってしまった。もう少し準備する時間がほしいと感じた」と感想を述べた。会社員(20歳代) |

＜ケース3＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年10月22日:名古屋地裁; 同23日 中部読売新聞 |
| 事件:被告 | 心身に障害のある長女の絞殺:被告 無職(男性82歳) |
| 判 決 | 懲役6年<br>「強い殺意に基づく冷徹な犯行で、刑事責任は重い」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(2名) |
| 検察側の主張について | 「介護のつらさはやった人にしか分からない。『長いから』『短いから』ということではないと思う」(男性45歳) |
| 今回のような事件を防ぐため、 | 「高齢者にとって分かりやすい介護制度が必要だと思った」(女性51歳) |

＜ケース4＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年8月6日:東京地裁; 同7日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 女性殺害・次女連れ去り事件:被告(男性29歳) |
| 判 決 | 懲役23年<br>「被告の供述は不自然で信用できず、逮捕監禁の事実と故意を認められる。傷の部位や程度、法医学者の証言、犯行前後の行動などから殺意が認められる」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見 4名発言(6名会見) |
| 長い裁判について | ・職場のサポートなくしては無理だった」会社員(男性40代)<br>・「自営業で調整には苦労しなかったが、日程がもう少し早く分かっていればよかった」自営業(男性50代) |
| 遺族は無期懲役以上の判決を求めていたが | ・「悲しみや無念さはすごくわかったが、それだけで決められなかった」(女性50代) |
| 判決は再犯のおそれを指摘しながら有期刑に | ・「今は反省していなくても、長い刑期の間には反省するかもしれない。しかるべきケアがあればよい」(男性30代)<br>・「刑期の間に更生してもらいたい」(女性50代) |
| 大きく報道された事件を裁くことへの重圧は | ・「法廷に出された証拠だけで判断するよう言われた。報道による既成概念を持たないようにした」会社員(男性40代) |
| 最も悩んだ点は | ・「量刑。参加するまでは被害者的な立場で判断しがちだったが、被告といえど人間で、今後があると思い悩んだ」会社員(男性40代) |

＜ケース5＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年8月6日:奈良地裁; 同7日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 強盗傷害事件:被告(男性23歳) |
| 判 決 | 懲役7年6月<br>「被害者の生命への危険を省みない凶悪な犯行」とした上で、検察側の求刑(懲役8年)と弁護側の求刑意見(同3年)の〈問題点〉にも踏み込んで説明し、被告の更生を考えた裁判員の思いが反映されたとされる。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見 (2名会見) |

| | |
|---|---|
| 裁判の感想 | ・「なぜ判決の刑なのかを理解してもらえるよう、全員で考えて決めた。『更生してほしい』という私たち全員の願いを伝えたかった」男性会社員（40歳代）<br>・「被告が障害を言い訳に犯罪を繰り返さないようにしないといけないと思った」補充裁判員（男性34歳） |

＜ケース6＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年7月28日：高知地裁；同29日 大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | パチンコ店員を襲い、売上金約147万円を奪った強盗傷害事件：被告 土木作業員（男性35歳） |
| 判決 | 懲役9年<br>「犯行は計画的で非常に危険」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見）会社員（女性40歳代） |
| 検察、弁護側双方の主張を聞いて | ・「事件には様々な見方があると分かった。裁判官らの説明も分かりやすかった」 |
| 選任手続きについて | ・「待ち時間が長いので短くする工夫をしてほしい」と注文を付けていた。 |

＜ケース7＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年7月26日：大阪地裁；同27日 大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 現住建造物等放火未遂罪：被告 無職（女性36歳） |
| 判決 | 懲役3年執行猶予4年<br>「親離れして当然の年齢なのに、精神的に弱すぎる」と指摘。「社会に出れば厳しいこともあるが、逃げていては解決できない。強い心を持って生きてほしい」と諭す。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見）（女性） |
| 裁判の感想 | ・被告も母親もごく普通の人。身につまされる思いがした |

＜ケース8＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年7月23日：東京地裁；同24日 東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 1歳10か月の娘の虐待死、傷害致死罪<br>被告無職母親（23歳） |
| 判決 | 懲役6年<br>「誰よりも信頼し、味方であるはずの母親から守ってもらえなかった被害者を思うと哀れというほかない」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見）補充裁判員 会社員（40歳代） |
| 裁判の感想 | ・男性に依存する性格を服役中に直し、しっかりした女性になってほしい |

＜ケース9＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年7月23日：京都地裁；同24日 大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 麻薬特例法違反（業としての譲渡）と覚せい剤取締法違反（使用）<br>被告：建設作業員（男性59歳） |
| 判決 | 懲役4年6月<br>「薬物の購入代金欲しさで密売を始めており、動機は安易で自己中心的」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（6名会見） |
| 被害者が見えにくい薬物事件の量刑を市民が決めることの是非について、 | ・「どんな犯罪であろうと、裁判に国民が参加することは意義がある」会社員（男性56歳）<br>・「薬物を使ってはいけないという運動を社会で進めなければと感じた」会社員（女性40歳代） |

＜ケース10＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年7月22日:大分地裁; 同23日 西部読売新聞 |
| 事件:被告 | 妹殺人未遂 :被告 会社員(兄31歳) |
| 判 決 | 懲役4年6月<br>「被害者に刺されるような落ち度があったとは言えない」としたうえで、「被告は反省の態度を示しており、示談が成立している」とした。「順子さんへの償いを尽くし、出所したら、自立して前向きに生きてください」と諭す。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(1名会見) |
| 裁判の感想 | ・「評議した全員の思いを、裁判長に代読してもらった。被告の更生を願います」 パート(男性68歳) |

＜ケース11＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年7月9日:東京地裁; 同10日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 左半身不随の夫の首を絞めた―殺人未遂罪<br>:被告 無職(妻52歳) |
| 判 決 | 懲役3年執行猶予5年<br>被告は飲酒の影響で心神耗弱状態だったと認定し、「リハビリに消極的だった夫への不満が一気に表面化して危険な犯行に及んだが、夫は早く一緒に暮らすことを要望している」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(5名会見) |
| 裁判の感想 | ・「今後、お酒は絶対にやめてほしい。一人で問題を抱え込まず、周囲に助けを求めて生活してほしい」会社員(女性23歳) |

＜ケース12＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年7月8日:東京地裁; 同9日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 4200万円路上強盗:被告 無職(男性28歳) |
| 判 決 | 懲役10年<br>「多額の現金を狙った組織的犯行で主導的な役割を果たした」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(5名会見) |
| 裁判の感想 | ・「審理に参加して、罪にふさわしい罰がどのようなものかが分かった気がする。多くの人が裁判員を経験すれば、犯罪抑止にもつながると思う」会社員(男性27歳) |

＜ケース13＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年7月5日:千葉地裁; 同6日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 強制わいせつ致傷罪と強姦罪:被告 無職(男性29歳) |
| 判 決 | 懲役8年<br>強姦の意思の有無について、<u>捜査段階での自白の信用性を否定</u>。強姦致傷罪を適用せず、強制わいせつ致傷罪と強姦罪にあたると判断した上で、求刑通り懲役8年の実刑を言い渡した。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(1名会見) |
| 裁判の感想 | ・「検察官のやり口は姑息(こそく)。一般市民からすればあり得ない」補充裁判員(男性50歳代) |

＜ケース14＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年7月2日:水戸地裁; 同3日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 傷害致死と逮捕監禁:被告 暴力団幹部(男性35歳) |
| 判 決 | 懲役8年 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(1名会見) |

| | |
|---|---|
| 裁判の感想 | ・被告の所属する暴力団事務所と同じ地区に住むことを明かし、「事件と生活エリアが重なる人は、裁判員を辞退できればいい」と指摘した。（男性50歳代） |

＜ケース15＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年7月2日：金沢地裁：　同3日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 強盗致傷罪：被告　無職（男性23歳） |
| 判　決 | 懲役4年6月 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
| 裁判の感想 | ・「方向性がある程度決まっていて、逸脱しないような議論になっていた。裁判官の対応は、道筋からそれないようにするためのようだった。もっと裁判員の意見を重視して進めてもいいのかなと思う」補充裁判員　会社員（男性29歳） |

＜ケース16＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年7月2日：神戸地裁：　同3日　大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 強盗致傷罪：被告　無職（男性20歳） |
| 判　決 | 懲役5年<br>「共犯者に犯行を持ちかけて役割分担も決め、女性を失神させるなどしており、計画的で危険」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（2名会見） |
| 裁判の感想 | 判決後、裁判員と補充裁判員を務めた2人が記者会見。うち1人は「罪は罪なので、（量刑の判断は）未成年でも関係ないと思っていたが、元少年の家庭の事情などを聞き、未成年の点は考慮しなければいけないと思った」と話した。 |

＜ケース17＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年7月2日：東京地裁：　同3日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 同宿男性傷害致死罪：被告　無職（男性59歳） |
| 判　決 | 懲役6年 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
| 裁判の感想 | ・「被告から『申し訳なかった』という言葉が聞きたかった」補充裁判員　（男性22歳） |

＜ケース18＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年6月24日：東京地裁：　同25日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 強姦致傷など8件の性犯罪：被告　無職（男性37歳） |
| 判　決 | 懲役15年<br>「被害者の肉体的、精神的苦痛は重大だ」「再犯の可能性がある」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（4名会見） |
| 裁判の感想 | ・「性犯罪者はカウンセリングし、出所後もGPS（全地球測位システム）を付けるなど制度を整えてほしい」会社員（男性51歳） |

＜ケース19＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年6月23日：東京地裁：　同24日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 強盗致死罪：被告　配管工（男性20歳） |
| 判　決 | 懲役17年<br>「従属的な立場だったが、分け前欲しさに加担しており、悪質」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（7名会見） |
| 裁判の感想 | ・「法廷での受け答えを見ても成人と変わらないので、事件当時は少年だったことはあまり考慮しなかった」会社員（女性20歳代） |

＜ケース20＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年6月23日:高知地裁; 同24日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 2件の強姦致傷罪:被告 無職(男性29歳) |
| 判決 | 懲役4年<br>「抵抗される危険の少ない女性を狙った卑劣な犯行」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(4名会見) |
| 被害者やその家族が被害者参加制度を利用するなどして意見を述べたことについて | ・「被害者の生の言葉はここまで心に響くのかと思った」との声が上がった。(男性20歳代) |
| 性犯罪の事実を説明するため生々しい表現について | ・「事実を言わないと真実を明らかにできないが、抵抗もあった」会社員(男性40歳代) |
| 配られた資料には、被害者の名前や年齢が記載されていたというが「性犯罪を裁判員裁判で裁いて良いか」 | ・「感情で(判決を)話し合ってはいないが、実際は分からない」会社員(女性30歳代)<br>・「どの犯罪でも、市民の声を反映した方が良いのでは」会社員(女性30歳代) |
| 裁判の場所の提案 | ・「高知は狭いので、裁判員と加害者が出会ってしまうおそれもある。裁判員の地元以外の事件を、県外の裁判所で裁くのも良いのでは」会社員(男性40歳代) |

＜ケース21＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年6月23日:千葉地裁; 同24日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 覚せい剤取締法違反: |
| 判決 | 無罪<br>検察の論点について論拠の薄さを指摘し「公訴事実について犯罪の証明がないことになるから、無罪を言い渡す」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(7名会見) |
| 無罪判決について | ・「(検察側は)有罪にする証拠がきちんと立証できなかった」パート(女性50歳代)<br>・「証拠が少なすぎた」主婦(30歳代)<br>・「状況証拠は色々示されたが、客観的な証拠がなかったのが大きかったと思う」男性会社員 |
| 審理を通して感じたことは | ・「被告の心の中でしか分からなかったような問題でとても難しかった。心の中を切り開いてみるしかないというところまで、みんなでとことん話し合った」主婦(30歳代) |
| 証拠提出された覚せい剤入りのチョコレート缶について、正規品と持ち比べた。検察側が「不自然に重い」と指摘した300グラムの差をどう感じたか | ・「(比べる物がなかったら、被告は)重いか軽いかはわからなかっただろうと思う」主婦(30歳代)<br>「300グラムの違いは意識してもわからない」(男性) |
| 検察側と比べて弁護側の主張はどうだったか | ・「(検察側の)証拠がなかっただけ。弁護側の主張を信じるしかなかった」パート(女性50歳代) |
| 市民感覚を裁判に反映させることの意義をどう考えるか | ・「法律のことは分からなくてもいろんな意見を出すことは必要で、裁判員(制度)は必要だと思う」(女性30歳代) |

＜ケース22＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年6月11日:京都地裁; 同12日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 強姦致傷罪:被告 会社員(男性62歳) |
| 判決 | 懲役6年<br>「執拗(しつよう)で極めて悪質な犯行」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(6名会見) |

| | |
|---|---|
| 被害者のプライバシーに配慮して進められた裁判の感想 | ・「身近で起こりやすく悪質な犯罪。市民の様々な意見が反映されることは妥当だ」と、裁判員裁判に肯定的な声が相次いだ。 |
| 裁判員の構成が、男性4人、女性2人だった点について | ・「男性ばかり選ばれると公正さを欠く。今後、女性を一定数入れる基準を設けるなどの工夫が必要」（女性25歳） |
| 評議では、裁判官から同種事件の量刑分布表が示されたとことで | ・「表に影響されて自分の意見を貫けず、後悔している。過去の量刑を重視するなら裁判員裁判の意味がないのでは、とも思った」団体職員（女性） |

＜ケース23＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年6月9日：東京地裁；同10日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 強盗致傷罪：被告　無職（男性51歳） |
| 判　決 | 懲役3年6月<br>「ギャンブルなどの金欲しさの犯行で、動機に酌量すべき点はない」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（2名会見） |
| 裁判の感想 | ・「法廷で被告の投げやりな姿をみて心配になった。判決には私たちの思いが詰まっている。わかってほしい」（女性40歳代） |

＜ケース24＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年6月4日：大分地裁；同5日　西部読売新聞 |
| 事件：被告 | 集団強姦致傷罪：被告　兄弟　無職（男性24歳、21歳） |
| 判　決 | 兄懲役7年6月、弟懲役5年6月<br>「4時間15分にわたり乱暴な行為を続け、執拗で悪質だ」、「女性が生涯消えることのない心の傷を負ったことは重大」とし、女性の家族の苦しみにも触れ、「厳罰を望むのも当然」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（5名会見） |
| 被害者のプライバシー保護に配慮した審理が行われたかどうかについて | ・「十分だった」自営業（男性38歳 |
| 性犯罪を裁判員制度で裁くことについて | ・「被害者の気持ちが重要。被害者が制度を利用するかどうか、選択できるようになればいい」（同上男性38歳）<br>・「裁判員は被害者のつらい経験を疑似体験した。性犯罪を裁判員裁判で審理することに疑問を感じる」（男性63歳）<br>・「初めは被害者への思い入れが強かったが、次第に中立の立場で考えることができた」（女性） |

＜ケース25＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年6月3日：東京地裁；同4日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 1万円札を自宅でコピー、8枚使用、通貨偽造・同行使罪：被告　（男性28歳） |
| 判　決 | 懲役3年、保護観察付き執行猶予5年<br>計画的で悪質な犯行だが、更生の意欲を示している」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
| 被告が判決言い渡し中に涙したことに | ・「本当の涙だと思った。更生の道を歩んでくれると信じたい」（男性25歳） |

＜ケース26＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年6月2日：高松地裁；同3日　大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 元女性上司への強姦致傷罪：被告　無職（男性46歳） |

| | |
|---|---|
| 判　決 | 懲役6年<br>「借金に追われ、被害者を暴行すれば自分の意のままになって金を引き出せると思った」という犯行動機について、「通常では到底、理解しがたい女性観に基づいており、全く同情できない」と指弾。その上で、「被告は自分なりに内面に抱えた問題と向き合い、立ち直ろうという姿勢をみせている」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
| 裁判について | ・「被害者のダメージは計り知れない。被告を許せないという怒りの感情が強かった」（男性30代） |
| 性犯罪を裁く上での男女差について | ・「感じ方はかなり違うと思うが、複数の男女で意見を述べ合って判断したので、問題はない」（男性25歳） |

＜ケース27＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年6月1日:東京地裁:　同2日　東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 仕事上のことでの同僚の傷害致死罪:被告　会社員（男性56歳） |
| 判　決 | 懲役5年6月<br>「一方的な暴行で、人の命を奪う重大な結果を生じさせた」「誰もが日常的に経験し、解消していることで、暴行の理由にはならない」しかし、一方で「刑に服し、慰謝の措置を講じる中で反省を深めることを期待したい」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（7名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「遺族や被告の家族の気持ちも酌んで被告の人生を決めることは心が重かった」と涙。学生（男性20代）<br>・「傍聴席で家族が泣いているのを見て、被告はこのような家族がいながら、なぜこんな事件を起こしてしまったのかと思った」（男性20代） |

＜ケース28＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年5月26日:東京地裁:　同27日　東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 上司の殺人罪:被告　タクシー運転手（男性67歳） |
| 判　決 | 懲役17年<br>「残忍かつ凶暴な犯行で、動機も短絡的」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「被告に被害者への謝罪の感情が見られなかったことが、心の中にしこりとして残っている」（男性20代） |

＜ケース29＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年5月21日:東京地裁:　同22日　東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 通貨偽造・同行使罪:被告　（女性21歳）、元少年（20歳） |
| 判　決 | 両者　懲役3年保護観察付き執行猶予5年<br>「年配の運転手を狙うなど悪質だが、更生を決意している」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（4名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「被告の今後の人生が気になる。実際に更生しているのかどうかの情報がほしい」（女性20代） |

＜ケース30＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年5月21日:東京地裁:　同22日　東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 女子高生強姦致傷罪:被告　元少年（男性20歳） |
| 判　決 | 懲役6年6月<br>「被害者の人格を無視した悪質、卑劣な犯行」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（8名会見） |

| | |
|---|---|
| 裁判長が元少年に「謝罪が他人事のように聞こえる」と発言したことについて | ・ 5人は「判断には影響なかった」「私も同じように感じていた」などと話した。<br>・ その一人は「影響を受けそうに感じ、嫌だなと思った」主婦(60代) |

＜ケース31＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年3月29日:奈良地裁: 同30日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 広汎性発達障害と診断された長女からの激しい暴力への反射的行動から長女(20)絞殺、殺人罪:被告 元団体役員(父男性56歳) |
| 判決 | 懲役7年<br>殺意を認めた上で、「とっさの激情に駆られた短絡的な犯行。障害を持つ子を抱える家族や社会への影響は大きい」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(2名会見) |
| 裁判官から「こういう場合は殺人罪です」と類似事件の判例を紹介されたことについて | ・「何も分からない法律の素人なので、裁判官の言ったことに意見を合わせてしまう。それを誘導的と感じてしまった」大学4年(女性22歳)<br>・「短期間に筋道を立てて議論するための進め方として、裁判官のイニシアチブは必要だと思う。自分は押しつけと感じなかったが、どんどんスケジュールが進み、自分たちの考えを整理する時間がなかった」補充裁判員、会社員(男性50歳代) |

＜ケース32＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年3月26日:横浜地裁: 同27日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 再犯 強盗傷害罪:被告 無職(男性37歳) |
| 判決 | 懲役6年<br>「規範意識は著しく鈍磨しているが、窃盗を繰り返す中で突発的に起きた強盗事件で、ほかの事案に比べて悪質とは言えない」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(裁判員経験者と補充裁判員経験者の全員会見) |
| 被告がこれまでに6回服役していること | ・「刑務所を出てからの受け入れ先がないことが問題で、社会全体で考えなければならないことだと思った」(女性) |

＜ケース33＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年3月25日:大阪地裁: 同26日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 強盗強姦罪など:被告 無職(男性22歳) |
| 判決 | 懲役7年6月<br>「卑劣な犯行だが、示談書の文面などから、被害者の処罰感情は和らいでいるとみられる」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(1名会見) 女性50代 |
| 裁判員・補充裁判員全員が女性であることについて | ・「被告と同じくらいの年齢の男性の意見も参考にしたかった」<br>＜弁護人「求刑に対して量刑は軽かったが、評議の中身がわからない以上、裁判員全員が女性だったことの影響はわからない」＞ |

＜ケース34＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年3月19日:京都地裁: 同20日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 強盗致傷罪など:被告 会社員(男性33歳) |
| 判決 | 懲役5年<br>「計画的、悪質な犯行で常習性も認められる」、「暴行の程度などから、分布の最下限に位置づけたり、弁護側が主張した執行猶予を付けたりすることはふさわしくないと判断した」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(3名会見) |

| | |
|---|---|
| 守秘義務について | ・「どこまで話していいかダメか、裁判所から明確に教えてほしい」(男性30代)<br>・「法律の知識がなく、どこまで他人に明らかにしていいのかを自分の中で整理するには時間がかかる」(女性)<br>・「ある程度、評議の中身を外部に明かした方が、国民にとって裁判員制度が分かりやすくなる」(別の男性30歳代) |

＜ケース35＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年3月19日:香川地裁: 同20日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 被告は酒を飲んで向精神薬を摂取しての弟殺人未遂罪:<br>被告 清掃作業員(男性55歳) |
| 判 決 | 懲役2年6月<br>「弟と認識して首をしめるなど、周りの状況や自己の行動を理解し、物事の善悪を判断して行動する能力を限定的に保っていた。制止されても首を絞め続け、殺意があった」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(4名会見) |
| 裁判についての感想 | ・「被告が犯行の記憶がないと言っているのに、その時の気持ちを考えなければならなかった」(女性) |

＜ケース36＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年3月10日:奈良地裁: 同11日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 女性4人に対する強制わいせつ致傷罪:<br>被告 内装業(男性48歳) |
| 判 決 | 懲役5年6月<br>「被害者に与えた精神的苦痛は大きく、欲望を満たす動機に酌量の余地はない。犯行は計画的で常習性が高く、地域社会に不安を与えた」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(2名会見) |
| 裁判員6人のうち女性が1人だったことについて | ・「自分一人が女性の立場を代弁しなくてはならず、負担に感じた。性犯罪の場合は男女同数が適切だと思う」、「性犯罪の刑は軽い」(女性40歳代)<br>・「どんな事案でも偏りがない方がよいと思う」会社員(男性51歳) |
| 裁判を終えての感想 | ・「判決を出す責任を感じたが、(評議で)裁判官の誘導はなく、言いたいことは言えた」会社員(男性51歳)<br>・「これまで家族のことしか考えなかったが、被害者の立場で深く考える機会を与えていただいた」(女性40歳代) |
| 被告人質問などで、裁判員2人しか発言しなかったことについて | ・「的外れな質問じゃないかと不安があった。裁判の流れや段取りがもっとわかるよう事前に説明があればよかった」会社員(男性51歳)<br>・「怖くて被告の顔を見られなかった。顔を見ずにすむ配慮があれば質問しやすかった」(女性40歳代)と改善を求めた。 |

＜ケース37＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年3月5日:東京地裁: 同6日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 覚せい剤取締法違反(営利目的密輸)などの罪:<br>被告 暴力団幹部(男性62歳) |
| 判 決 | 懲役13年罰金700万円<br>「組員に頼まれ、航空券を予約しただけ」の主張は「部下の組員が、幹部に旅行の手配を頼むとは考えにくい」と退けた |

| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
|---|---|
| 共犯の元暴力団幹部（62）（実刑確定）らも証人出廷したが、証言や宣誓を拒否したため供述調書が証拠とされたことについて | ・「調書ではなく、証人が目の前で受け答えするのを見て判断したかった」（男性） |

＜ケース38＞

| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年3月2日：東京地裁；同3日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件：被告 | 小学1年の女子児童への強制わいせつ致傷罪覚せい剤取締法違反など：被告 無職（男性62歳） |
| 判決 | 懲役6年<br>「被害者の心に容易には消せない傷を残した」。父親の「子供を守って健全に育てることが社会の基盤になる」の主張は説得力があるとして、「これまでの量刑傾向より厳しい処罰が必要と判断した」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
| 量刑について | ・「小さい子供への性犯罪は最低の犯罪で、これまでの量刑は軽すぎる」会社員（男性28歳）<br>（弁護側は「計画性がない事件では懲役3年が妥当」と主張） |

＜ケース39＞

| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月26日：東京地裁；同27日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件：被告 | 離婚調停中の妻（当時41歳）を刺殺、殺人罪：<br>被告 無職夫（43歳） |
| 判決 | 懲役14年<br>「執拗（しつよう）な犯行で動機に酌むべき事情はない」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（2名会見） |
| 懲役20年を求めた遺族側の意見について | ・「あまり左右されないよう心がけた」会社員（女性35歳） |
| 遺族が遺影を持って傍聴していたことについて | ・「公正な判断をするため見ないようにした」会社員（女性50代） |

＜ケース40＞

| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月26日：東京地裁；同27日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件：被告 | 刑務所に入れば食事が保障されるとアパートの自室に火を付けようとした現住建造物等放火未遂罪：<br>被告 無職（43歳） |
| 判決 | 懲役14年<br>「これからの服役は決して楽ではないと思う。どうか体に気を付けてください」と被告に語りかけた。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（1名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「被告のような社会の底辺に沈んだお年寄りでも大切にする社会になってほしい」無職(男性78歳) |

＜ケース41＞

| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月22日：大阪地裁；同23日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件：被告 | 強盗傷害や窃盗などの罪：被告 無職（31歳） |
| 判決 | 懲役9年 |

| | |
|---|---|
| | 「不況で失職したのが犯行のきっかけ。遅まきながら、罪の重さに気付いて反省しており、10年を超える懲役は酷」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（6名会見） |
| 弁護側が情状証拠として提出した、被告の家族写真について | ・「背景事情を知ることができた」（女性）<br>・「家族がいながら、なぜこんな事件を起こしたのかと思った」会社員（男性35歳） |

＜ケース42＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月19日：東京地裁；同20日 東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 認知症の妻の将来を案じた絞殺、殺人罪：<br>被告 無職夫（81歳） |
| 判決 | 懲役3年執行猶予5年<br>「妻の将来を一人思い悩んだ末の犯行で、同情すべき余地が大きい」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（6名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「周りの人が積極的にかかわることが解決策になると思う」主婦(女性40代)<br>・「祖父が晩年、パーキンソン病を患って年々動けなくなったのを見ていたので、他人事ではないと思った。自分の妻が年老いたときにどうなってしまうのかを考えた」補充裁判員 会社員（男性30代） |

＜ケース43＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月18日：東京地裁；同19日 東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 幼児虐待死事件で、監禁致死などの罪：<br>被告 建設作業員父（男性35歳） |
| 判決 | 懲役11年<br>「日常的な虐待がエスカレートした悪質な犯行で、尊い命が奪われた結果は極めて重大だ」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（6名会見） |
| 4日間にわたって虐待事件と向き合った感想 | ・「虐待は非常に悲しむべきこと。虐待をなくすために、どうすればいいのか、今後考えないといけない」（30代の母親）<br>・「きっかけは小さいことだが、だんだんやることが大きくなる。ほかで起こらないように（経験を）役立てたい」会社員（男性40代） |
| 法廷では、亡くなった被告の長男（当時2歳）の手足に残る傷跡の写真や、同じく起訴されている妻の被告（35）が携帯電話で撮影した虐待の映像も上映されたことについて | ・ご遺体の写真はとてもつらかった」と話し、「ほかで起こらないように役立てたい」会社員（女性30代）<br>・「当然嫌だが、『きちっと判断しないと』と冷静に見た。また、友人間のいじめであれば親が逃げ場になる。でも、今回は本来逃げ場になるべき親から虐待を受けたという異常な事態。ひとりぼっちで亡くなったことはかわいそうだ」男性会社員(男性) |

＜ケース44＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月18日：徳島地裁；同19日 大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 女性4人に対する強姦致傷罪：被告 無職（男性25歳） |
| 判決 | 懲役10年<br>「事件の手口の卑劣さを糾弾し、被告の更生を願いながらも、求刑の12年に近い、10年の実刑判決とした。「更生できるかどうかは被告自身の責任。自分自身をしっかり持って強くなってほしい」と語りかけた。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（2名会見）女性2名 |

| | |
|---|---|
| 裁判員裁判で性犯罪を裁くことをどう感じたか | ・「裁判官には男性が多いと思うので、裁判員に女性を入れることで、女性の意見も言えると思う」(裁判員4番)<br>「女性側からしたら一番嫌な事件。被害女性の気持ちは十分分かるし、中立の立場も守らなければならない」(裁判員3番) |
| 被害者の証言が実際にあった方が、判断に影響したと思うか | ・「十分な証拠があったし、文面からも思いが読み取れたから影響はなかった」(裁判員3番) |
| 催涙スプレーをかけられた被害者の顔写真を見た感想は | ・「治療後の顔を見たら、こんなにかわいいのに容貌(ようぼう)がわからなくなるまでになったと思うと、被告のことをひどいと感じた」(裁判員3番)<br>・「顔がはれていたので、催涙スプレーを使ったことがショック」(裁判員4番) |
| 2日目に弁護士から職業を聞き出すような質問があったが | ・「職業は刑を決めるのには関係ない」(裁判員3番) |

＜ケース45＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年2月12日:大阪地裁: 同13日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 知人らと飲酒中、車いすを押していた通行人の男性に暴行、死亡させた傷害致死罪:被告 無職(男性29歳) |
| 判 決 | 懲役6年<br>「怒りに任せて一方的に暴行した卑劣な犯行」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(1名会見) |
| 裁判についての感想 | ・「人の死を重く受け止めるべきことと、若い被告の更生との間でどうバランスを取るか、しっかり話し合えた」大学教授(男性) |

＜ケース46＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年2月10日:前橋地裁: 同19日 東京読売新聞 |
| 事件:被告 | 妻を暴行し死亡させた、傷害致死罪:<br>被告 無職夫(62歳余命2年) |
| 判 決 | 懲役3年<br>「飲酒して帰宅した際、妻が起きなかったことに腹を立てた動機は、自己中心的」「余命で刑の重さを変えることは公平でない」として、法定刑の下限に当たる懲役3年(求刑・懲役5年)を言い渡した。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(1名会見) |
| 弁護側は、被告が末期がんで余命は長くて2年と宣告されており、「社会の中で命を終わらせてほしい」と、執行猶予付き判決を求めたことについて | ・「罪を犯したことに関係ない。話し合った結果で、(判決に)納得している」(男性) |

＜ケース47＞

| | |
|---|---|
| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年2月10日:広島地裁: 同11日 大阪読売新聞 |
| 事件:被告 | 介護を続けた統合失調症の妻への傷害致死罪:被告 無職夫(男性63歳) |
| 判 決 | 懲役3年執行猶予4年<br>「短絡的と言われても仕方ない点もあるが、統合失調症を患った妻を愛情をもって介護してき |

| | |
|---|---|
| | たことで疲れがたまり、精神的に不安定になっていた」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（2名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「重圧もあったが、務め終え達成感がある」（男性30歳代）<br>・「どこの家庭にも起こりうることで、自分の立場に置き換えて考えた」（女性30歳代） |

＜ケース48＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月5日：岡山地裁：同6日 大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 強制わいせつ致傷事件：被告 無職（男性33歳） |
| 判決 | 懲役3年、保護観察付き執行猶予5年<br>「犯行は悪質で、動機に同情の余地はないが、社会で更生する最後のチャンスを与えるのが相当」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（5名会見） |
| 性犯罪を裁判員裁判で審理することについて | ・「性犯罪こそ、判例にとらわれず、個人の感情や思いを反映させられる裁判員裁判で裁かなければならないと感じた」会社員（男性40歳代）と語り、<br>・「裁判員裁判で取り上げられれば、（性犯罪が）減っていくのでは」主婦（30歳代） |
| プライバシー保護のため、法廷で被害者の名前や住所などが伏せられたことに、 | ・「十分すぎるほど配慮していた」と評価。同1番の男性は「今後、私たちが（公判で知り得た被害者のプライバシーを）守っていく責任があると痛感している」主婦（30歳代） |

＜ケース49＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年2月2日：さいたま地裁：同3日 東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 無理心中を目的に知的障害のある長男の殺人罪：被告 無職父（73歳）、母（67歳） |
| 判決 | 両者 懲役4年<br>「十分な話し合いをせずに心中を選択したのは、身勝手で自己中心的」「計画的に殺害しており、自力更生が相当とは認められない」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（5名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「親の負担が軽減できずに、事件は起きた。個人の問題ではなく、社会の問題としてサポートしていかないといけないと思った」主婦（60歳） |

＜ケース50＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2010年1月21日：さいたま地裁：同22日 大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 女児強姦致傷罪：被告 無職（男性29歳） |
| 判決 | 懲役9年<br>「女児の人格を全く顧みず、極めて卑劣。女児の今後の成長過程に悪影響を与えることも懸念される」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（9名会見） |
| 裁判についての感想 | ・「身を守る力が備わっていない子どもへの性犯罪は、新たな法律で取り締まってほしい」（男性60歳代） |
| 児の母親が法廷で涙ながらに厳罰を訴えたことについて | ・「一つひとつの言葉に胸が痛くなった。人生を左右された被害者を考えるとつらかった」女子大生（22歳）<br>・「必要以上に感情に流されないよう意識した」会社員（男性20歳代） |

＜ケース51＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2010年1月18日:千葉地裁: 同19日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 強盗傷害罪:被告 家屋解体作業員(男性46歳) |
| 判 決 | 懲役6年<br>「計画的で危険な犯行」 |
| **質問内容** | **裁判員の意見(9名会見)** |
| 被告は、判決が言い渡されると突然立ち上がり、「冤罪(えんざい)です。誰が責任取ってくれるのか」などと叫んで小坂裁判長に詰め寄り、退廷を命じられたことについて | ・「恐怖心はなかったが、女性裁判員もいるので刑務官にはもっと迅速に対応してもらいたい」(男性40歳代)。<br>・「顔を覚えられているのではないか、釈放後は大丈夫かと不安になった」(女性30歳代) |

＜ケース52＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年12月17日:京都地裁: 同18日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | アルコール依存症のため介護が必要になった長男(当時58歳)を絞殺、殺人罪:被告 無職 母(86歳) |
| 判 決 | 懲役3年執行猶予5年<br>「地元に帰り、息子さんの冥福を祈り続けて」 |
| **質問内容** | **裁判員の意見(4名会見)** |
| 審判について | ・ 4人全員が「十分に議論できた」と充実感をにじませた。 |
| 裁判長の説諭「地元に帰り、息子さんの冥福を祈り続けて」については | ・「評議では、皆が同じような考えを持っていたようだ」(男性40歳代) |

＜ケース53＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年12月11日:東京地裁立川支部: 同12日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 集団強姦致傷罪:被告 無職(男性42歳) |
| 判 決 | 懲役13年<br>「ビデオカメラで撮影し、口封じを図っていて極めて悪質」 |
| **質問内容** | **裁判員の意見(3名会見)** |
| 被害者の一人は、10日の公判で別室から映像と音声で「欲望に心が殺された。厳しい判断を」との意見陳述について | ・「書面の読み上げでは、新聞やニュースと大差ない。実際に出てきてもらうと心が痛み、気持ちがよくわかる」(男性62歳)<br>・「涙で画面を見られなかった。書面だけで十分伝わる」(男性50歳代)<br>・「私は感情的になりやすいので、どうかなと思う」(男性30歳代) |

＜ケース54＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年12月10日:京都地裁: 同11日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 7年前の同僚傷害致死罪:被告 元大工(男性31歳) |
| 判 決 | 懲役3年、執行猶予5年<br>「尊い人命が失われるという重大な結果が生じたが、偶発的な犯行で遺族の処罰感情も重くない」 |
| **質問内容** | **裁判員の意見(8名会見)** |
| 評議は議論が長引き、判決は予定より約1時間20分長くなったことについて | ・「議論が伯仲し、自然な流れで裁判員全員がもう少し評議を延ばした方が良いと感じた。時間ありきでなく、議論が前提だった」会社員(男性50歳代)と説明 |

| | |
|---|---|
| 裁判長が、審理で遺品となった大工道具について、被害者の娘が被告に対し、罪を償った上で、使用してもいいと心情をつづった書面が取り上げられたことに触れ、「ありがたい言葉です。あなたが道具を使える立場かどうか十分に考え、使えると思った時には使って下さい」と諭したことについて | ・「我々の意見として述べてほしいと裁判官に申し出た」無職（男性60歳代）と明かす<br>・「事件を風化させたくないという裁判員の意見の結集として述べてもらった。道具を見ることで、被告には事件を忘れないでいてほしい」上記会社員（男性50歳代） |

＜ケース55＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年12月10日：名古屋地裁：　同11日　中部読売新聞 |
| 事件：被告 | 携帯サイトで知り合ったアルバイト店員の女性をホテルで殺害した、殺人罪：被告　無職（男性24歳） |
| 判　決 | 懲役17年<br>「前科がないことは普通で、重視できない。法廷での態度を見ると、反省や謝罪は評価できない」と指摘 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（男性5名会見） |
| 被告の発言について | ・「軽いことを言っているという印象」（男性）<br>・「法廷で自分の子供が生まれた話をして涙を流したのに、殺害の状況を淡々と話したのを見て、反省が足りないなと思った」会社員（男性20歳代）。 |
| 制度に対する発言 | ・「殺人事件ではなく、少し軽い事件で呼んでほしかった。すごく怖かった」会社員（男性60歳代） |

＜ケース56＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年12月9日：和歌山地裁：　同10日　大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 自宅で長男（当時36歳）を絞殺したとして殺人罪：被告　無職父（男性62歳） |
| 判　決 | 懲役7年<br>「長男からの暴行を受けていたが、その暴行は程度と頻度、いずれも強度とまでは言えない。服役を通じて本件と真摯に向き合い、自分の行動や価値観の問題点等について内省を深めさせることが必要」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（男性5名会見） |
| 終えての感想は | ・「人が人を裁くのはすごく難しい」（男性40歳代）<br>・「精神的に疲れた。初日の夜は2時間くらいしか寝られなかった」派遣社員（男性27歳） |
| 暴力の程度の印象は | ・「冒頭陳述では毎日暴力を受けた印象だったが、2日目の審理では、精神的に不安定な時に限られ、それほどでもないのかと感じた」（追加会見より） |
| 被告の養育態度をどう感じていたか | ・「事件当日、『勝手にせぇ』と放り出す場面もあり、向き合う姿勢を感じなかった」（追加会見より） |
| 家庭内の事件で難しかった点は | ・「（被告と）同年代で、子どももいるので、心情的につらかった」会社員（男性60歳代）<br>・「どちらに非があるのか、家族にしか分からないところで、悩んだ」（女性） |

＜ケース57＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年12月9日：山口地裁：　同10日　西部読売新聞 |
| 事件：被告 | 妻と口論し自宅に放火したが自ら消した、現住建造物等放火未遂罪：被告　無職（男性56歳） |
| 判　決 | 懲役2年6月保護観察付き執行猶予3年<br>「妻子に危害を加える意図はなく、再犯の可能性も大きいとは考えられない」 |

| 質問内容 | 裁判員の意見（男性5名会見） |
|---|---|
| 被告が公判中に涙を見せたことに触れ、 | ・「そういう人なんだと安心した。最初から最後まで犯罪者という意識を過剰に持たないように気をつけた」（男性30歳代）。 |

＜ケース58＞

| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年12月4日：岡山地裁：　同5日　大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件：被告 | 自販機たばこ現金窃盗と止めに入った人への傷害、強盗傷害罪<br>：被告　とび職（男性54歳） |
| 判　決 | 懲役5年<br>「動機に特段酌量すべき事情は認められず、犯行は悪質」 |

| 質問内容 | 裁判員の意見（8名会見） |
|---|---|
| 裁判を終えた感想は | ・「判決が出るまでがしんどかった」会社員（女性30歳代）<br>・「裁判長が『一人で背負わないで』と言ってくれた。背負い込むのではなく、みんなと協力し合える作業だった」主婦（40歳代）<br>・「次回以降の裁判員裁判を傍聴したい。被告と被害者の気持ちや、被告がどうすれば更生できるかを考えてみたい」補充裁判員会社員（男性50歳代）<br>・「選ばれたことの幸運を実感すると同時に、全員が一生懸命議論したという達成感がある」主婦（40歳代） |
| 検察、弁護側の主張・立証は理解できたか | ・「もっと難しいことを言うんじゃないかと思っていたが、私にも分かりやすく説明してくれた」会社員（女性30歳代）<br>・「（検察側の）証拠一覧表の説明で、証拠番号があちこちにいき、おろおろする場面もあった」主婦（40歳代） |
| 評議の雰囲気はどうだったか | ・「知らない人同士が集まって意見交換するのでどうなるかと思っていたが、裁判官の人柄で意見を言いやすい雰囲気があった」会社員（男性30歳代） |
| 量刑について | ・「決めるのは難しかった。人の話を聞いて自分の意見も変わっていった」団体職員（男性40歳代）<br>・「悩んだり迷ったりして決められなかったが、議論を交わして出た結果なので、納得している」主婦（40歳代）<br>・「その日のうちに整理がつかず、眠れないぐらい疑問点が出てきた」補充裁判員会社員（男性50歳代） |
| 今後の裁判員に伝えたいことは | ・「知らなかったことを知ることができた。プラスになると思う」会社員（女性30歳代）<br>・「精神的、肉体的にしんどいが、ちゃんと社会とつながった、全力投球できる仕事。若い人も年老いた人も参加してもらえれば」主婦（40歳代） |

＜ケース59＞

| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年12月4日：広島地裁：　同5日　大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件：被告 | 強制わいせつ致傷罪など：被告　無職（男性41歳） |
| 判　決 | 懲役3年、保護観察付き執行猶予5年<br>「妻子に危害を加える意図はなく、再犯の可能性も大きいとは考えられない」 |

| 質問内容 | 裁判員の意見（3名会見） |
|---|---|
| 裁判を終えての感想 | ・「判決ではなく、被告が更生することで、僕たちの務めを終えたことになる」（男性） |
| 性犯罪を裁いたことについて | ・「（自分の）娘があいう目に遭えば、などということを踏まえて考えた」（女性） |

＜ケース60＞

| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年12月4日：名古屋地裁：　同5日　中部読売新聞 |
|---|---|
| 事件：被告 | 女性4人に性的暴行を加えた、強姦致傷罪：<br>被告　内装工（男性19歳） |

| | |
|---|---|
| 判　決 | 懲役5年以上10年以下<br>「無期懲役は相当ではないが、未成年に対する有期懲役刑で最も重い刑にすることはやむを得ない」。少年法により、成人と異なって刑期に幅を持たせた不定期刑が適用された。 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（7名会見） |
| 被告が未成年だったことについて | ・「被害者の気持ちを考えると最初は無期懲役が妥当だと思ったが、少年と直接話せたことで更生できると思えた」看護助手（女性50歳代）。<br>・「少年の今後の更生が評議での一番のテーマで、悩んだ」（男性20歳代） |
| 少年法の理念について、裁判官から、公判の節目ごとに説明があったというが | ・「どうしても感情的になったが、説明は考えの整理に役立った」補充裁判員（男性40歳代）<br>・「19歳は、もう大人と扱ってもいいのではという疑問もあった」（女性） |
| 法廷で、被害女性の調書を、女性検察官が読み上げた。 | ・「絶対に許すことはできないが、親の立場では、少しでも量刑を軽くしてあげたいと考え、両方の立場で悩んだ」（息子がいる女性） |
| 女性の裁判員がいたことについて | ・「女性が受ける心の傷は、女性裁判員がいたので判決に反映できた」（男性40歳代） |

＜ケース61＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年12月3日：岐阜地裁：同4日　中部読売新聞 |
| 事件：被告 | 親子関係での不満で自宅に放火、現住建造物等放火の罪：<br>被告　無職（男性37歳） |
| 判　決 | 懲役3年<br>「自己中心的な動機で、時間をおいて自分と向き合い、家族の元に戻ることが相当」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（5名会見） |
| 裁判についての感想 | ・私にも息子がいるので、親のような気持ちで被告人質問に臨んだ。実刑判決はつらいだろうが、逃げることなく、嫌なことにもぶつかってほしい」パート従業員（女性53歳） |

＜ケース62＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年11月26日：松山地裁：同27日　大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 飲酒運転を制止しようとした知人女性を転倒させ、死亡させた傷害致死罪：被告　元アルバイト工員（男性59歳） |
| 判　決 | 懲役2年6月<br>「飲酒運転に対する抵抗感の薄さが被害者への攻撃のきっかけになったことは、重く評価せざるを得ない」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（8名会見） |
| 飲酒運転を巡るやりとりが事件のきっかけになったことについてなど | ・「アルコールで理性が飛び、こういう事件に発展してしまった。飲酒運転の愚かさを再確認してほしい」（男性56歳）<br>・「自分にも同年代の子がいる。突然母を奪われた悲しみ、無念さを思うと涙が止まらなかった」被害者の長女の意見陳述を聞いて泣いたという松山市の主婦（60歳代） |

＜ケース63＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年11月20日：徳島地裁：同21日　大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | 強制わいせつ致傷罪で有罪判決を受け執行猶予中だった統合失調症の長男（当時33歳）の暴力に悩んで殺害し、遺体を切断し県内の海に捨てた、殺人と死体損壊・遺棄罪：<br>被告　無職父（62歳） |
| 判　決 | 懲役12年 |

| | |
|---|---|
| | 「同情すべき点はあるが、いかに苦しくても生命を奪うのは許されない。ためらうことなく遺体を切断しており、残酷な犯行」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（5名会見） |
| 精神障害者を殺害した事件をどう考えたか | ・「父親だけで解決する問題ではなく、今後も起きうる事件。充実した医療機関を設けるのも（再発防止の）手段の一つだと思った」自営業（女性60歳）<br>・「病気を持つ人がいる家庭のつらさはすごく伝わった」会社員（女性23歳）<br>・補充裁判員7番「少し難しい問題だった。だが、障害を持っているからといって、殺すのは絶対に許されない」補充裁判員会社員（男性42歳） |
| 胴体部分の遺体写真1枚を裁判長が「裁判員の精神的負担が大きい」などとして採用せず、遺体写真を見ないままの量刑判断となったが | ・「（犯行の）残虐さは、見ても見なくても分かったと思う」（女性61歳）<br>・「最初は見たかった。父親がどんな気持ちで切断したのか知りたかった。ただ、裁判長の判断が正しかったと今では思う」自営業（女性60歳） |

＜ケース64＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年11月20日：仙台地裁；同21日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 10歳代の女性に乱暴したとして強姦（ごうかん）致傷罪；<br>被告　運転手（39歳） |
| 判　決 | 懲役9年10月<br>「被害者の精神的・肉体的苦痛は重大」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（4名会見） |
| 質問で「むかつくんですよね」と被告に大声を上げた裁判員にその意図は①、止められなかったら、何を聞こうとしたのか② | ・①「『はい』でも『うん』でも（返答が）あれば良かった。まずいことを言ってしまったという気持ちはある」（男性50代）<br>・②「二度としない覚悟だという、（被告に）反省の弁を求めたが、大人げなかった。（裁判長に）止めてもらえてよかった」（同） |
| 上記発言についてどう感じたか | ・「（被告の）煮え切らない態度を目の当たりにしていたので、気持ちはよくわかる」主婦（59歳）<br>・「裁判長ならああいうことは言えない。ストレートに言えるのは裁判員制度のおかげだと思う」（男性54歳） |

＜ケース65＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年11月13日：東京地裁；同14日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 強盗傷害と常習累犯窃盗の罪；<br>被告　無職（男性66歳） |
| 判　決 | 懲役8年<br>「犯罪への傾向が進んでおり、罪の重さに対する自覚も乏しい」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（5名会見）全員女性 |
| 被害者は女性だったが特段の意識をしたか | ・「同性としては身近に感じた」会社員（女性20歳代）<br>・「男女の意識はなかった。被害者が弱い人だという点には感情が入った」主婦（50歳代） |
| 刑務所から出ても行き場がなく、何度も犯罪を繰り返す人をどう思うか | ・「仕事がなくてもアルバイトぐらいはできるのではないか」主婦（50歳代）<br>・「悲しいことだと思うが、頑張って生きている人もいる」会社員（女性30代） |

| | |
|---|---|
| 弁護側が「出所者への社会的な援助が行き届いていない」と指摘したが | ・「今回、生活保護申請の際に弁護士の援助が受けられる制度があると初めて知った。制度を浸透させ、受刑者に更生する道をつかんでほしいと思った」会社員（女性50歳代） |
| 評議で難しいと感じた点は | ・「量刑は基準が分からない。被告の人生が変わってしまうし、被告が高齢なので大変な責任があると思った」会社員（女性50歳代） |

＜ケース66＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年11月13日：広島地裁：同14日　大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | ハンドバッグを奪おうと男女を襲い、けがをさせた、強盗致傷罪：<br>被告　無職（男性36歳） |
| 判決 | 懲役5年<br>「被告は信用できない弁解を繰り返し、共犯者に責任を押しつけようとしている」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（8名会見） |
| 終了した感想は | ・一様に「結論を出すのが難しかった」、「ほっとしている」 |
| 評議の雰囲気について | ・「（裁判官が）話しやすい環境にしてくれたので、思ったことは言い切った」会社員（男性30歳代） |
| 5日連続の公判について | ・「終わってからが大変。ご飯の支度とか（笑）」補充裁判員パート（女性50歳代） |
| 人を裁く負担については | ・「量刑を決めるのには抵抗があった」会社員（男性30歳代）<br>・「結果は自分で納得して出した」会社員（男性30歳代）<br>・「選ばれた時、自分でいいのかと思った。でも、いい勉強になった」主婦（70歳代） |
| 争点について | ・「主張がここまで違うと戸惑う」会社員（男性30歳代） |
| 被告には3人しか質問しなかったが、 | ・「女性の方は（被告を）直視して質問するのが怖いと言うので、男性にしてもらった」補充裁判員会社員（男性50歳代） |

＜ケース67＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年11月13日：広島地裁：同14日　大阪読売新聞 |
| 事件：被告 | ハンドバッグを奪おうと男女を襲い、けがをさせた、強盗致傷罪：<br>被告　無職（男性36歳） |
| 判決 | 懲役5年<br>「被告は信用できない弁解を繰り返し、共犯者に責任を押しつけようとしている」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（8名会見） |
| 終了した感想は | ・一様に「結論を出すのが難しかった」、「ほっとしている」 |
| 評議の雰囲気について | ・「（裁判官が）話しやすい環境にしてくれたので、思ったことは言い切った」会社員（男性30歳代） |
| 5日連続の公判について | ・「終わってからが大変。ご飯の支度とか（笑）」補充裁判員パート（女性50歳代） |
| 人を裁く負担については | ・「量刑を決めるのには抵抗があった」会社員（男性30歳代）<br>・「結果は自分で納得して出した」会社員（男性30歳代）<br>・「選ばれた時、自分でいいのかと思った。でも、いい勉強になった」主婦（70歳代） |
| 争点について | ・「主張がここまで違うと戸惑う」会社員（男性30歳代） |
| 被告には3人しか質問しなかったが、 | ・「女性の方は（被告を）直視して質問するのが怖いと言うので、男性にしてもらった」補充裁判員会社員（男性50歳代） |

＜ケース68＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年11月6日:仙台地裁: 同7日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 林道で知人男性(当時69歳)を殺害、殺人罪:<br>被告 無職(男性35歳) |
| 判決 | 懲役17年<br>「小刀で多数回突き刺し、残虐」<br>「遺族に、どうやったら謝罪の気持ちが届くのか考えてみてください」と説諭 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(8名会見) |
| 懲役の年月の重みをイメージできたか | ・「自分に置き換えて、このくらい(家族に)会えなかったら、どれぐらいつらいのかな、というイメージをした」会社経営(男性45歳)<br>・「裁判官から、『例えば自分の子供なら十数年後は高校生になっているという風に考えたらよいのでは』と言われた」公務員(男性32歳) |
| 事件報道が判断に与えた影響は | ・「個人的にはなかった。評議がすべてだ」会社経営(男性45歳) |
| 参加してよかったか | ・「裁判はこういうシステムでできているというのが分かった」会社経営(男性45歳)<br>・「疲れたので、もういい」補充裁判員主婦(50祭) |

＜ケース69＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年10月29日:大阪地裁: 同30日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | スーパー駐車場で女性をナイフで切りつけ約11万円入りのバッグを奪う、強盗致傷などの罪:<br>被告 無職(男性42歳) |
| 判決 | 懲役8年<br>「被告は反省しており、満50歳までに社会復帰できる希望が持てる範囲で決めた」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(4名会見) |
| 被告が土下座するのを見た印象は | ・「素直に謝罪しているように見えた」会社員(男性50歳代)<br>・ 「驚いたが、反省していると痛感した」主婦(50歳) |
| 土下座や、被害女性の陳述がどう影響したか。 | ・「被害者と被告のどちらにも偏らず考えられたらと思った」会社員(女性20歳代) |

＜ケース70＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年10月26日:大阪地裁: 同27日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 1万円札8枚を偽造し、コンビニエンスストアなどで使用、通貨偽造・同行使罪:被告 無職(男性41歳) |
| 判決 | 懲役2年6月<br>「責任は重大で執行猶予にはできないが、犯行をすべて認め、被害弁償もしている。反省と立ち直りの言葉を信じたい」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(5名会見) |
| 裁判についての感想 | ・「罪そのものより、被告の人生について考えることが多かった」会社員(男性39歳)<br>・「補充裁判員は法廷で直接質問することができず、判決にも意見を反映してもらえず、つらそうだった。位置付けを見直してもいいのではないか」(男性) |
| 結審から週末を挟んで判決が言い渡されたことについて | ・「土日も拘束されている感じがした」(男性62歳) |

＜ケース71＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年10月16日:大分地裁: 同17日 西部読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 知人男性を刺殺した、殺人罪:被告 無職(男性45歳) |
| 判決 | 懲役14年 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(6名会見) |
| どんな気持ちで被告に質問したか | ・裁判員2番「検察官や弁護人とは違う素人の言い方で接したかった」(男性53歳) |
| 被害者参加制度で遺族が意見陳述したことは | ・「自分に置き換えて、息子が殺されたらどうするか考えた」会社員(男性54歳)<br>・「涙をこらえるのに必死だった。遺族がいるかいないかでかなり違うという印象を受けた」会社員(男性60歳代) |

＜ケース72＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年10月9日:秋田地裁: 同10日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 自殺するため、自宅アパートを燃やそうとしたとして現住建造物等放火未遂罪:被告 無職(女性61歳) |
| 判決 | 懲役3年、保護観察付きの執行猶予4年<br>「動機は身勝手だが、経緯に同情すべき点もある」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(6名会見) |
| 執行猶予を言い渡した心境は | ・「個人的には罪を重くするより軽くしたいのが人情だと思う」男性嘱託職員(60歳) |
| 今の心境は | ・「(判決が)こんなにも重いものかと感じた。(判決の)一言一言が被告にどう受け止められているのかなと思った」(女性50歳代) |
| 弁護人が冒頭陳述で、被告への質問を促したのを聞いてどう思ったか | ・「自分の意見をしっかり伝えたいと思った」(女性40歳代)<br>・「(被告人質問の)前の日に自分で考えたり、紙に書いたりして自分の考えを固めた」会社員(男性50歳代) |

＜ケース73＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年9月18日:千葉地裁: 同19日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 女性の下着を盗み逃走する際に目撃者の男性にけがを負わせた、強盗傷害:被告 元会社員(男性43歳) |
| 判決 | 懲役3年、保護観察付きの執行猶予5年<br>「目撃者が犯人を捕まえることをあきらめさせるのに十分な強さ(の暴行)だったが、目撃者ら被害者と示談が成立している」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(9名会見) |
| 日程で1日休みがあった | ・「連続審理はつらいし、きつい。リフレッシュになった」(男性60歳代)<br>・「頭を整理できた。休みがあったから精神的にも体力的にも続けられた」(男性30歳代) |
| 強盗傷害罪か、窃盗罪と傷害罪かという争点を十分に理解できたか | ・「法律の知識がなくても説明を受ければかなり理解できる」(女性) |
| 下着泥棒が強盗になったことをイメージできたか | ・「『強盗に該当するのか』というのが最初の印象だったが、いろんな強盗があることを裁判官が懇切丁寧に教えてくれた」(男性60歳代) |
| 今後の人生にどのような影響が出るか | ・「犯罪に関心を持つようになると思う。何が正義なのかを考えるきっかけを与えていただいた」会社員(男性20歳代) |

＜ケース74＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年9月11日:さいたま地裁; 同12日 東京読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 路上で通行人2人から現金計約3万7000円などを奪い、重軽傷を負わせた強盗傷害罪:被告 フィリピン国籍(男性20歳) |
| 判決 | 懲役5年<br>「一般市民の平穏な生活を脅かす危険で悪質な犯行」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(8名会見) |
| (タガログ語の)通訳を介した外国人の裁判で難しさはあったか | ・「被告の顔を見ると、『分かっていないかな』と思う時もあった」(女性60歳代)<br>・「日本語のニュアンスが難しくて、訳す言葉がないのかなと感じた」(女性50歳代)<br>・「一度で伝わらないことも何回かあったが、通訳がニュアンスを変えて再質問していたので、こちらの意図が伝わらずに進んだことはないと思う」会社員(男性30歳代)<br>・「それぞれの国の言葉があるので、被告人の表情を見て、(伝わっているか)判断した」会社員(男性22歳)<br>・「通訳を入れると語尾なども変わってくる。『通訳が入る』と意識することが必要だと思う」補充裁判員会社員(男性44歳) |
| 裁判を終えて感想は | ・「ほとんどの人が、加害者にも被害者にもならずに一生を過ごす。犯罪に向き合う時間を得たことはとても新鮮で、真剣になれた」会社員(男性30歳代)<br>・「やってよかった。私はかなり、ぐうたらな生活をしているので、これから(自分の生活に)影響が出てくるか、楽しみなような怖いような」無職(女性61歳) |
| 判決に込めた思いは | ・「勉強して職を身につけ、刑を終えた時には1人でやっていけるようになってほしい」(女性60歳代)<br>・「更生することが償いにつながり、被害者にも加害者にも、一番のことと思っている」会社員(男性30歳代)<br>・「私たちの思いは、裁判長が最後に十分伝えてくれたと思う。判決をよく読み返して考えてほしい」補充裁判員会社員(男性44歳) |
| 裁判の前後で、在日外国人の見方は変わったか | ・「非常に変わった。これまでは『この辺は外国人が多い』程度だったが、外国人が日本社会になじめるようなケア(手当て)が重要だと感じた」会社員(男性30歳代) |

＜ケース75＞

| 判決日:場所:掲載紙 | 2009年9月10日:神戸地裁; 同10日 大阪読売新聞 |
|---|---|
| 事件:被告 | 74歳父親殺害未遂事件、殺人未遂罪:被告 無職(男性40歳) |
| 判決 | 懲役3年、執行猶予4年(保護観察付き)<br>「身勝手で短絡的な犯行だが、強固な殺意を持っていたとは言えない。被害者である父親は処罰を求めておらず、一日でも早く被告が家に戻ってくることを願っている。被告を立ち直らせるには、父親の協力と保護観察機関の指導監督のもとで、社会で更生する機会を与えるのが相当である。」 |
| 質問内容 | 裁判員の意見(8名会見) |

| | |
|---|---|
| 印象に残った場面や手続きは | ・「お父さんが息子を思う場面が心に残った」会社員女性（女性40歳代）<br>・「やはりお父さん。これで絆（きずな）ができて良かったかな、と思った」（女性20歳代）<br>・「判決言い渡しの時、被告はかみしめた唇が震えていた。今にも涙しそうで、これから頑張るという思いが見えた」補充裁判員会社員（男性29歳） |
| 自ら質問した感想は | ・「十分出来なかったというか……。もう少し、被告の心の内を聞きたかった」（男性50歳代）<br>・「被告と目を合わせて聞き、何を考えているかが自分なりにわかった」（女性20歳代） |
| 審理日程は十分か | ・　「先に日程ありきで進んでいる。スケジュールに追われる」（男性50歳代）<br>・「事実関係に争いがある案件なら無理。その場合は日数がもっと必要だ」男性（男性75歳） |
| 判決を終えて被告に思うことは | ・「最後に裁判長が述べたこと（説諭）が、被告に伝わってほしい。我々が考えたことが盛り込まれているので、ぜひ受け止めてほしい」（男性50歳代）<br>・「色々なことを見つめ直し、いい父親、いい息子になってほしい」（女性50歳代） |
| 家族間の問題でやりやすさがあったか | ・「親子の切っても切れない感情を思い、難しいと思った」（女性50歳代）<br>・「被害者が第三者の方がスムーズ。父親の気持ちを酌みたいと思う反面、被告を甘やかすのではないかと思った」（女性20歳代） |

＜ケース76＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年9月4日：　青森地裁：　同5日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 2件の強盗強姦罪など：被告　無職(男性22歳) |
| 判　決 | 懲役15年 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（4名会見） |
| 裁判員を務めて | ・「人を裁くことにかなり緊張したが、評議室ではみなチームというか。話せる環境を作ってくれ、ありがたかったです」（男性44歳）<br>・「友達の大切さを知らされました。真の友人がいないのが事件の一つの要因だと思った。友達を作れない人はどうしたらいいのかが課題だと感じました」主婦（60歳代）<br>・「刑を言い渡すだけでなく、彼（被告）に考えさせ、本当に届いてほしいという思いでやったつもりですが、疲れも感じています」牧師（男性45歳） |
| 昨夜はどう過ごした | ・「主婦で家に帰れば仕事が山ほどあるので、事件のことは考えないように過ごしました。でも夜中に目が覚めますね。被害者の気持ちを考えました」主婦（60歳代）<br>・「家族と過ごしたが、一人になった時は事件を考え、夜遅くまで起きていました」（男性29歳） |
| 次の裁判員に | ・「最後までやればすごく充実感があるし、頑張ってやってみて下さい」（男性44歳）<br>・「裁判官が私たちの目線で話してくれたので緊張せずに法廷にいられました。これから参加する人も緊張せずに臨めると思います」主婦（60歳代）<br>・「重い仕事で、ストレスもあるし精神的に疲れると思いますが、一つの刑を言い渡すことは社会に対して小さくないメッセージを送れることだと思う」牧師（男性45歳） |

| | |
|---|---|
| 性犯罪の難しさは | ・「裁判で明らかになる犯行内容を聞いて非常に苦しく、気分も悪くなりました。現実を見なければ正しい判断はできないと思い、真剣に向き合ったつもり。このような事件が起きないことを心から願います」牧師（男性45歳） |
| 裁判員の男女比など | ・「1人だけ女性だったが、補充裁判員の2人の女性の意見も聞いたのでよかった。男性女性にかかわらず、犯罪を憎む態度に変わりはなかったです」（男性44歳）<br>・「結婚している人は奥さんらの立場を考え、親身になったと思う。結婚している男性3人、女性3人が望ましいと思います」主婦（60歳代）<br>・「男性5人で意見が偏ると心配したが、話の中で不安は払拭（ふっしょく）されました。男性だからこそ男性に厳しく考えたり、思いが分かるからこそ『なぜ』という考えが出たりしたので、バランスは悪くなかった。今後は少なくとも2人は女性が入った方がバランスのいい意見になるのでは」牧師（男性45歳） |
| 被害者のプライバシーへの配慮は | ・「守秘義務のない傍聴席にも犯行内容が読み上げられ、大丈夫かなと思いました。ビデオモニターを通じた被害者の話は、音声を変えてもよかった。女性の意見を裁判所に届ける必要があると思いました」牧師（男性45歳）<br>・「暗い部屋で映しているから、外で被害者に会っても分からない感じのビデオでした」主婦（60歳代）<br>・「犯行過程が詳しく言われたことや、（被害者の）生の声が傍聴席にも聞こえたのが衝撃でした」（男性29歳） |
| 併合審理の難しさは | ・「一番苦労したのは量刑を決める点で、もう少し時間が欲しかった。休憩時間などに議論を交わす時間が少なかったと感じました」（男性44歳）<br>・「長いとか苦痛を感じたことはありません。事件の全体像を知ったうえで、新たな質問をできる時間が設けられたら良かった」牧師（男性45歳） |
| 守秘義務の負担は | ・「負担がないといえば嘘（うそ）になるが、3日間を通して守秘義務を守らないといけないと強く感じています」牧師（男性45） |

＜ケース77＞

| | |
|---|---|
| 判決日：場所：掲載紙 | 2009年8月6日：東京地裁：　同7日　東京読売新聞 |
| 事件：被告 | 女性刺殺事件、殺人罪：被告　無職（男性72歳） |
| 判決 | 懲役15年 |
| 質問内容 | 裁判員の意見（6名会見） |
| 全国で初めての裁判員を務め終えた気持ちは | ・「4日間長かった。ほっとしています」会社員（女性50歳）<br>・「大役を終えたというのが実感」アルバイト（男性61歳）<br>・「私みたいな一般の主婦が参加できるか不安だったが、裁判官やほかの人たちと一つのことを成し遂げて、一段落ついたという気持ちです」契約社員（女性38歳）<br>・「仕事とは違う疲れ方をしました」会社員（男性43歳）<br>・「まずほっとした。本当にいい経験をさせてもらってよかったと思っています」ピアノ教師（女性51歳）<br>・「ほっとしているのひと言です」栄養士（女性41歳）<br>・「通常のビジネスと違って非常に重要なことを決断しなくてはいけないので緊張したが、社会的重責を果たしたという気持ちです」補充裁判員会社員（男性43歳） |

| | |
|---|---|
| 刑を決めて言い渡すということに心理的な負担は感じましたか | ・「やはり、簡単に決められることではなくて、最後までこれでよかったのかな、と。ただ、決めなくてはならない。適切な言葉か分からないが、私は『つらい』と感じました」会社員（女性50歳）<br>・「いろいろと話し合う中で、気持ちがちょっと揺れたりしました。不安というか、心が揺れました」ピアノ教師（女性51歳）<br>・「人を裁くという重大なことを一般市民が担わされていると、ひしひしと感じた。みんなで最終の結論に持って行くんだというふうに考えられてからは気が楽になりました」会社員（男性43歳） |
| 手続きや流れは十分理解できましたか。主張、立証は分かりやすかったですか | ・「学校の授業で配られるような資料で、とても分かりやすかった」栄養士（女性41歳）<br>・「テレビドラマで見る方がもっと難しいのではないか、と思うぐらい分かりやすくしてありました」契約社員（女性38歳）<br>・「よくまとめられた資料で、裁判を受ける被告や傍聴人にも理解しやすかったのでは」補充裁判員会社員（男性43歳）<br>・「プレゼンテーション（説明）用のソフトとか、ディスプレーとか、想像以上に分かりやすくされていました。検察官や弁護士も、（専門用語を）簡単な言葉で言い直してくれました」会社員（男性43歳） |
| 評議の雰囲気はどうでしたか | ・「メンバーはとても話しやすく、前から知り合いだったような感覚だった。評議でも自分の思ったことを素直に話し合えた。裁判官もそういう雰囲気でできるように気を使ってくれました」会社員（女性50歳）<br>「硬い雰囲気を予想していましたが、（ふつうは）本心を言えないようなところも言えた。率直な意見交換でした」アルバイト（男性61歳）<br>・「裁判所というと、年配の男性が多いイメージだったが、女性や若手もいた。女性裁判官がいたおかげでほっとしました」契約社員（女性38歳）<br>・「もっと裁判官を中心に議論すると思ったが、むしろ裁判員が中心で、必要なとき裁判官がアドバイスしてくれました」補充裁判員会社員（男性43歳） |
| 証人尋問などの途中で頻繁に休廷を挟んだが、この手法をどう思いますか | ・「初めてのことで疑問点も聞ける状態ではなかったのを裁判長が察知してくれ、後ろで呼吸を整えることができました」会社員（女性50歳）<br>・「皆さんは『何だ？』と思ったかもしれないが、裁判官は（休廷中に）『分からなかったことはない？』と聞いてくれた。聞き逃したところも『こうでしたよ』と言ってくれました」契約社員（女性38歳） |
| 守秘義務を一生守る自信は | ・「話してはいけないことを認識しているし、守っていこうと思います」会社員（女性50歳）<br>・「公表すべき重要事項は公判で明らかになっています。制度を担保するために守らなくてはなりません」アルバイト（男性61歳） |
| 裁判員を務める人へメッセージは | ・「心配なさっていると思うが、一生経験できないようなこと。次の方にも頑張ってもらいたいです」ピアノ教師（女性51歳）<br>・「あまり関心がなかったが、4日間で考え方が変わった。嫌がらずどんどんやってほしい」アルバイト（男性61歳）<br>・「選ばれた時は『えーっ』というのが正直な気持ち。今はよかったなという気持ちです」栄養士（女性41歳）<br>・「1人体調を崩したので、精神的、体力的につらいものかと思われたかもしれないが、裁判所は休憩もとってくれ、のどの調子が悪いというとアメをくれた。最初から煙たがらず、自分の目で確かめてもらいたいです」契約社員（女性38歳） |
| 昨晩はどのように過ごしましたか | ・「かなりボーッと、疲労感を覚えている状況でした。早く床について休もうと思う毎日だったが、あまりぐっすり眠れたという感じではないです」女性会社員（女性50歳）<br>・「疲れていたのか、食事後に2時間くらい寝てしまい、夜起きて評議や判決のことを考え午前3時くらいまで眠れなかった。不謹慎かもしれないが、家族の顔を見て幸せな思いがしま |

| | |
|---|---|
| | した」会社員（男性43歳） |
| 家族や勤め先に負担をかけたことは | ・「家族は頑張ってねと言ってくれた。職場は何の問題もなかったです」アルバイト（男性61歳）<br>・「会社は休みをもらえるようになっていたが、周りの人には迷惑をかけたかなと思います。家族は、選ばれた時『えーっ』と驚いていました」契約社員（女性38歳） |
| 裁判員裁判は集中審理。今回の期間は適切だったと思いますか | ・「仕事は4日休むのが限界かなと思うし今回の事件は4日あれば理解できると思いました」契約社員（女性38歳）<br>・「長いと集中力が切れ、短いと納得いくには時間が足りない。今回の事件では4日間がギリギリだと思う」補充裁判員会社員（男性43歳） |
| 公判で遺体の写真を見たと思うが、精神的負担はありましたか | ・「そういう証拠が出ますという話が前もってあったので、私は目を伏せるという形を取らせてもらいました」会社員（女性50歳）<br>・「CG（コンピューターグラフィックス）を使ってくれた。写真もあったが、見たくなかったら見なくてもいいということでした」ピアノ教師（女性51歳）<br>・「評議のことを考えると、見るべきだと思い、見ました」会社員（男性43歳） |

## 参考文献


Christie, N. (1977)‘Conflicts as property’, British Journal of Criminology, 17(1):1-15.

Crawford, A. (2000)‘Salient themes towards a victim perspective and the limitations of restorative justice: some concluding comments’,in Crawford, A. and Goodey, J. (eds) Integrating a Victim Perspective within Criminal Justice, Adlershot, Ashgate.

Hoyle, C. (ed) (2010)　Restorative Justice: critical concepts in criminology. Routledge

Marshall, T. (1992),‘Restorative justice on trial in Britain’, in H Messmer & H-U Otto (eds) Restorative Justice on Trial, Netherlands, Kluwer Academic Publishers, pp 15-28

Wachtel, T. & McCold, P.‘Restorative justice in everyday life”in Strang, H. & Braithwaite, J. Restorative Justice and Civil Society. Cambridge.

Wright, M. & Galaway, B. (1989),Mediation and Criminal Justice; Victims, Offenders and Community, London,Sage

Zehr, H. (1990=2003),「修復的司法とは何か」西村春夫他監訳、新泉社

細井 洋子・西村 春夫・樫村 志郎・辰野 文理 編著（2006）、「修復的司法の総合的研究」風間書房

細井 洋子・西村 春夫・高橋 則夫編（2010）、「修復的正義の今日・明日」RJ 叢書8 成文堂

# 質 疑 応 答

小関慶太[i]　犬山絵美[ii]

各報告者からの報告内容は、それぞれの論稿を見ていただくこととして、質疑応答ではコメンテーター大塚浩之氏からパネリストに対しての質問要旨、パネリスト間での討議要旨、会場からの質疑応答要旨を紹介する。

## 【コメンテーター大塚浩之からパネリストに対しての質疑要旨】

（指宿信さんへの質問）

Q：お話の中で性犯罪の量刑の問題に触れておられましたけれども、私も、報道と接する限りやはり裁判員裁判で性犯罪の量刑というのは非常に重い傾向が出ているなというのは、常々感じていましたが、その背景というのはどうでしょう？そもそも日本の場合は性犯罪の量刑がこれまで低かったということがあるのでしょうか。

A.一言で言ってしまうと、相対的には、性犯罪に対する量刑は低いというように思います。ただ、それへの反発なのか、直感的な裁判員裁判での量刑の判断が重めに出ているのかという、その点の見極めは私にはわかりません。

Q.半年ほど前、性犯罪に関しまして、大分県の話だったと思いますが、そもそも当初県警は強姦致傷で立件しようとしたのですが、その女性の被害者が、裁判員裁判だけは嫌だ、この事件のことは一般の人に知られたくないというようなことを警察に強くアピールして、結局送検する段階になって県警の方は、裁判員制度の対象である強姦致傷を避けて強姦罪で送検したというようなケースがありました。

結局、検察は強姦罪ではなくて強姦致傷罪で起訴したと言う流れになっていたかと思うんですが、こうした被害サイドの視点から、裁判員裁判を嫌がる、できれば裁判員裁判ではないプロの裁判官だけで被告を裁いてほしいという、そういう意見が出るというところにこの性犯罪をめぐる裁判員制度の難しさが顕著に現れているかなという気がするのですが、その辺、先生、どのようにお考えですか？

A.その被害者の感情について、私がどう思うかということですか？それとも制度的にそれについてどうかとういことですか？

Q.制度的にこれは今後の検討課題かなということだと思うのですが。

A.はい、わかりました。そのようなまず、性犯罪被害者からの希望といいますか、感情に対して、どう対処するかということは、いくつか方法があると思います。

---

[i] 桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程
[ii] 桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

一つは管轄を外してしまうと言うことですね。裁判員事案からなくしてしまうということは一つ考えられると思います。
それから、二つ目は、裁判員裁判であっても、裁判員から認識されないような、保護手段をとるということがあります。たとえば諸外国で行われている例としては、被害者の証言をするときは、遮蔽装置を、事実認定者の方に対しても置いてしまうということで、これは、わが国ではとられていないですけれども、英語では匿名証人（Anonymous witness）というやり方ですけれども、こういう方法が考えられます。
それが良いかどうかは全然別で、考えられる手段としてご紹介していますけれども、三番目には、性犯罪で事実に争いがない場合、量刑手続きを分離してですね、裁判官だけで、審議が終わるようにしてしまうという、現在の裁判員制度をちょっと変更しなければならないということになりますけれども、特殊な制度、手続きを二分してしまうのは一つのやり方ではないかなと思います。だから全く対処の仕様がない問題ではないというように思います。

（高橋康明さんへの質問）
Q.お話の中でデーターベースの仕組み、目的等は良くわかったんですけれども、逆にこのデーターベースが存在することによってですね、裁判員の人たちが、過去の量刑相場と言うのに、縛られてしまうというような側面はありませんでしょうか。
A.先ほどもお話しましたけども、このデーターベースというのは、一つのものさしに過ぎません、参考のために提示しますということで、必ずしも縛られる必要はないということを説明した上で提示されていると思います。ただ、むしろこういったデータがないほうが、幅広い法定刑の中で、当該事案について、どういう刑がふさわしいのかということを考えるのは非常に難しいと思われます。これに縛られる必要はありませんが刑を決める上では、非常に有益な資料だと思います。

Q.ありがとうございます。それともう一点、高橋さん、申し訳ないです。
指宿さんの話の中でも、日本には、地裁には調査官と言うのは存在しないと言うお話がありました。生島さんのお話の中でも、調査官と言うのは必要というお話がございましたけれども、現在その裁判所の中で、その必要性なりの検討がなされていると言うことはあるんでしょうか。
A.裁判所の中で、刑事事件でそういった調査官が必要かどうかというようなことに関しまして、具体的に議論がなされているとは、承知しておりません。

Q.必要性というのは、刑事行政の現場におられて、あまりお感じになられないということでしょうか。
A.必要性についてはおきまして、実際には、先ほども言いましたように、色々な材料を元に裁判官あるいは裁判員が量刑について判断しております。

（小柳武さんへの質問）
Q.矯正の現場に長く携われておられたということなんですけれども、実際に受刑者に接してみて、

彼は更生の可能性があるなとか、彼はちょっとダメだなとか、なんとなく見た目というか、接した感覚でわかるものなのなでしょうか。その辺、実際に経験された方の肌感覚というか、それをちょっとぜひお話聞きたいなと思います。
A.正直に、端的に言えば、わかるような、わからないような・・・そういう感じです。わかるというと、じゃあ、根拠は何だと言われれば、根拠はありません。でも全くわからないかといわれると、いや、そうではありません。どっちだといわれれば、どっちでもないんですというのが、本当に正直な気持ちです。私は長い間、薬物の乱用防止指導を担当していました。10 人くらいの受刑者の話を聞くんですが、それを聞いていると相当程度わかるというのが、正直な気持ちでもあります。この人立ち直りそうだなという人に、家族が面会に来たときに、その家族に私も面接をしたんですが、それをもって、いよいよこの人は間違いないなという確信を持ったりすることがありました。ですから、非常に半端な答えになって恐縮ですが、ある程度予測できることもあると思っています。

Q.それに加えて、会場の方から、質問をいただいた中に、小柳さんに対して、色々なスライド、刑務所とか見せていただきましたが、日本の刑務所は清潔で、設備が充実していますというようなご紹介ございましたが、被害者側からしてみれば、そこまで手厚い対応をすることに迷いが生じることがありますというような、ご質問をいただいているんですけれども、そこまで手厚い対応は必要なの？ということに対する小柳さんの経験に基づくお考えがあればぜひ伺いたいなと思います。
A.これはなかなか難しいと思います。
現在刑務所で実施されている、被害者の視点を取り入れた教育を計画するにあたって、被害者やそのご遺族、学者に集まっていただき、研究会を開催したのですが、多くの率直な意見を出していただきました。これに基づいて、「被害者の視点を取り入れた教育」が実施されることになりました。その時の資料を読んで感じたのは、被害者や被害者のご遺族は、受刑者の改善更生のみを決して願ってはいないということです。加害者が改善更生をするために相当のお金を遣って、手厚く処遇されて、そして、社会でのうのうと生きていくことを必ずしも望まないということを、そのとき初めて感じました。被害者は大変複雑な思いを、しかもその思いは刻々と変わっていくと言うこともわかりました。矯正職員として私たちが営々と努力してきたことの一つは、犯罪者であれ受刑者であれ非行少年であれ、一人の人間として必ず社会で更生することを前提に、あらゆる努力を惜しまず、その人格を尊重して、更生のための手助けをすることです。このことを矯正職員になったその日から、頭のてっぺんからつま先まで、叩き込まれるのですが、被害者のご遺族、私は今被害者学を担当しておりますが、被害者のご遺族のお話を伺えば伺うほど私たちが思っていた、私たちが営々と努力してきたことと全く反対の思いをお持ちの方がいるということで、非常に複雑な気持ちになります。
先日、女子刑務所に行って、布団などの日常生活用品を見ました。テレビは各部屋にあるのですが、全部薄型のテレビでした。私はまだブラウン管のテレビです。また、布団は私が使っているのよりまだ良いじゃないかって思ったりもしました。複雑な気持ちになります。
（生島浩さんへの質問）
Q.お話の中で、福島の自立更生促進センターのことを触れられていましたけれども、おっしゃってい

たように必要性はみんな認めますよ。ただ、うちの近くに作ってもらっては困りますよ。というような問題は、このセンターに限らず、色々あるかとは思いますが、まあ、必要性はみんな承知している。では、どこにどうやって作ればいいのという、そもそもの解決策というのは、どうやって見出していくのでしょうか。非常に難しい問題だと思います。私は住人に粘り強く説得していくしかないだろう、というふうに書くのは簡単ですけれども、なかなかそれは現実として難しいということになれば、じゃあどうすれば良いんだという、先生なりの考えがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

A.キーワードは、知ることだと思います。一つは当然情報提供と言うことで、何かああいう騒動が起こるまでは、刑務所から半分以上の人が満期で出てくるということで、そうなると、全く野放しになっていて、そういう制度だということを知らなかったということがありますね。それから、仮釈放になれば、更生センターができて集まるってことはどこに誰がいるっていうことがわかるわけだから、そこはそういう仕組みが全然伝わっていなかったということになると思う。ですから、私も高校などに行って、こういうシステムになっているんだというお話をします。すると高校生の人たちは、何だ、そういうことなのかということで、確かに非常に危ないことだけれどもそのくらいのことだったら、自分でどうにかやっていけるよ、という、やっぱり学んでもらうことはありがたいなと思います。だから、徹底的な情報提供とともに、そういうことを知っていただく、努力が必要だと思います。

ただ、もう一点だけ、知ることっていうのはプラスだけでは決してなくて、責任が伴うということにもなるので、不安も高まる。知れば知るほど、安心するかというと、人間は知れば知るほど、不安になる、理不尽さを感じる。それが典型的に現れているのが被害者の方であって、被害者の方は、とにかく事件について真相を知りたいとおっしゃるんですが、それはその通りで、理にかなったことだけれども、じゃあ、知れば知るほど、納得できるのかと言えば、理不尽を感じるのだと思いますね。なぜうちが被害にあわなければならなかったのか、なぜうちの子がこういう目に遭わなければならなかったのか、知れば知るほど、やっぱり理不尽だと思うので、知ることっていうのは、プラス面だけではないということは、行政側は決して言っちゃいけないセリフですが、私どもの立場からすると、その辺も含めて対応していくというのが、大切な事かと思っております。

（小柳武さんと生島浩さんへの質問）

Q.生島さん、小柳さん両方にかかるテーマだと思います。仮釈放というものの重要性、社会復帰する間際はワンクッションをおく。それで軟着陸させていくという、その重要性というのは非常に、皆さんに、一般国民に良く知ってもらわなければいけないことだと思うのですけれども、現状はですね、何で途中で出てきちゃうんだよと、やっぱり満期務めなくてはダメじゃないかと、途中で出てくるっいうことに対する不安感というのが、国民は強いんじゃないかなと実際思うのです。その辺の国民の意識と、仮釈放の重要性の認識との間にギャップを私は感じるんですけれども、何かお感じになっていること、あるいはこう改善していかなくちゃいけないのじゃないかなというご意見があればぜひお願いします。

(小柳)
A.これはなかなか難しいと思いますが、国民の皆様のお考えとは別に、まず事実を申し上げます。先ほど、生島先生もお話されましたように、刑務所を出たすべての受刑者、満期、仮釈放を問わず、すべての受刑者を6年間追跡した統計があります。指紋で追跡しますから、相当正確な数字がでてくると思いますが、6 年間に 47,8%の人が再入します。この中で、仮釈放で出た人は30%台しか入って来ないのですね。満期釈放で出た人は60%台です。これはもちろん保護観察官の先生方の献身的なご努力とか、指導とか、そういうものがあっての数字だと思いますが、歴然とした差があります。私たちの社会が本当に安全で、再犯のない社会というものを考えたときには、やっぱり仮釈放というのは、重要な役割を果たしていると思います。保護観察官の先生方も大変重要な役割を果たしていると思うのですね。それを考えると、軟着陸で移行させることによって、裁判を全うしていないじゃないか、裁判の事後変更じゃないかというお考えもあるかもしれませんが、いきなり満期釈放で出所させ、何の指導もない状態よりは、やっぱり様々な条件をつけて、指導をしていくほうが、社会の再犯防止のためにも役に立つんじゃないかというのが、私の個人的な意見です。
(生島)
A.どういう形で携わっていくのかというのは、それは永遠のテーマでしょうけど、私は、まず、本人の、これから真面目にやるんだぞ、という思い入れですね。それから周り、地域だったり家族だったり周辺の、これからあいつは変わったんでやれるよ、という思い入れ、思い込みという世界が非常に大きいと思いますね。その意味でまず、本人からするとやはり刑務の中で頑張って、それのご褒美として、こうして出てくるということで、やっぱり自分として、中で一生懸命やろうというのが認められたし、それでこうやって出てきたという、真面目にやるぞという、そういうものが維持できるシステムだと思うんです、仮釈放制度というのはね。それから、もう一つは、周りからしてみたら、仮釈ということは、受け入れ先があったからということなので、その受け側との、先ほど私、居場所感というのを非常に強調していたんだけれども、居場所感として行ける場所があったんだ、社会に自分のスペースがあるんだ、そういうものを体感させるシステムとして仮釈放というのは、一番機能しているシステムだと思います。

Q.その、所感に関してですが、お話の中で触れられた更生保護施設ですけれども、民間が運営しているわけですよね。これが非常に受け皿として、今まで日本の中で重要な役割を担ってきたというのは間違いないのですが、裏を返せば国があまりにもこの分野で民間に頼りすぎてきたツケが今きているんじゃないかなという気がしているんですが、どのようにお感じになりますか。
(生島)
A.おっしゃる通りです。リハビリテーションと言えば良いのですけど、リサイクルと言うと、ごみ扱いかと怒られそうですが、リサイクルで一番大事なのは要するに分別ですよね。先ほど言ったようにかなりの部分は、その民間である保護司さんとか更生保護施設とか機能していたというのが、間違いないんですけれども、それが機能しない分野があるのは確実であって、そこの部分が広がっているのは間違いないですね。薬物であったり性犯罪であったり、それから当然、先ほど併存障害という言

い方をしましたけれども、犯罪性の他に、精神障害だとか発達障害とか、あるいは高齢だったりとかいう･･･そういうダブル、あるいは三重のハンディキャップがあるそういう方々に対しては、要するにSocial Security として、機能するからこそ、税金を使わせてもらうわけだから、そこの仕分けをきちんとして、国と民間の役割分担の明確化については、努力が足りなかった、というところは一番の反省するところです。

## 【パネリスト間での討議要旨】

（指宿）

私は、生島さんの方から地裁調査官制度のご提示があったのは、別にパネリスト間でそういう打ち合わせをしたわけではないのに、こうしたご提案があるのは嬉しいといいますか、ありがたい気がしております。

日本の量刑決定過程というのは、ちょっと当事者主義が過剰な傾向があると思うんですね。やっぱりもう少し職権主義的な要素を導入しないといけないのではないかと思っています。そういうことをやるには制度的、もちろん専門官を置くとすると予算とか、そもそもそういうポジションを置かなければいけない、法律を改正しなければいけないとか、ということになるし、そういう人を手続き的にどう介入させるかとか、訴訟法とかの改正とかもしないといけないとも思うのですが、それはそれで大仕事だと思うんですけれども。もし、そういう構想がたとえば行政の現場とか、あるいは、弁護士会とか、あるいは学会などからどんどん声が上がってきた場合に、従来の裁判所の量刑の決定の方法といいますか、スタイルといいますか、と、何か違和感が出てくるのかどうか、裁判官としては、そういう自分たちの専門官がいない方が当事者の意見で、意見と言いますか、求刑とか、助言とかに基づいたほうがやりやすいとか、ちょっと感想を伺えたらと思います。

（高橋）

違和感があるかどうかは、お答えしにくいです。ただ、量刑判断については色々な前例を調べたり、証拠を基に当該事件の特性とは何か、それを自分の頭で色々考え、合議事件の場合は、他の 2 人の裁判官と相談し、やってきた。今は裁判員を含めて、9 人で、議論をしているという状況であります。ご提示にあった新しい制度、あるいはその運用がどうなるかということは、ちょっと具体的には分からないのですが、今、裁判官として判断している立場としては、当事者主義を前提とした中で、我々としては最良の方法で行っているとしかコメントできません。

（指宿）

皆さんよくご存知の通り、裁判員裁判というのは今、量刑裁判ですよね。もうほとんど量刑委員会みたいな、公開の量刑委員会みたいです。裁判というよりも量刑を決める手続きにほとんど化している。もちろん争う事件は若干ありますけれども、多くはそうなんです。その、量刑機能というのが、この裁判員裁判に大きく関わっていると思います。今日のレジュメの私のところの一番下に書いておいたんですけれども、薬物事案と治療的司法ということで書いていたのですが、1980 年代から世界

各国でこういう治療的司法という考え方が出てきます。それはなぜかというと、刑を科しても、回転ドアのように、また社会に出てもまた戻ってくる、そういう人が一定の割合で多くて、それが多くて、それが避けられない。で、発想を変えて、矯正施設に入れる前に、治療的な対策を持つという、そういう発想の転換を始めようという風になっています。わが国では、この治療的司法とか治療法学という考え方は、まだ定着していないのですけど、要するに、矯正施設に入れる前に、治療プログラムを義務付ける。もちろん本人同意と承諾が必要です。裁判官主導で行わなければなりません。現在の治療プログラムというのは、刑務所とか、あるいは社会内処遇とか、つまり行政の方に委ねてしまっています。治療的司法というのをやろうとすると、これは、司法の側で個々の被処遇者と言いますか、被告人のプログラムを決定していかないとならない。そういう考え方を持たれている裁判官も若干いて、たとえばボランティアをやってくださいとか、そういう風なことを執行猶予をを言い渡すときつけられたりするのですけれども、これを公的な制度として拡大していこうというのが、治療的司法の発想です。もちろん施設内処遇をした上で治療プログラムをしなければならないタイプの犯罪者もいるし、そういう人もいることは当然なのですけれども、行政の方にしかそういうプログラムがないと、結局施設に入れないとプログラムが受けられないということになってしまうので、その前段階を設定するとするのであれば、裁判所自身に、その人にどういうプログラムが適しているかということを調べる機能がないとできないんです。それがないから日本ではなかなか難しいと思うんですね。少年事件は、それは家庭裁判所にそういう専門のスタッフがいるからできるわけです。刑事裁判でも、成人裁判でも、そういう発想の転換が必要なのではないかなというふうに思います。ですので、当事者主義司法は、当事者主義の国ではもう限界だと言われているんです。冤罪が起きるのも当事者主義の行きすぎの結果ですね。検察官が、日本でも最近ありましたけども、証拠に手を加えても有罪を取ろうという、これはもう当事者主義の行き過ぎなんです。世界各国で、特に当事者主義の国、英米法圏で冤罪が多いんです。それは当事者主義が行きつくところまでいってしまっているからなんです。他方、冤罪の問題じゃなくて更生の方から考えても、更生を促進できない、当事者主義が行きすぎてしまったために、では、どういうふうに変えるかと言うと、司法が、従来は職権主義的という風に表現されていたのだけれども、介入的に、処遇を決めていけるような、試みが始まっているということを、一応、私なりのコメントしておきたいと思います。

（小柳）

最近の実刑判決を見ますと、明らかに厳罰化傾向が進んでいるような気がします。これは、裁判員裁判が始まる前からそうで、この厳罰化が近年の、高率収容の背景の一つとして指摘されております。私が以前法務省の研究所にいたときに行った調査でも、最初に河合先生がお話されたように、日本人は厳罰化を求める傾向があることが指摘されました。裁判員裁判が始まって、重い罪の場合に、一層それが加速されるんじゃないかという感じがするのですが、そういう危惧を裁判官としてはお持ちにならないものでしょうか。

（高橋）

裁判員裁判が始まって、ある程度の事件の判決が出ていますが、データが十分ではないので、重くなっている、軽くなっているといった傾向は分かりません。なお、検察官の求刑を超えるような刑に

なった事件もありますし、逆に検察官の求刑から半分くらいの刑になった事件もあります。これから全体的にどういう傾向になっていくかというのは、正直、ちょっとまだ分かりません。

（生島）

先ほど言ったように、保護観察をどういうふうに説明してくださっているのかなということなんですけど、この業界は別に裁判所だけではなく、一番構造的な欠陥は、成功例を知らないんですよね。だから、たとえば、裁判所だって、再犯事例は扱っても保護観察でうまくいったのを知らないわけだし、刑務所でうまくいったのに、失敗したのは、また入ってきたのか、そういう事例分析しかない。成功例を知らない構造の中で、保護観察に期待していると言うことをいってくださっていると思っているのだけども、どういうふうに説明してくださっているのかなとお尋ねします。

（高橋）

被告人に執行猶予をつけて、更に保護観察をつける必要があるかどうかについては、かなり慎重に考えます。何を考えるのかというと、この被告人が保護観察という制度の下で、保護司や保護観察官の指導の下において矯正するのが適切なのかどうか、そういう支援を受けることは彼に効果があるのかということは必ず考えてやっております。最近の制度では、特別遵守事項、要するに保護観察のついた被告人が守るべき事項というものを裁判所の方から具体的に、保護観察所の方に意見を述べます。そのために、この人に何が必要なのか、たとえば、どういうプログラムを受けてほしい、それはやはり色々な事情を踏まえて決めております。だから、そこは無造作に保護観察をつけているというわけではありません。それから、保護観察所の方から報告を受けますので、自分が保護観察付執行猶予にした被告人がどういうふうに立ち直っていって、最終的に無事に、執行猶予期間を経過したのかは、把握できます。実際に裁判員の人にお話をするときには、どういう人には保護観察をつけた方が向くのか向かないのか、あるいは、保護観察をつけた場合、どういう経過をたどるのかということを説明させていただくことになったと思います。

（河合）

私の方から、小柳さんと生島さんのテーマについて、感想的なことを述べながら、それについて、ご意見を伺えればと思います。矯正と保護のご厄介になる人の、まず、現在日本のすごい特徴は、本当の選りすぐりだということが大きいので、それで、この人たちが更生できるのかということで、私も私なりに、色々外から調べさせてもらって、成功例とか保護司さんの書いたものとか、色々な事例とかで、一生懸命集められるだけ集めて、それなりの数を集めまして、その感想というのは非常にはっきりしていまして、どうしても、その裁判員になられた方とかそうなのですけど、目の前の人を見てこの人、更生できる人だろうか、といわれて、それは、何かどこか良い所があるとか、それは、本人の資質をすごく見たと思うんですが、実際の成功例でいうと、成功した人はやっぱり良い人だったとかじゃなくて、やっていることはものすごいひどいことをしていても、更生をむしろしておりまして、むしろ保護司さんや保護観察官とうまく、マッチングして、この顔を見てさっきわかるのかという話が、小柳さんからありましたけど、いつと自分とでいけるというね、客観的なものじゃないのです、それで、マッチングがうまくいって、良い人と出会えた人がうまくいっているというのが、私が調べた限り非常にはっきりしているので、それなのに裁判のときに決めなければいけないというのは、ある種のジレ

ンマというか、大変なところ。だから、そういった意味でも、後から仮釈放ができるとか、そういうフォローがあって然るべきではないのか、ということが一つ考えで。
それから、もう一つは、マクロな視点になるのですが、社会学としてみると、日本は非常に治安の良い社会を守ろうというか、維持しようというのを非常に対極的に考えますと、実は選りすぐりの人をどうやっているかという話をしているんですけど、その選りすぐりにぎりぎりならない人たちは、他の国ではみんな刑務所に入っているわけですよ。この入れずにすんでいるところこそが、本当に維持しなければいけないのでね。対極的な視点に立つと、これがもし、社会で世話してきたのが、できなくなってきて、どどどど…と入ってきたら、それこそ刑務所はパンクするわ、治安状況は悪くなる。で、量刑の話は、テーマだから報告しますと、実はしっかりいうと、80 年くらいからどんどんどんどん量刑があがってきまして、それのせいで刑務所の人口が増えていまして、犯罪増えてないのに、刑期長くするものだからどんどん増えて、実は 90 年代にはなった頃からぐっと増えて、先ほどいった小柳さんが良いグラフを出してくれているんですが、私がさっき説明したような、マスコミの報道も激しくなり、日本の治安が不安になりというのは、実は95年以降、地下鉄サリン事件があり神戸少年事件があり、そういう点で少しずれておりまして、実際にその量刑があがってくるのは、そういう風潮のせい以前の、もっと社会の色々な人を受け入れる力が落ちてきて、だから、出しにくくなるし、ということで、じりじりじりじりとプロの目に乗せても、刑務所に入れる期間が増えてきてしまったということが、実は非常に重要な部分になるんではないかと、それから、これまで入れずに済んできた人が入ってきたり、そういうことについて何かご意見があれば、お聞きしたいと思います。以上です。
（小柳）
なかなか難しい質問だと思うのですけれども、さっき私、グラフで検察庁受理人員が様々な段階を経て、最終的に、刑務所に入ってくるのが2%前後と申し上げました。この人たちは刑務所に入ってきた時点で、既に犯罪性が相当進んでいる人ですから、出所後、数年内に刑務所に全員が再入してもおかしくないような人なんだろうと思います。しかし実際には、入ってこない人が半分以上いるんですね。そこで 5 年以上入ってこない人を対象に、その間に何があったかというのを以前、私、調べてみました。様々な要因があったのですがその中で、確実にいえるのが 2 つあって、1つは家族、あるいは家族に代わる保護者がいる人でした。その保護者が出所時に迎えに来ていました。夏には刑務所に入所して、冬の寒いときに出る人も、あるいはその逆の人もいっぱいいるんです。出所時の季節に合った服装とか、靴とか、そういうものを用意してくれる支援者がいるというのが非常に大切なんだなと思ったんですね。それから、もう1つが職業です。職業は転々としていても良いんですが、長く就いていた人がやっぱり再犯していなかったんですね。そういう意味で、刑務所での処遇の中に、就労支援指導があります。しかし、なかなか軌道に乗せるのは難しいと聞いています。社会で受刑者を受け入れるかというと必ずしもそうではありません、しかし、受け入れたときに初めて再犯というのが防止されていくのだという、この事実が非常に重要だと思っております。
（生島）
最初のポイント、そのマッチングの問題ですね。おっしゃった意味は、1つはまず、保護観察というような処遇自体が合うのかというマッチングの問題ですね。だから、それは、先ほども言ったように地

裁の中にも調査官を作っていただいて、こういう処遇がマッチングするのかどうかというアセスメント、そういうシステムがないと保護観察が合っているかどうかというマッチングの判断がやっぱり難しいと思う。それから、今度は保護観察になった中での保護司とか処遇者とのマッチングですね。私がいたときよりは今は、対象者の特質や処遇経過の中で保護司も変更したり、交代させたりしているとは思いますが、やはりマッチングの問題、今、二重の、保護観察が合うのかどうかということと、また観察の中での保護司のマッチング、その両方が、機能的に行われなければいけないというのが1つですね。

2番目は、リスクある人を、これが社会政策として、この仮釈放が機能するためには、絶対的に、そのリスクある人を抱えなきゃしょうがないのですね。単純に再犯を減らそうと思えば、安全な人を短い期間だけ仮釈放にすれば再犯率は減るわけです。だからエビデンスベーストでいえば、数字を下げればいいということになりますが、これでは、税金を使わせていただく意味はないので、先ほど、福島でもセンターの開所をしたときにですね、大変私は間違っていると思うんですが、地域対策なんでしょうが、本来、税金を使って国で更生保護施設をやるっていうのにも関わらず、できるだけ再犯の心配がない、安全な人を受け入れているのですね。そんなだったら、今までの民間の更生保護施設でかまわないのです。危ないのを、危ないのを受け入れるからこそ、税金を使わせていただくっていう、やっぱり基本にかえってやらなければ、ということなのですけれども、何回も言っているように、非常に厳しい。1つだけ考えられるのは、成功例だけではなくて、失敗例も私たち、しっかりと外に情報を出していく必要があるんじゃないですか。だから今までどうしても、こうやったらうまくいきましたよ、ばっかりですけど、こうやってもダメでしたというのも、きちんと報告していかなければいけない、それは私のような者も含めてね、やっぱり失敗例に関して、第三者にきちんと情報提供していくという、そういうことが、今私の頭の中では考えられる方策かなと思います。

## 【フロアーからの質疑応答】

（裁判員経験者の方からの質問①）

Q.裁判員経験者による交流会、裁判員ネットというところに所属して交流会に出席したということです。そこで皆さんがおっしゃったことは、被告が刑務所に行った後どうなるのか、すごく気になる。まさに、今日のお話後半の部分だと思いますが、出所後、あるいは保護観察になったら、その後はどのような生活を送るのかということです。裁判における評議において裁判官による裁判員への説明が求められると思いますが、実際にはその説明が十分なのか疑問が残るところです。そこで、評議室の内側ではどのような説明が裁判官から裁判員へ説明がされているのかということを伺いたいと思います。

（高橋）

A.実際の事件でどういう評議が行われたかというのは、評議の秘密にあたるため、私も全く知る立場にはありません。ただ実際に裁判員裁判が始まる前に全国の裁判所で模擬裁判がかなりの件数行われました。その中で今、お話がありましたように、裁判員役の一般市民の方から、自分たちが刑を決める以上、その刑が決まって刑務所に行った後、どういう生活を送るのか、これをきちんと把握していなければ、刑はなかなか決めにくいといったご意見が少なからず出たということを承知しております。そういうことを実際に模擬裁判に携わった裁判官たちも経験しておりますので、実際には、具体的に刑を決める過程の中で、そういうことをも含めて被告人の今後がどうなるのかということは、裁判官の方からきちんと説明しなければならないなというふうなことは我々も感じてはおります。

（河合）

Q.量刑データベースについて、そのサンプリング方法を詳しく教えていただけないでしょうか。というのは、登録されているという5700件はどこでどう選ぶのかということです。実は私は、最高裁事務総局のご協力により民事訴訟記録の詳細な調査をやらせていただいたことがあります。このときは、ランダムにこちらで選ばせていただいた、1030件余りのうち、どうしても見せられないのはカットさせてくださいというお話し合いでした。実際は、どのくらいカットされるのかと思ったら、2件だけカットされました。これなら結果分析に影響はなくホッといたしました。データを扱っていますと、全て丸ごと分析対象に入れるのは必ずしもわかりやすい結果を得られません。おそらく、ものすごく特殊なケースをカットした方が、わかりやすくはなる。しかしながら、なにか恣意的にある種のものがカットされているのは、問題といえば問題かもしれません。そこのところを教えてください。

それから気になるのは、ご存知の方も多いとは存じますが、80年代くらいからずっと量刑がどんどん上がって、倍くらいになったと言われている影響です。データを取られたのは、時期的にはいつからいつまでなのか、基本的なことをお聞きしたいと思います。

（高橋）

A.量刑検索システムの運用は、裁判員制度が始まる前の平成20年の4月1日から開始しました。対象となっているのは、基本的に裁判員裁判対象事件です。平成20年4月1日以降、しばらくの間は裁判官だけの裁判の結果となっています。裁判員制度が施行された後は、裁判員が加わった事

件の判決として、今どんどん蓄積がなされています。

（フロアーからの質問②）
Q.保護観察付きというのが、非常に裁判員制度になって増えているということ、で、それを裁判員、一般市民の人たちが選択するという理由の中で、立ち直り重視ということ、非常に立ち直ってほしいということを、お考えのようです。これについてどういう風に考えられているのでしょうか？
（生島）
A.裁判員裁判で保護観察月き、執行猶予の判決書の量刑の理由の中で、どういう風に保護観察に触れられているのかを、少し調べさせていただきました。そういう形で、見る限りですね、かなり積極的に、保護観察でどのくらいできるのかできないのかは別として、かなりそこの部分期待されている、量刑の理由からは読み取れる部分があるなという風に、直感ですけど感じています。

（フロアーからの質問③）
Q元受刑者の社会復帰について、一般社会との橋渡しを保護司の方にのみお願いするには限界があると感じます。その他の多くの一般の人が、この問題に関わっていくような社会システムの構築、これが必要ではないかと思います。それをどのようにしたら可能でしょうか。社会内処遇を豊かなものに、充実したものにするためには、先生のお考え、もしご案がございましたら、教えてください。
（生島）
A.一つは法教育の中で、裁判所のシステムを教えるのもそうですけども、その後の刑務所のシステム、出た後のシステムっていうのを、やっぱり中学生、高校生に教えたり、私は、高校ではだいぶやらせてもらったんですね。そしたら非常に反応がよかったです。きちんとデータを示しながら、保護観察のシステムを示しながら、それを中学生、高校生に教えていくっていうことが、現実に私がやれていることはそれくらいかなというふうに思います。

（フロアーからの質問④）
Q.高齢者の受刑者が非常に増えていると、先ほどございましたが、刑務所での生活を、一定基準に保つためには、それなりの経費がかかると思うのですが、どのように特別な対策なり経費の支出を配しているのですか？
（小柳）
A.公表されておりますので、申し上げますが、矯正施設件予算は少年施設や人件費を含めて約 2200 億から 2300 億くらいで、年々増えています。その年々増えているのは、もちろん食事を改善するとか、教育に力を入れるとか、そういうこともあるんですが、実は医療費も相当かかっています。高齢者の増加に伴い医療費も明らかに増えております。疾病を多く持っている高齢者を放っておくわけにはもちろんいけませんし、その上で、様々な配慮をしなければならないということがあります。高齢者を集めて、高齢者にふさわしい作業とか、教育、あるいは生活をさせたほうが良いんじゃないかとか、いろんな意見があって、いろんなことを試みているんですが、高齢者だけを集めると、余

計老けていくといいますか、年取っていくんですね。ですから、適度に若い人の中に混ぜるというのが、やっぱり必要だということがわかりました。それから高齢者だけ集めると、その市町村に負担が非常にかかったり、色々な弊害があったりするんで、そこら辺を色々配慮しながら今やっている、そういうふうな感じでございます。

※フロアーからは、本書掲載したよりもたくさんのご質問・ご意見を戴きましたが時間制限もありましたため、一部の質問のみ報告者より回答を紹介させていただきました。

## 学会紹介

日本犯罪社会学会は、1974年(昭和49年)に成立され、学術大会の開催、学会機関紙「犯罪社会学研究」の刊行、国際交流など、犯罪・非行問題について研究活動を行っており、大学・各種研究所等に所属する研究者、裁判所・刑事施設・少年院・少年鑑別所・保護観察所・更生保護施設、中学校や高等学校等に勤務する実務家たる研究者など、現在496人(2010年12月18日)を越える会員を擁しています。また、会員の研究分野は、犯罪社会学や刑事学・犯罪学の基礎理論、刑事政策や少年法・刑事法、犯罪や非行問題の調査研究をはじめとして、犯罪・非行問題に関わるあらゆる分野・領域にわたっています。学会ウェブサイト:http://hansha.daishodai.ac.jp

## 編集後記

第7回公開シンポジウム開催後、昨秋横浜地方裁判所や仙台地方裁判所(少年事件)で実施された裁判員裁判において「死刑判決」が言渡されました(現在、両件とも控訴中)。また鹿児島地方裁判所では無罪判決が言い渡されました。本年度のシンポジウムは、裁判員(市民)が裁判(評議・評決)に参加し、量刑を考える上で一助になるような情報・知識を寄与するものでありました。

本年度も昨年度同様にこのような報告書を作成することができました。編集作業・事務作業補助にあたっては、犬山絵美氏(桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学)に多大たるご尽力を頂きました。また印刷・製本に関しては(株)弘久社の佐藤加菜子氏(桐蔭横浜大学大学院修士課程修了生)に大変お世話になりました。この場を借りて御礼を申し上げます。

小関慶太(桐蔭横浜大学法学研究科博士後期課程)


日本犯罪社会学会主催・2010年度(財)社会安全研究財団助成事業

**第7回公開シンポジウム成果報告書**

**「有罪判決後の被告の人生」―量刑のための知識―**

発　　行　：　日本犯罪社会学会

〒577-0036　大阪府東大阪市御厨栄町1-4-4 TTSセンター3階

E-mail:hansha@daishodai.ac.jp

編　　集　：　河合 幹雄・小関 慶太

編集協力　：　犬山 絵美

※本報告書は、日本犯罪社会学会ホームページ(http://hansha.daishodai.ac.jp/)より

ダウンロードを行うことが出来ます。

2011年3月1日初版第1刷発行

【非売品】

印刷・製本　(株)弘久社